ISSN 0919-245X

危機管理研究

第24号

〔一般論文〕

南シナ海における中国の島嶼等の埋立てに関する一考察 …… 倉持一 1

中国共産党一党独裁の過去・現在・未来
——危機管理の観点からソ連の経験を参考に—— …… 中野哲也 武重直人 13

最近の国際テロの動向と東京オリンピック・
パラリンピックに向けたテロ対策
——イスラム国の脅威の増大と日本のテロ対策の重点—— …… 岩井克己 23

災害時の拠点施設の危機管理方策と機能継続マネジメント
——建築設備系統に基づく建築空間の分類手法に関する研究—— …… 古嶋裕貴 増田幸宏 31

渡航者の感染症対策：予防から緊急時の対応まで …… 安藤裕一 39

〔研究ノート〕

危機管理の基本と人材育成 …… 飯塚康之 45

2016年3月

日本危機管理学会

〔一般論文〕

南シナ海における中国の島嶼等の埋立てに関する一考察

倉　持　　一*

要　　旨

近年中国は，南シナ海において積極的に島嶼等の埋め立て活動を行っている。これに対しては，南シナ海沿岸国のみならず，国際社会からも重大な関心が寄せられ，また，事態の悪化に対する強い懸念も表明されている。しかし中国は，これらの圧力に臆することなく埋め立て活動を継続しており，既に滑走路の建設を行うなど人工島建設に邁進している。ではその背景にはいかなる事情が存在しているのであろうか。本稿はその回答を導き出すために，主に法的観点と戦略的・地政学的観点という二つの観点から考察している。その結果，中国の埋め立て活動によって誕生した人工島は，国際法上，何ら新たな権利主張を認めるものではなく，法的には意味のない行為であることが明らかとなった。ただし，戦略的には，南シナ海は，中国の戦略的辺疆と九段線という歴史的・伝統的な海洋戦略にとって根幹となる海域であり，ここでのプレゼンス確保は譲れない点も明らかとなり，それは中国の海洋戦略の側面だけでなく，地政学的観点からも裏付けられることが判明した。すなわち，中国は法的観点ではなく戦略的・地政学的観点から南シナ海を捉えており，今後も強硬姿勢を崩すことはないことが推察され，日本もアジアの大国としてこの問題に真剣に対応していく必要がある。

キーワード：南シナ海，中国，国連海洋法条約，埋立て活動，地政学

1．はじめに

近年中国は，南シナ海に所在する岩礁等を積極的に埋め立て，これを人工島へと変貌させることを企図している。これは，フィリピンやベトナムといった南シナ海沿岸国間に新たな外交摩擦を生じさせるだけでなく，域内の安全保障に対する脅威をも生じさせかねない重大な動向である。領土問題など，南シナ海に直接的な係争要因を有しない我が国であるが，同海域は，我が国関連の商業船航行の多くを占める重要なシーレーンの一部であることから，この中国の積極的な活動は，我が国の国益にも大きな影響を及ぼすものとして注目すべきであろう。

特に，2015年に入り，南シナ海における中国の活動に対する諸外国の反応は活発化してきており，ASEANは8月の外相会議の共同声明の中で，中国を名指しすることは避けつつも「深刻な懸念」を表明している。また，米国も同じ8月に「アジア太平洋・海洋安全保障戦略(Asia-Pacific Maritime Security Strategy)[1)]」を公表して中国の埋め立て活動を「一方的な現状変更」だとして強く非難するなど，米中という大国同士の大きな外交問題にまで発展していることから，舵取りを誤れば，限定的かもしれないが軍事衝突が発生する可能性すら憂慮される状況にある。

しかし中国はなぜ，このようないわゆる四面楚歌の状況の中，南シナ海で埋め立て活動を強行しているのであろうか。本稿は，この点を明らかにすべく，中国の埋め立て活動を海洋に関する基幹的な国際法である国連海洋法条約（UNCLOS）の観点やスパイクマンに代表される地政学の観点，そして，九段線に代表される中国の伝統的な海洋戦略の観点といった複数の観点から考察することによって，中国が南シナ海に対して抱く戦略的意図等を追究してみたい。

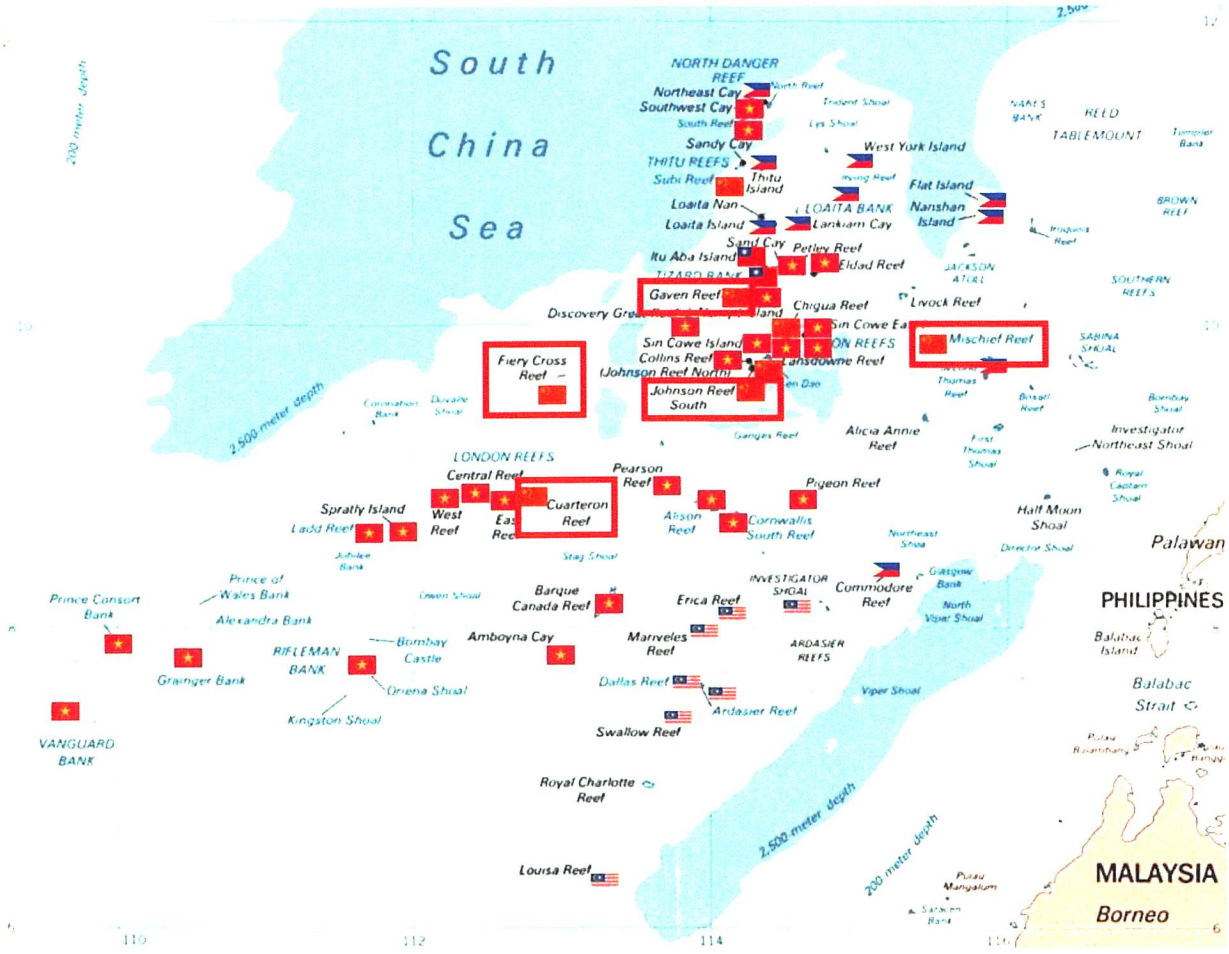
＊　公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所研究員

2．南シナ海における中国の島嶼等の埋立て活動の概要

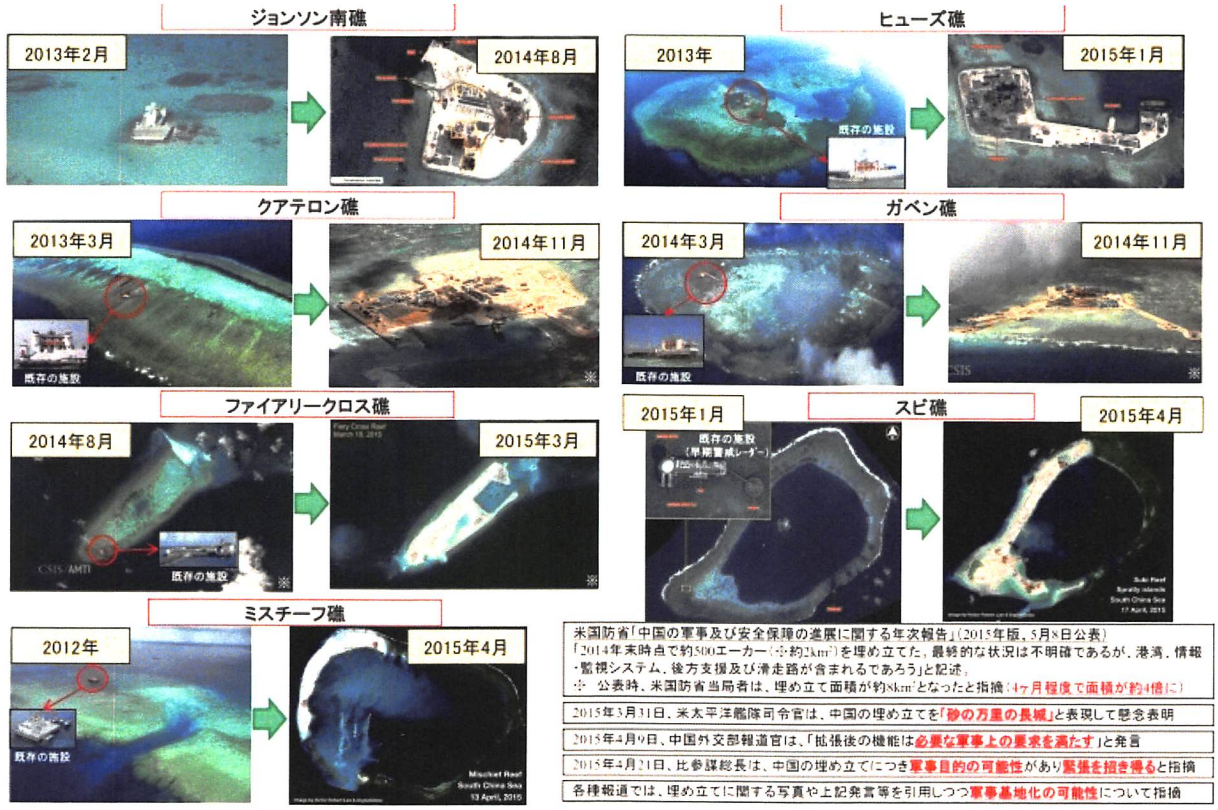
まずは，南シナ海，特にスプラトリー諸島（南沙諸島）に関する歴史と現状について確認していきたい。同諸島は南シナ海の南部に位置する島嶼群であり，多数の島・岩礁・暗礁・砂州によって構成されているが，同諸島を巡る領有権問題は，第二次世界大戦における日本の敗戦を機に複雑化している。

1939年３月に台湾総督府の命により，同諸島は大日本帝国の領土として編入され，台湾高雄市の一部となった。その後，1945年の敗戦まで日本政府が実行支配を続けたが，1952年に発効したサンフランシスコ講和条約第２条によって，日本は領有権を放棄した。しかし同条約では，日本の同諸島に対する領有権の放棄を定めているものの，次の帰属先については明確な定めがなかったため，確固たる領有権に関して空白期間が生じることになった。この状況の中，1945年に主権を回復した中華民国は，実質的に支配者が不在となった太平島をはじめとする同諸島の主だった島々を実効支配し，それ以後，中華民国（台湾政府）は，太平島などの支配を続けている。

一方，1949年10月１日に建国された中華人民共和国（中国）は，1953年に九段線油調を，1958年には「領海宣言」を発出し，スプラトリー諸島を含む南シナ海の大部分を自国領海だと宣言するに至った。この領有権主張が現在にまで引き継がれており，中国は同主張に基づき，これまでにも武力衝突を厭わない強硬姿勢に打って出ている。特に，1974年と1988年に南シナ海に存在する島嶼の領有権を巡って中国とベトナムとが武力衝突したが，いずれも中国が勝利を収め，それまでベトナムが支配していたパラセル諸島（西沙諸島）やスプラトリー諸島に対する実効支配権を獲得している。近年，中国が埋め立て活動を行っているのは，主にこの時から実効支配を続けているジョンソン南礁やファイアリークロス礁といった島嶼なのである（図表１参照）。



図表１：スプラトリー諸島の島嶼等の実効支配状況（四角枠が中国支配地域）[2)]



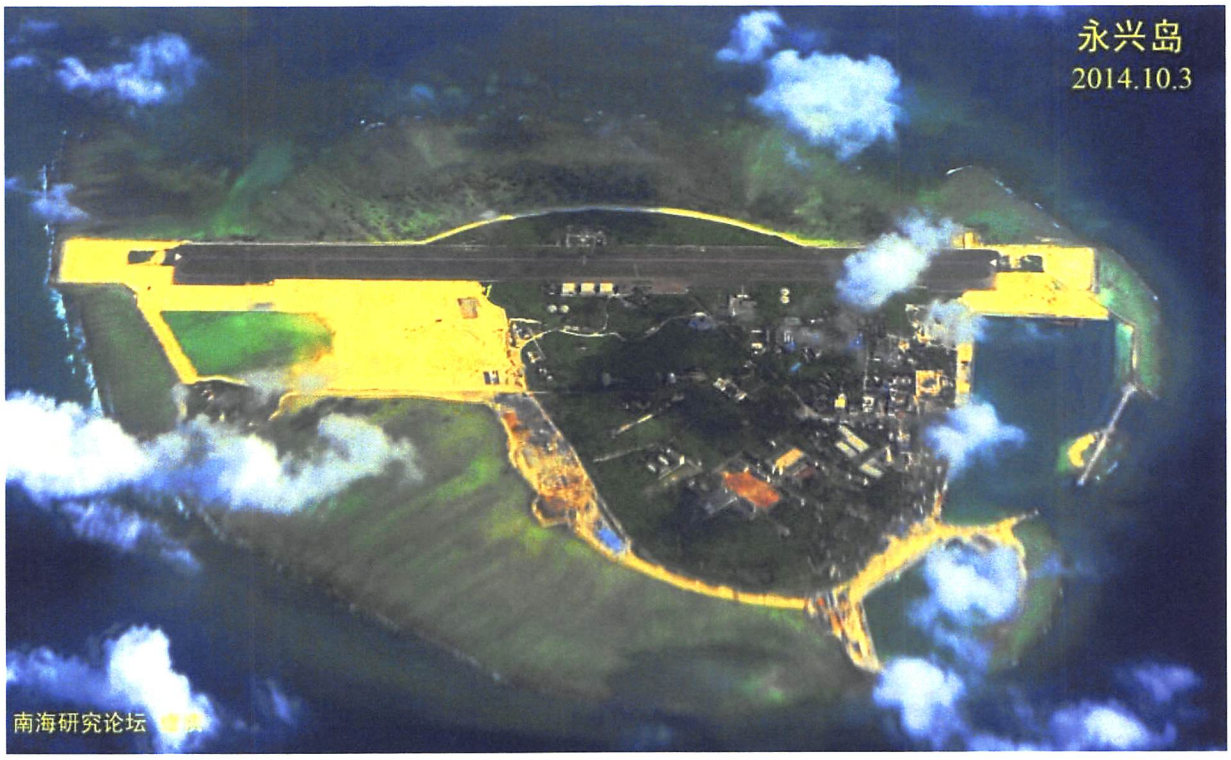
図表２：中国の埋め立て活動による各島嶼等の変化の状況[3)]

2015年になって表面化した中国の島嶼等の埋め立て活動であるが，これまでに埋め立て活動が確認されているのは，ジョンソン南礁やファイアリークロス礁をはじめとする７箇所である。ここ数年間において行われた中国の埋め立て活動による各島嶼等の変化の状況は，次のとおりであるが，そのいずれにおいても土砂の搬入による盛土造成と建造物建設が進められていることが分かる（図表２参照）。

特に，比較的に規模の大きいファイアリークロス礁では，2014年８月から埋め立て活動が開始され，2015年１月からは3,000メートル級の滑走路の建設が進められているとされている。実際，2015年３月に撮影された衛星写真においても着実に埋め立て活動と滑走路建設が進んでいることが確認されたほか，大型艦船やタンカーが接岸できる港湾施設の建設が進んでいることが明らかとなった[4)]。また，2015年６月に撮影された衛星写真によって，滑走路がほぼ完成していることや航空機の運用に必要な誘導路や駐機場の整備も進んでいること，そして，衛星アンテナやレーダー塔と見られる施設が確認されており[5)]，まもなく，同礁が滑走路を有する人工島へと変化し終えることが窺われる。

中国がスプラトリー諸島において埋め立て活動を強行している要因の一つが，この滑走路の保有という点にあると考えられる。それというのも，現在，中国が南シナ海において実効支配している島嶼等の中で運用可能な滑走路を有しているのは，パラセル諸島のウッディー島だけである。まして中国は，スプラトリー諸島には運用可能な滑走路を有していない。しかも，ウッディー島の滑走路は，主に島民の生活に必要な物資を輸送するために設けられたものであり，規模としては直径1.6キロメートル程度の島に全長2.7キロメートルと不釣り合いなほど大きいが，戦闘機や大型輸送機を安定して運用するほどの空間的余裕はない。現在，中国は，ウッディー島の滑走路を拡張しているとみられ，同工事が終了すれば，中国が有する南シナ海最大の島であり，南シナ海全域を管轄するとしている海南省三沙市の行政機能が設置されている同島の重要度は，より一層増大するであろう（図表３参照）。

以上のような積極的な中国の埋め立て活動であるが，これに対しては世界各国から懸念や強い非難が寄せられている。特に，同活動に対しては米国も強い関心を有しており，米海軍太平洋軍司令官であるハリー・ハリス海



図表３：ウッディー島の滑走路拡張工事の状況[6)]

軍大将は，中国の埋め立て活動を「中国は南シナ海に砂の『万里の長城』を築いている」と批判した上で，「アジア太平洋地域が対立に向かうか協調に向かうかは，中国の行動にかかっている」と指摘して，中国の今後の対応次第では，米国がこれまで以上に強硬な姿勢に打って出ることを示唆した[7)]。

その一方で，南シナ海に隣接するASEANは，2015年８月に開催したASEAN会合の場を利用して中国の同活動について協議したが，緊張緩和に繋がる具体策を見出すまでには至らなかった。同会合において米国のケリー国務長官は，「軍事施設の建設は緊張を高めるだけだ」と中国の活動を強く非難し，中国を含む領有権を主張する全ての国に，開発行為を中止することで合意するよう提案している[8)]が，中国寄りの立場を取るASEAN加盟国への配慮もあり，同会合最終日に行われた東アジアサミット（EAS）外相会議終了後の議長声明でも，中国を名指しした表現は用いられなかった。このように，本来であれば中国の埋め立て活動に際して最も影響を受けるであろうASEANが一枚岩であるとは言い難く，中国もこの政治・外交状況を十二分に承知した上で，南シナ海での埋め立て活動を強行していると考えられる。

また，中国は，我が国が南シナ海における埋め立て活動に対して懸念を表明したことに対して，2015年８月，王毅外相は，日本が沖ノ鳥島で「鉄筋コンクリートを使って人工島をつくり，排他的経済水域（EEZ）を主張している」と指摘して反論している。しかしこの批判は，我が国が日本固有の領土である沖ノ鳥島の領土保全に係る「護岸工事」を，南シナ海の「係争海域」に所在する島嶼等を一方的に「埋め立てている」中国の行為と同一に捉えたものであり妥当ではない。この王毅外相の発言が端的に示しているように，海洋問題に関する中国の認識や法的理解は，未熟ないし一方的な独善的理解による場合があり，今般の南シナ海における島嶼等の埋め立て活動も，法的な立場から冷静に分析する必要があるだろう。そこで次章では，海洋に関する代表的な国際法である国連海洋法条約（UNCLOS）をもとに中国の埋め立て活動を分析する。

３．法的観点からの考察

南シナ海における中国の島嶼等の埋立て活動であるが，王毅外相は８月５日，滞在先のマレーシアで「作業は中止した」と発言したが，これに対して米国防総省関係者は「明確な証拠を探す」と述べた上で，「国家が人工的に島を造っても領土にはならない」と強調している[9)]。それではなぜ，中国の埋立て活動によって造成さ

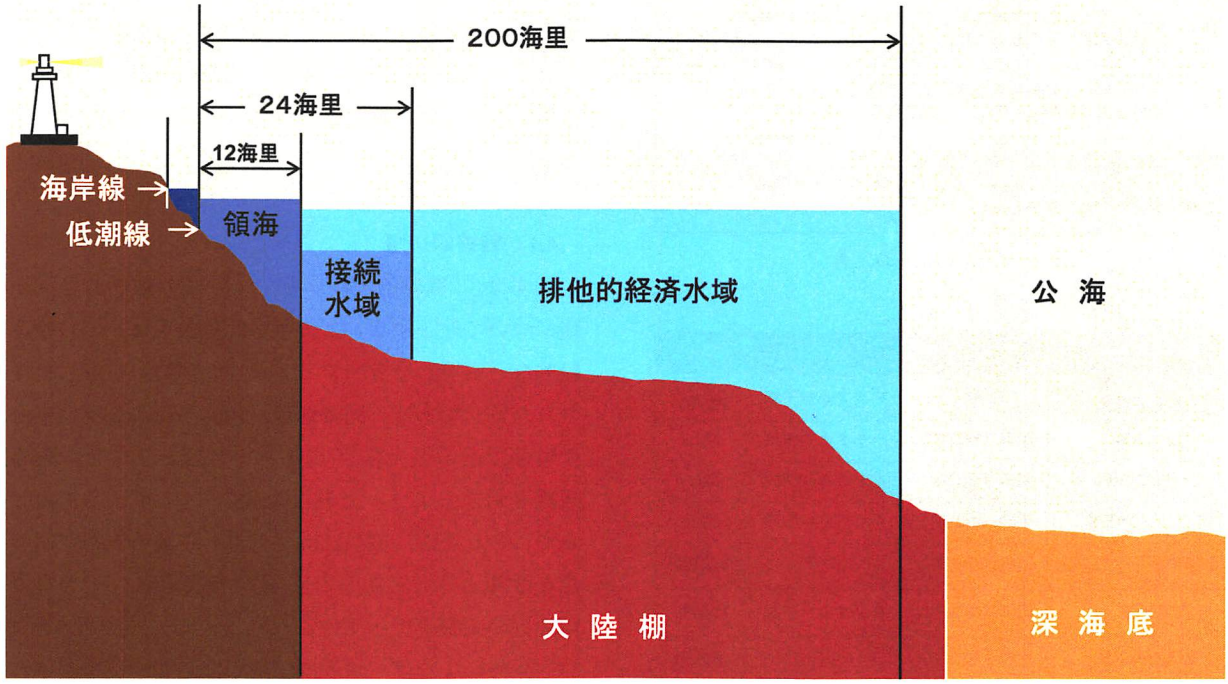
れた人工島が領土にはならないのであろうか。こういった海洋に関する諸問題に一定の回答を示す法的根拠の一つとなるのが，UNCLOS である。

1982年に採択され，1994年に発効した UNCLOS は，領海幅の拡大や領海基線の採用等により沿岸国の領海を拡大しただけでなく，その外側に沿岸国の主権的権利・管轄権が及ぶ排他的経済水域（EEZ）や大陸棚の制度を設けた。これにより，海洋の法秩序の原則が「海洋の自由」から「海洋の管理」へと大きく転換することになった。この UNCLOS に対しては，日本，中国，そしてフィリピンやベトナムといった南シナ海沿岸国を含め，2014年10月現在で167の国や地域等が批准している[10]が，米国は議会の承認が得られないなどの理由により同条約を批准していない。しかしながら，米国も基本的には UNCLOS の規定に従い，領海幅や EEZ を設定しており，同条約が海洋に関する包括的・一般的な法秩序を確立していることに変わりはない。

同条約では，第８部（第121条）で「島の制度」について定めている。それによれば，水に囲まれていて高潮時にも水面上にある自然に形成された陸地が「島」となる（第121条第１項）。そして，島には，領土・領海・EEZ・大陸棚が認められる（第121条第２項）。

この規定に従い，我が国は，固有の領土であり島である沖ノ鳥島に対して，領土・領海を有するほか，EEZ・大陸棚を設定し海洋資源の管理を行っている。その一方で，「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」は，「岩」独自の EEZ や大陸棚を認めないとしている（第121条第３項）ことから，島と岩の相違点は，主権国が EEZ・大陸棚を設定できるか否かということになる。200海里という広大な海域に対して主権的権利・管轄権が認められる EEZ を設定できるか否かは，同海域がもたらす海洋資源の利用の可否に関わることであり，沿岸国にとって極めて重要な問題である。なお，両者に当てはまらない，つまり，UNCLOS によって特別な権利等が規定されていない高潮時に水没してしまう岩礁等は，領土・領海・EEZ・大陸棚の全てを有しないということになる。

さらに重要なのは，UNCLOS は，人工島は島としての地位を有さないと定めている点である（第60条第８項）。すなわち，中国が埋立て活動を活発に行い，岩礁



図表４：UNCLOS の定める領海等の概念図[11]

等を人工島へと変化させているが，同条約に従えば，埋立て活動によって法的権利が新たに付与されることは無いということになる。今般，南シナ海において中国が埋立て活動を行っているのは岩や暗礁であり，それらが現在，外形上は島のような状態になっているとしても，国際法上，それらの人工島が原初状態（岩であれば領土・領海のみ，暗礁であれば何もない）を超えて領土・領海・EEZ・大陸棚を新たに有することは認められない（図表5参照）。

なお，滑走路の拡充が続けられているウッディー島は，埋立て活動の続く岩礁等とは異なり国際法上の「島」であるため，領土・領海などといった強い主権が中国に認められる。したがって，同島が中国にとって国際法上最も安定した拠点ということになり，中国が滑走路を拡充して大型機や軍用機の運用を可能にしようと企図することは，戦略的にも極めて合理的であると考える。

以上の観点を踏まえ，中国が埋立て活動等を行っている島嶼等の現状を整理し，ウッディー島の状況を加えたものが，下の図表6である。

ここまで見てきたように，中国が南シナ海において進めている埋立て活動等は，国際法上，何ら新たな権利をもたらすものではなく，極端に言えば「法的には無意味」な行為であると考えられる。先程紹介した王毅外相

種別	定義	有する権利
島	自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの。	領海・EEZ・大陸棚
岩	人間の居住又は独自の経済的生活を維持することが出来ない岩は、EEZ・大陸棚を有しない。	領海
暗礁	低潮時のみ海面上に現れるもの。	なし
人工島	島として地位を有しない	

図表5　UNCLOSの定義

島嶼等の名称	種別	支配国	滑走路
ウッディー島（パラセル諸島）	島	ベトナム⇒中国	あり（軍用）
ガベン礁	暗礁（埋立中）	ベトナム⇒中国	なし
クアテロン礁	暗礁（埋立中）	ベトナム⇒中国	なし
ジョンソン南礁	岩礁（埋立中）	ベトナム⇒中国	なし
ファイアリークロス礁	暗礁（埋立中）	中国	建設中
スビ礁	暗礁（埋立中）	ベトナム⇒中国	建設中
ミスチーフ礁	岩礁（埋立中）	中国	建設中

図表6　中国が埋立て活動等を行っている島嶼等の状況

の発言では，中国側が南シナ海での埋立て活動と日本の沖ノ鳥島の護岸工事が同一視されていたが，実際には，日本固有の領土であり国際法上の島である沖ノ鳥島の領土保全措置と，他国との係争海域に存在する岩や暗礁を埋め立てる行為とでは，国際法上，大きな違いがあることが理解されよう。

それでは，中国はなぜ法的には無意味と考えられる埋立て活動を，国際社会からの反発を承知で強行しているのであろうか。その背景事情を理解すべく，次の第4章で南シナ海に関する中国の海洋戦略を検証し，第5章で地政学の観点からこの問題を分析していきたい。

4．中国の海洋戦略の観点からの考察

本章では，中国の海洋戦略について概観し，その特徴点を導出するとともに，特に南シナ海との関連性について検証していく。中国の海洋戦略に関しては，これまでにも，①1950年代末から1970年代にかけての海運重視による「海洋による生存」の段階，②1970年代から2000年代にかけての改革開放路線による経済成長と資源確保を企図した「海洋による成長」の段階，③2000年代から現在にかけての海軍力増強をベースとした近海防御から遠海防御への軍事戦略変化という「海洋による発展」の段階，といった3段階発展論が指摘されている[12]。すなわち，時代によってその主眼は変化しているものの，中国の海洋戦略の基本は，「外洋に対する拡張志向」にある。そして，その土台たる概念として挙げられるのが，ここで検証する「戦略的辺疆」と南シナ海に描かれた「九段線」という二つの存在にあると考えられる。

4.1　戦略的辺疆

まずは，「戦略的辺疆」という中国の基礎的な海洋戦略について検証する。この戦略的辺疆とは，いわゆる一般的な「国境」を意味する「地理的国境」に対して提起された概念である。同概念は，1984年に人民解放軍海軍の幹部である徐光祐[13]による「合理的三次元の戦略的辺疆を追求しよう」と題した論文[14]によって初めて明らかにされたが，彼は2009年にも「中国の戦略空間の概念を改めよう」と題した論説[15]を発表し，それまでと同趣旨の主張を行っている。

徐光祐によれば，地理的国境が国際法的に承認された実際の国の境界であるのに対し，戦略的辺疆は領土・領

海・領域に制約されず，軍事力とその後ろ盾としての総合的国力の変化に伴って変化するものである。さらには，国家の戦略的辺疆が長期間にわたって地理的境界よりも小さく，両者を一致させる力が無いときには，地理的境界は戦略的辺疆まで後退し結果として領土などを失ってしまうが，反対に，戦略的辺疆を長期間有効的に支配すれば地理的境界を拡大することができるとしている。また，この戦略的辺疆に関する理論展開においては，敵を防ぐための「国門」の概念についても触れている。彼によれば，国門は伝統的な地理的境界から戦略的辺疆に向かって外に押し出さなければならない存在であるとし，これまでは12海里の領海線をもって敵を防ぐ国門としていたが，これからは国家が直面している現実的脅威，ならびに世界の海洋と宇宙空間の発展に基づいて国門を海上300万平方キロメートルの海洋管轄区域の際まで外に拡大し，陸地国土では地理的境界と一致させ，宇宙空間では高度境界へと侵入してこそ，必要な総合的空間を獲得し，国家の安全と発展を保障できると論じている。

そして，海上における戦略的辺疆の範囲については，徐光祐の2009年の論説では，「排他的経済水域の外縁」とし，「これを構成する海域は国家の海洋国土」であり，その海洋国土とは「中国が発展するための重要な基礎条件の一つ」であるとされている。彼が指摘している「300万平方キロメートルの海洋管轄区域」とは，中国沿岸からの距離などから推測すると，黄海，東シナ海，南シナ海のほぼ全域を指していると考えられ，中国が現在主張する海洋管轄区域は，すなわち，中国の海上の戦略的辺疆を成していると考えられる。

さらに，2009年に海軍上級大佐である陳舟・軍事科学院研究員は，「新しい情勢における防御的国防政策の発展」と題する論文[16]を発表し，中国の海洋戦略の外洋に向けた拡張志向を裏付ける論調を展開している。彼は，「グローバル経済に中国が参入したことによって地政学的な意味でも大国間の諍いが生じており，中国に対する外部からの戦略的圧力が長期的に存在する状況にあるため，中国の国益は外に向かわざるを得ない。そのため，中国の国防というものは，領土主権の外へと向かい，さらに大きな範囲で国益を維持するためにも，戦略的主導権を勝ち取らなければならなくなる」と主張しているが，これはすなわち，中国は経済成長に伴い必然的に外圧に晒されることになり，同時に国益擁護のためにこれまで以上に広範囲な視野で活動していくという考えを示したものである。

以上のとおり，徐光祐の主張する戦略的辺疆とは，国力の増大や減少に伴い伸縮することを意味するが，中国は，これまで基本的には右肩上がりの経済成長を続けてきており，したがって戦略的辺疆も外洋に向かって拡張し続けていることになる。そして，陳舟による国益の観点からの考察でも，中国は既に米国や日本を含めた諸外国との戦略的競争状態にあるとされ，国益保護の観点から，これまで以上に外洋へと行動範囲を広げていくことの必要性が主張されている。となれば，特に改革開放政策以降の経済成長段階を経ることで，中国の戦略的辺疆は相当程度外洋へと張り出してきているはずである。そして我々は，その張り出した戦略的辺疆に地理的辺疆を追従させるべく，中国が兵力投射能力の向上を図るなどして，近隣諸国に対し様々な手段で圧力を加えてくる，ないしは，圧力を加えていると考えるべきであろう。この戦略的辺疆がどの方向に拡張していくかについて言及された資料等は見当たらないものの，少なくとも，南シナ海に関しては「九段線」が，戦略的辺疆の一つの目安となりうるだろう。

4.2　九　段　線

戦略的辺疆と密接な関係がありながら，同概念よりも更に歴史的側面の強い存在であるのが，「九段線」の概念である。九段線とは，その名が示すとおり，中国が南シナ海にU字型に引いた9本の波線を意味する。なお，中国は2014年6月に公表した公式地図において，従来の9本の波線に加え，台湾の東側に10本目の線を書き加えたことが認められる。しかし，他の先行研究などを確認しても，慣例的に「九段線」との表現が現在でも一般的であるため，本稿も同様に取り扱う。

九段線とは，1947年12月に当時の中華民国内政省地域局が作成した『南シナ海諸島位置図』などに，11本のU字型の破線が中国（中華民国）の領海境界線として描かれていたことに端を発している。その前年の1946年に中国は，日本の敗戦を受け南シナ海の島嶼の接収を開始していたが，フランスは軍隊を派遣してパラセル諸島を占領し，また，フィリピンも独立に伴いスプラトリー諸島を自国領土だと宣言するなどしており，中国も早急に自国領海の境界線を示しておく必要があったと考えられる。その後，中華民国国軍との内戦に勝利した中国共産党によって1949年に建国された中華人民共和国は，それまでの中華民国の統治地域を制圧していったが，その過

程の中で，それまで南シナ海の領海境界線を表していた九段線の概念も引き継いだものと考えられる。

そして現在でも中国（中華人民共和国）は，南シナ海に引いた九段線の内側は自国領海であるとの前提認識を有した上で南シナ海への海洋進出を進めていると考えられる。それというのも，中国は，UNCLOSに基づいて帰属することになる，領海やEEZから構成される自国の海洋面積を「300万平方キロメートル前後」であると公言しているためである。その300万平方キロメートルという広大な海域面積は，UNCLOSの規定による基線から12海里までの領海と200海里までのEEZを単純に足しただけでは全く足らず，中国が接する渤海，黄海，東シナ海，そして，南シナ海の全海域を足すことで初めて成立する広さである。中国共産党機関紙『人民日報』も，2011年に，九段線内の海域は，「歴史的水域」であって公海の存在する余地はない，とする主張を展開している[17]。つまり九段線は，自国領土の基線を基準とした領海及びEEZの設定を求めるUNCLOSの規定を全く無視した概念であり，九段線内の海域全てを自国海域として取り扱うという極めて独善的・排他的な境界線だといえる。

また中国人研究者は，① 島嶼帰属の線，② 歴史的な権利の範囲，③ 歴史的な水域線，④ 伝統疆界線，という4つの解釈が併存していて中国の法学者の間でも認識が一致しているわけではないとの現状認識を示している。その上で，いずれにせよ，九段線は中国の歴史的な発展過程の中で形成されたものであり，どの解釈を採用しようとも，「九段線は中国と外国との境界線である」と指摘している[18]。そして彼は，1994年のUNCLOSの発効よりも以前から存在していた九段線を抜きに南シナ海を語ることはできないとし，九段線に対して適切な法的地位を与えるべきだと主張している。つまりは，この研究者の主張も，人民日報と同様に，九段線の内側の海域すべてが中国の領海やEEZであるとの前提に立っており，UNCLOSよりも中国が主張する九段線の歴史的背景や意味合いの方が優先することを示唆するなど，中国自身がUNCLOSの批准国であることを無視するかのような主張となっている。

その一方で，中国政府は自ら公式地図に明記しているにも関わらず，南シナ海に引かれた九段線の意味合いについては公式な立場を表明してこなかった。その明確な理由は不明だが，2011年4月に国連事務総長宛てに提出した南シナ海問題に関する口上書の中でも，中国政府は九段線に対する明確な言及を回避しつつ，「1930年代以降，中国はスプラトリー諸島の地理的範囲及びそれを構成する島嶼の名称を数回にわたって公表している」と主張するに留まっている[19]。とは言え，習近平国家主席は，近年，「一帯一路」戦略を打ち出し，その中で，中国各都市と欧州とを結ぶ海上交通路の構築に関する構想を打ち出しているが，同戦略の前提にあるのは，中国主導の南シナ海の安定と優先権の確保であることは間違いない。地理的に言っても，中国は貿易活動の大動脈である海上交通路の大部分を南シナ海に依存せざるを得ず，したがって中国の南シナ海における動向を考察する際には地政学的な影響を無視することはできないと考えられる。そこで次章では，地政学の観点から南シナ海という存在を分析してみたい。そうすることで，南シナ海に対する中国の強行姿勢が，自国の海洋戦略のみならず，地政学的にも半ば必然的なものであることがより一層明らかとなるだろう。

5．地政学の観点からの考察

スパイクマン（Nicholas J. Spykman）は，地政学の開祖とも称されるマッキンダー（Halford John Mackinder）による地政学の基礎的概念を援用し，世界各国が今後どのような戦略を選択してくるかを考察した。彼は，リムランドには極東ロシア，中国，そして東南アジアを経てインド，中東，ヨーロッパ沿岸地帯などが含まれるとし，そこに位置する国々は，陸と海の両方を睨みつつ両生類的に行動するため，ハートランドにあるランドパワー（大陸勢力）の国々や日本や英国のような沖合の島国と戦わざるを得ない宿命を帯びていると指摘[20]した。スパイクマンの業績に関しては，先ほどのリムランド・ハートランドといった地政学の中心的概念を描いた，『平和の地政学（*The Geography of the Peace*）』は，邦訳版が出版されていることもあって我が国でも著名であるが，南シナ海問題に関しては，彼が第二次世界大戦中の1942年に著した*America's Strategy in World Politics: the United States and the Balance of Power*が，極めて示唆的である。

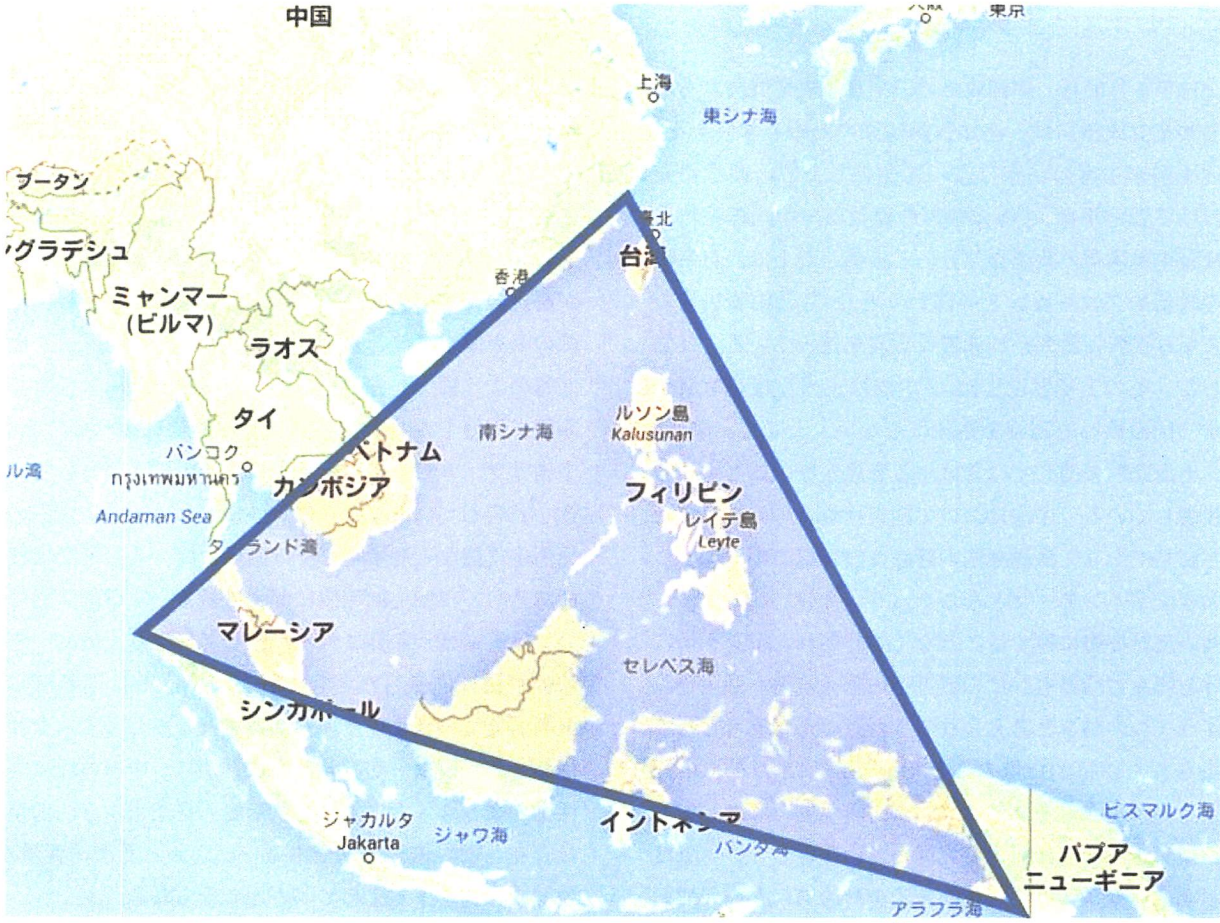
スパイクマンは，同書の中で，南シナ海に関するパワーバランスとその変化を論じているが，戦後，米国が戦略上最も重視すべき海域として「アジアの地中海（The Asiatic Mediterranean）」という概念を提唱している。彼は，アジアの地中海について，この海域が戦後の米国

にとって最も重要な戦略物資が確保できる場所になるはずだとした上で，このアジアの地中海が単一の国家によって支配されることは，米国にとって非常に都合の悪いことになる，と警鐘を鳴らしている。さらに彼は，来るべき戦後の東アジア地域のパワーバランスに触れ，「第二次大戦が終わった後，この地域では独立した国々が乱立することになるが，これらを同じような強さ（パワー）の国々でバランスをとることは欧州のケースよりも困難になるだろう」と予測し，「そして，戦後の一番の難問は，日本ではなくて，むしろ中国になるはずである」，「近代化と軍事化を果たした人口４億人[21]の中国は，日本にとってだけでなく，『アジアの地中海』に権益を有する米国にとっても脅威となる。中国は同海域の沿岸部から内海までの広範囲を支配する大陸サイズの国家となり，カリブ海における米国の地位と同じような立場になるのだ。中国が経済的に強力になれば，その政治的影響力も同じように大きくなる」として，中国の台頭とその潜在的脅威を訴えたのである。

彼が示した「アジアの地中海」の地理的範囲は必ずしも現実の地形に即したものではなくやや曖昧さも残るが，彼の言葉を借りれば，概ね，「ほぼ三角形の形をしており，その頂点は，それぞれ台湾，シンガポール，オーストラリア北部のヨーク岬にある。この枠の中にはフィリピン，インドネシアのハルマヘラ島，ニューギニア島，オーストラリア北岸，オランダ領東インド，イギリス領マラヤ，タイ，フランス領インドシナ，福建省廈門市までの中国の南岸地域，そして香港までを含む」ということになる（図表７参照）。

すなわち，アジアの地中海とは，その大部分を南シナ海が占める存在であり，南シナ海問題は，中国やASEAN諸国といった沿岸国のみならず，米国にとっても大きな戦略的存在であることが理解されよう。70年以上も前から，南シナ海の平和と安定にとって中国は潜在的脅威であり，米国もこの問題に巻き込まれることが予言されていたことなのである。

ここまで，地政学の古典的な存在であるスパイクマンの見解，その中でも特に「アジアの地中海」という概念を取り上げたが，現代の地政学者は南シナ海に対してい



図表７　スパイクマンの示した「アジアの地中海」の概念図[22]

かなる分析を加えているのであろうか。現代を代表する地政学者の一人であるカプラン（Robert D. Kaplan）は，北東アジアのパワーバランスは，米国の日本と韓国への軍事的支援によって裏付けられており，概ね日本・中国・韓国という3カ国によってその均衡が保たれているとした上で，しかしながら南シナ海ではその均衡が崩れており，中国が圧倒的に脅威となっていると指摘している[23]。そして彼は，これは米国にとっても好ましい状況ではないとして，もし，南シナ海における米国と中国の軍事力が逆転した場合，かつて米国がカリブ海の掌握によって獲得した世界覇権を今度は中国が南シナ海を通じて再現する可能性があるため，南シナ海は21世紀において最も覇権争いの激しい海域となるだろうと主張している。カプランは，太平洋とインド洋をマラッカ海峡で結ぶ南シナ海の地政学的な重要性を見通すだけでなく，南シナ海が米国本土から距離的に遠く，その一方で中国に隣接していることを悲観的に捉え，南シナ海を，まるでお湯が煮えたぎるような「アジアの大鍋（Asia's Cauldron）」だと比喩している。

6．ま と め

2013年7月30日，中国政治の最高意思決定機関である中国共産党政治局は，海洋強国建設のための学習会を，習近平国家主席の主宰によって開催した[24]。同学習会において習近平は，「海洋強国の建設は，中国の特色ある社会主義事業の重要な部分」と指摘した上で，自ら掲げる政治的スローガンとの関わりとして，「中華民族の偉大なる復興に重大かつ深遠な意義を持っている」と強調した。その上で習近平は，「中国は正当な権益を放棄せず，国の核心的利益を犠牲にしない」として，暗に，南シナ海問題に関しては妥協する意思がないことも同時に強調している。中国において国家指導者の発言はすなわち国是であり，海洋強国の建設は21世紀の中国にとって大きなメインテーマとなるだろう。今般，諸外国からの強い反対姿勢に臆することなく強行された南シナ海における埋立て活動も，この習近平の唱える海洋強国建設に伴う一つの動きと考えられる。習近平が指導者として選出されたのは2012年のことであるが，この年に中国は，スカボロー礁をフィリピンから実質的に奪取しており，南シナ海問題に対する大国たる中国としての本気度を示すという，習近平政権の政治姿勢の顕示という側面もあったことは否定できない。その背景には，改革開放政策以降の急速な経済成長に伴う国力増大と，それに呼応して外洋に拡張した戦略的辺疆の存在，そして，南シナ海へと展開される戦略的辺疆の境界線として描かれた九段線といった様々な事情が存在していると考えられることが明らかとなっており，南シナ海問題の解決の難しさも理解できるのではないか。

まず，法的観点から言えば，南シナ海において中国が進めている島嶼等の埋立て活動は何ら新たな法的権利を生み出す事のない行為であることが明らかとなった。海洋秩序の根拠法として存在するUNCLOSは，島・岩・暗礁・人工島を区別・定義し，それぞれが有する領海・EEZ・大陸棚といった海洋に関する重要な法的権利を定めている。これによれば，埋立て活動は法的権利に一切影響をおよぼすことはなく，中国による埋立て活動によって生じた外形的変化を経ても，岩は領海のみを有し，暗礁は何も有しない。それにも関わらず，国際社会からの反発を省みることなく埋め立て活動を強行するのは，中国は南シナ海問題に対して，UNCLOSなどの諸規定に基づく法的観点からの問題解決を図ることはそもそも望んでおらず，戦略的・地政学的な観点からのみこの問題に対処することを目指しているからではないか。さらに中国は，UNCLOSが生来的に有する強制力の面での脆弱性を十分認識し，その上で南シナ海問題に対して対処していることが窺える。というのも，UNCLOSは海洋秩序の維持・安定に寄与する大きな存在であり，海洋に関する紛争解決機関として国際海洋法裁判所を設けている。しかしながら，同時にUNCLOSは，紛争当事者が解決のための同一の手続きを受け入れない場合には仲裁のみを要求可能と規定しており（第287条），南シナ海問題のように，一方の当事者である中国が同裁判所での手続に同意しなければ裁判による解決は図れず，実際，中国はフィリピンやベトナムの法的手続きに対して不同意を表明している。さらに，仲裁においても，海洋の境界画定に関する解釈若しくは適用に関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権限に関する紛争や軍事的活動については管轄権が除外される。そして何より，例え中国が法的解決に同意したとしても，UNCLOSは国際海洋法裁判所等での判決以上の強制力を有しておらず，それに従わせる手段は一切有しないことから，中国の埋め立て活動のような「力による現状変更」を阻止する法的手段は存在しないのが現状である。こういった法的背景が，中国の行動を下支えしていると考えられる。

それに加えて中国の存在は，地政学的観点からも南シ

ナ海における脅威として捉えられてきたが，それは，先程述べたように，戦略的辺疆や九段線といった拡張志向の中国の海洋戦略と相まって，事態を複雑化させていると考えられる。特に，中華民族の偉大なる復興というナショナリズムを鼓舞する政治的スローガンを掲げる習近平という指導者の登場により，南シナ海問題の緊迫度は，まさしく「アジアの大鍋」の様相を呈している。スパイクマンが唱えた「アジアの地中海」は，米国の戦略的利益の観点からの表現であり，その論調から推察すれば，南シナ海における実際の軍事衝突の危険性をそれほど高くは見積もっていなかったと考えられる。しかし，以上に述べたような中国側の様々な事情に加え，米国が九段線に関する報告書を発表し，その中で，九段線で囲まれる海域に対する中国の主張は国際法に一致せず同海域内に所在する島嶼等に対する中国の領有権主張は国際法上成立しない等と批判を行っている[25]ことを勘案すると，南シナ海問題の法的解決の可能性は極めて低いと判断できる。そして，事態は既に兵力投射能力向上を背景とした実力行使による現状変更の段階に来ていることから，南シナ海は現在，中国を中心軸とした軍事衝突を否定し得ない世界有数の紛争海域の一つと位置づけられることが理解されよう。

7．おわりに

本稿で明らかにしたように，中国は，南シナ海に対しては，法的観点よりも戦略的・地政学的な観点で対応していることが推察される。しかし，埋立て活動によって直接的には領土・領海・EEZ・大陸棚を得ることができなくとも，現実問題として，人間が活動できる広さの土地が造成され，滑走路や港湾施設をはじめとする諸々の建造物が構築されることによって経済活動の基盤が整うことになれば，それがもたらす航空機の離発着や艦船の寄港といった軍事的・経済的なメリットは，中国にとって極めて大きいだろう。それだけでなく，将来的には，埋立て活動の結果誕生した人工島を，「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできる岩」だと主張することで，EEZ・大陸棚の権利を主張したり，暗礁だった場所に領土・領海・EEZ・大陸棚を設定したりする可能性が生じる。国際法上，こういった主張は認められる可能性は低いと考えられるが，中国が長期的な展望として，そのような野心を持って当該人工島に様々な施設を建造している可能性を視野に入れておく必要がある。とは言え，既に中国側が埋立て活動の中止，ないし終了を明言した以上，短期的に見れば，航空機の運用に必要な燃料・物資の供給体制整備や整備員等の居住に必要な電力をはじめとするインフラ整備などを殊更に進めたり，整備した滑走路に戦闘機や爆撃機を恒常的に配備したりすることは難しいのではないか。逆に言えば，南シナ海の軍事バランスを大きく揺るがすようなそういった行為に中国が着手した時こそ，南シナ海は「アジアの煮えたぎった大鍋」として，政治的にも軍事的にも今まで以上に大きく揺れ動くことになるだろう。

なお，本稿では取り上げなかったが，東シナ海においても中国は海警局の巡視船を定期的に日本の領海や接続水域内に進入させているほか，石油ガス田の稼働についても積極的な動きを見せている。特に中国は，2015年8月中に1万トン級の巡視船「海警2901」を，東シナ海を管轄する中国海警局東海分局に配備し，浙江省舟山にある中国海警局の港湾施設に係留していることが明らかとなった[26]。機関砲や高射機銃を備えヘリコプターの離発着の可能なこの1万トン級の巡視船は，日本の海上保安庁が保有する最大の巡視船である「しきしま型」の6,500トン級を上回るなど巡視船としては世界最大級の大きさを誇っており，自衛隊のイージス艦の大きさにも匹敵する。したがって，島嶼等の埋立て活動に代表されるように，南シナ海において強行，かつ，したたかな行動を見せる中国が，東シナ海問題に対して，どのようにこの「海警2901」を活用してくるのかにも，我々は注目しなければならない。

注および引用文献

1) http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/NDAA%20A-P_Maritime_SecuritY_Strategy-08142015-1300-FINALFORMAT.PDF
2) 筆者作成。
3) 防衛省（2015）「南シナ海における中国の活動」http://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/ch_d-act_20150529.pdf
4) 産経新聞，2015年4月17日付。
5) afpbbnews，2015年7月2日付。
6) 中国網，2014年12月24日付，http://images.china.cn/attachement/jpg/site1004/20141224/c03fd54ab89f1604743a34.jpg
7) 産経新聞，2015年4月1日付。
8) 産経新聞，2015年8月7日付。
9) 産経新聞，2015年8月7日付。
10) 国連ウェブサイト，http://www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm

11) 海上保安庁ウェブサイト http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/zyoho/mosikizu.gif
12) 金田秀昭（2012）「中国の覇権的行動が及ぼす地域海洋安全保障への影響」『守る海，繋ぐ海，恵む海—海洋安全保障の諸課題と日本の対応—』，日本国際問題研究所，pp. 23-24.
13) 1984年当時の同人の具体的な肩書きは不明であるが，2011年5月26日付のレコードチャイナの報道によれば，同人は「元人民解放軍海軍少将」であり，現在，「中国軍控裁軍協会理事」である。
14) 徐光祐「追求合理的三維戦略辺疆 国防発展戦略之九」『解放軍報』，1987年1月2日付。
15) 徐光祐「中国戦略空間概念需要改変」『環球時報』，2009年10月30日付。
16) 陳舟「試論新形勢下中国防御性国防政策的発展」『中国軍事科学』，2009年第6期，pp. 63-71.
17) 「専門家：南中国海に公海は存在せず 米国は『通りすがりの者』に過ぎない」『人民網日本語版』，2011年11月23日付。http://j.people.com.cn/94474/7653660.html（2014年10月5日閲覧）
18) 李国強（2010）「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』，No. 1, pp. 45-56.
19) Note Verbale CML/8/2011 dated 14 April 2011 from the Permanent Mission of People's Republic of China.
20) ニコラス・スパイクマン，奥山真司訳（2008（原著1944））『平和の地政学』扶桑書房出版。
21) 同書が著された1942年当時。
22) 筆者作成。
23) ロバート・カプラン，奥山真司訳（2014）『南シナ海中国海洋覇権の野望』，講談社。
24) 新華網，2013年8月1日付。
25) Office of Oceans and Public Affairs, Bureau of Oceans and International Environment and Scientific Affairs, United State Department of States, 2014, China Maritime Claims in the South China Sea, Limits in the Seas, No. 143, 5 December, 2014 (hereinafter LIS No. 143).
26) 産経新聞，2015年9月6日付。

中国共産党一党独裁の過去・現在・未来

――危機管理の観点からソ連の経験を参考に――

中野哲也*
武重直人**

要　旨

習近平政権下の中国では，大規模な汚職摘発や言論統制など，統治手法に際立った変化が生じており，その先行きが注目される。過去のソ連の例をみると，共産党一党独裁が崩壊に至った主な要因として，①党の特権構造の崩壊②報道の自由化③軍産複合体の暴走――を挙げることができる。現在の中国においては，党の特権構造は維持されているものの，習政権が大規模に展開する汚職摘発はこの構造を壊し始めており，党の求心力が弱体化しかねない。また，インターネット・メディアの普及が，党による情報統制の難度を高めている。習政権が言論の締めつけを強化する一方で，国民の党に対する不信・不満を拡大している。軍の統制については，中国共産党が人民解放軍を指導する体制を堅持しているが，軍産複合体の影響力は強大であり，習近平は人事によって実質的な軍掌握を試みている。現在の中国はソ連末期の状況と必ずしも同じではないが，著しい変化が見られる上記３点のいずれもが今後注目すべきポイントになる。

キーワード：中国共産党，一党独裁，ソ連，特権，情報統制，軍産

１．はじめに

中国共産党が一党独裁を維持するための前提条件であった高度経済成長は終焉を迎え，習近平現政権は従来とは異なる条件下での政権運営を余儀なくされる。その一端として，「ハエもトラも叩く」と宣言して広範にわたって汚職摘発を進め，党の求心力の源泉である利権構造を破壊しつつある。また，メディアへの規制強化や言論人の大量拘束など，情報統制でも非常に目立った変化が現れている。

その中国共産党の一党独裁システムはソ連にならったものであるため，現在の中国を観察する上では，ソ連の経験から重要な示唆を得ることができる。

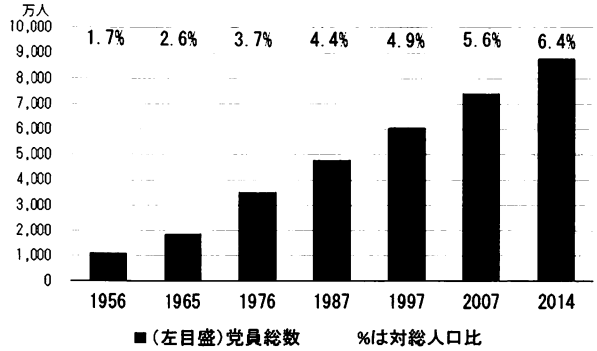
本稿では，長期的には「党の特権構造の生成と崩壊」，中期的には「情報公開」（グラスノスチ），短期的には「軍産複合体によるクーデター」に注目する。これらが現在の中国においてどのような状態にあるのかを検証し，中国共産党一党独裁の行方を展望するための視点として提示したい。

＊　リコー経済社会研究所 主席研究員
＊＊　リコー経済社会研究所 研究員

２．共産党一党独裁下の中国社会

2.1　中国共産党の規模

中国共産党の党員数は，2014年末時点で8,779万人。中国の総人口（13.6億人）の6.4％を占め，近年は年に100万人以上増え続けている。党員数はドイツの総人口を超え，ベトナムの総人口に迫る規模である。注目すべきは，総人口に占める割合が6.4％まで上昇し，ソ連共産党のピーク時（6.6％）に近づいている点である[1)]。（図表１



図表１　中国共産党の党員数と総人口に占める割合[2)]

参照)

さらに，中国共産党は巨大な下部組織を備えている。青年層（14～28歳）を対象とする中国共産主義青年団（約8,000万人），少年層（14歳未満）を対象とする中国少年先鋒隊である。中でも，青年団は重要な組織である。ここで実績を上げると出世コースに乗り，党の要職に就く確率が高まるからだ。この青年団員約8,000万人を加えると，党の実質的な規模は1.7億人に達し，実に総人口の約12%を占めることになる[3)]。

2.2 党による支配構造の構築

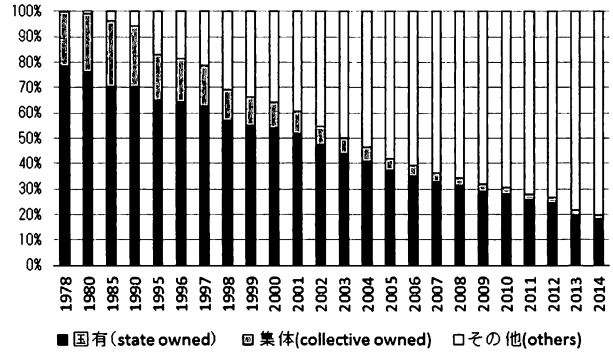
中国共産党は行政を掌握し，「党政一体」の体制を構築している。中央から地方の各行政機関に，必ずそれを指導する党組織が置かれ，両者は指導・被指導の関係になる。例えば，都市レベルの党組織トップ（書記）は行政機関トップ（市長）を指導する。この結果，党組織のナンバー2以下が市長を務めるケースが多い。

歴史を振り返ると，党は建国直後の1949年，行政機関内において党の指導を徹底する「党グループ」を設置。1955年には党組織の側にも各分野の「対口部」（行政機関を指導する部署）を設け，工業・交通，財政・貿易，文化・教育など分野ごとに行政機関を専門的に指導する体制を築いた。

司法機関も党の支配下に組み込まれていった。1960年には，国家の最高人民法院，最高人民検察院，国務院公安部を全て，公安部の「党グループ」が統一指導することが決定した。その結果，司法部門の諸機関は独立性を失い，党の指導・監督を受けることになる。

また，党は大衆を直接管理する仕組みも構築した。その代表的なものが，毛沢東時代にほぼ全ての職場や学校の中に置かれた党支部である。その最大の任務は，非党員大衆の管理である。党員はそのための実働部隊になる。党員，非党員にかかわらず，個人は職場内の党支部から監視と評価を受けることになる。この圧力によって，個人は党への服従を強いられることになる[4)]。

近代化以前，孫文が中国社会を「バラバラな砂」と表現したように，歴代王朝による行政上の管理は県レベルにとどまっていた。これにより，さらに下の郷・鎮と村のレベルでは，地縁・血縁のグループが自律的にコミュニティーを治める傾向が強かった。このため，個人の国家への帰属意識は希薄であり，国家権力は末端までなかなか浸透しなかった[5)]。毛沢東はこうした中国社会の特質を見抜き，末端の党組織によって個人レベルに至るまでの大衆管理に成功を収めたのである。



図表2　各企業セクター都市従業員数の比率推移[6)]

2.3 社会の変化と党の対応

1970年代後半まで，中国では公有制企業（国有と集団所有）がほぼ100%を占めていた。しかし，改革開放の進展に伴い，外資や私営企業などの新興セクターが急成長を遂げた。その結果，「党支部のない」企業が急増したのである（図表2参照）。

こうした状況下，党は主に二つの方法によって大衆管理の「空白」を埋める措置を講じている。一つは，新興セクター内への党支部の建設である。2014年末までに非公有制企業にも158万の党支部が設けられ，支部設置が義務づけられる企業の99%に達する。

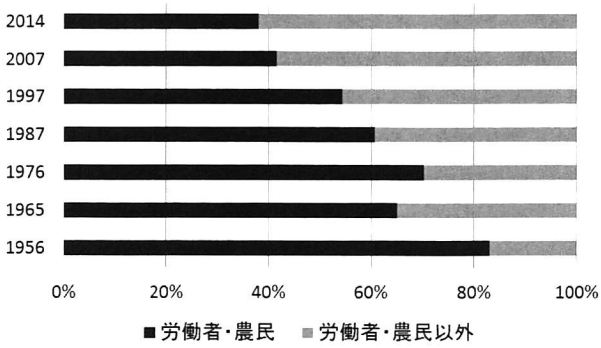
もう一つは，職場ではなく，地域単位に置く党支部の建設である。行政単位の末端に相当する地域を括りとする党支部であり，自営業者や農民などの管理を行う。2014年末で約71万支部が存在する[7)]。

党員構成の変化

1921年の共産党結党以来，党はプロレタリアート独裁の立場から，資本家を闘争の対象としてきた。ところが，改革開放後は資本家，すなわち私営企業家が経済発展の原動力となり，中国社会にとって無視できない役割を果たすようになる。

この矛盾の解消を目指し，江沢民は2002年，「国民を広く代表する政党」へ脱皮する方針に転換した。その結果，入党を原則的に認めていなかった企業家も党員として積極的に取り込むようになる。

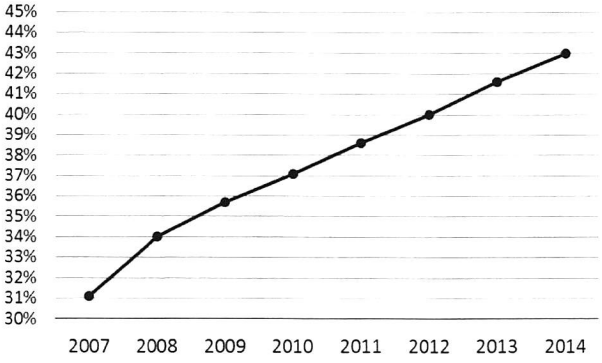
経済発展とともに，党員の職業構成も著しく変化した。党が共産主義社会の主役としてきた都市労働者・農民の全党員に占める比率は大幅に低下して今や，4割を切っている。（図表3参照）



図表３　中国共産党党員に占める労働者・農民の比率[8)]

職業	人数（万人）	構成比
農・牧・漁民	2,593.7	30%
企業・事業体の管理層および専門技術者	2,154.8	25%
離職休養・定年退職者	1,621.6	18%
共産党・政府の職員	739.7	8%
企業労働者	734.2	8%
学生	224.7	3%
その他	710.5	8%

図表４　中国共産党党員の職業構成比（2014年末）[9)]



図表５　中国共産党員の大学・高等専門学校以上の学歴保持者の比率[10)]

現在，党の中で農民に次いで比率が高いのは「企業・事業体の管理者および専門技術者」であり，企業家もこの中に含まれる（図表４参照）。

また，党員の高学歴化も非常に速いピッチで進んだ。今や全党員に占める大学・高等専門学校以上の学歴保有者の比率が４割を占める（図表５参照）。

３．共産党の特権構造

3.1　特権が求心力

かつてソ連共産党は絶対的な支配力を誇った。その求心力の源泉は，党員が享受する様々な経済的メリットにある。党員になれば，条件のよい就職や住宅に代表される福利厚生の特権を獲得できたからだ。

ゴルバチョフ政権が推進したペレストロイカ（改革）の顧問を務めた，歴史学者のアレクサンデル・ツィプコは「（ソ連において）イデオロギーはずっと以前から，少なくともペレストロイカの25年前から，本質的な役割は演じていなかった」と指摘する。国民が競い合うように入党したのは，出世に必要だったからであり，イデオロギーへの献身ではなく物質的特権と権力を求めた結果だったという[11)]。

特権によって党員を確保していた一党独裁体制は，ソ連共産党の崩壊過程で状況変化に対する脆弱性を露呈した。ペレストロイカが党内保守勢力の抵抗によって頓挫すると，ゴルバチョフはそれまで一体関係にあった党組織と政府機構を分離。それにより党の要人が政府や国営企業の中で特権を失い，党の求心力は急速に低下した。

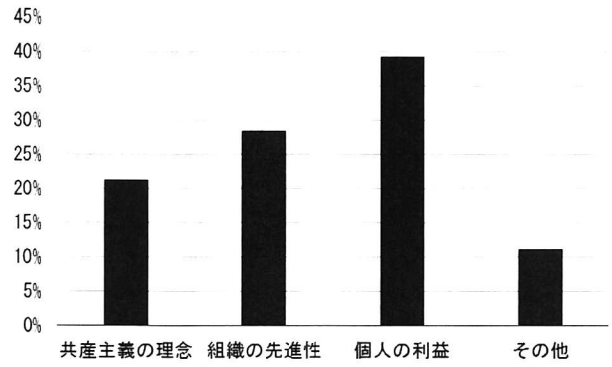
このため，それまで増加し続けた党員数は1989～1991年の間に1,900万人から1,500万人に激減した[12)]。党内の保守勢力は巻き返しを図ったが，1991年８月のクーデター失敗が引き金となり，ついに党とソ連は崩壊する。

3.2　「表」の党員メリット

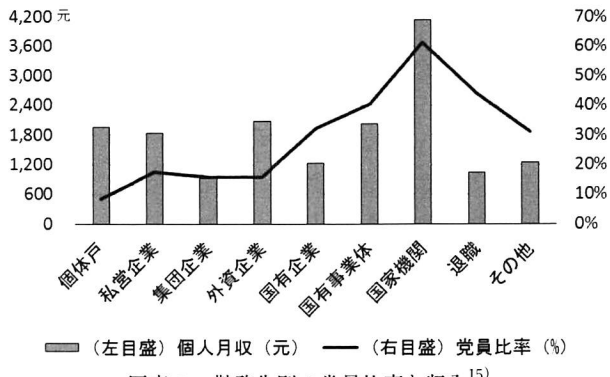
中国共産党の現状は，ツィプコの指摘するソ連末期に近づきつつあるようにも見える。

個人が中国共産党員になることで経済的メリットを享受し，党はこうした受益者を取り込みながら，支持層拡大に努めている。党員になると，どのようなメリットがあるのだろうか。いくつかの意識調査がこの点を明らかにしている。2008年末に広西大学（広西自治区南寧市）の学生により実施された意識調査によると，最も多い入党動機は「就職に有利だから」（約４割）である[13)]。

図表６に示す北京大学の調査でも，同様の結果が出ている。入党の第一の理由として挙げられたのは「個人の



図表６　北京大学の大学生，大学院生の入党の第一の理由（20代）[14)]



図表7　勤務先別の党員比率と収入[15)]

利益」（約4割）であり，「共産主義の理念」（約2割）はその約半分にすぎない。

実際，党籍と職業・所得はどのような関係にあるのだろうか。これを示唆するのが，図表7である。党員比率が最も高い国家機関の職員が最も高い収入を得ていることが分かる。

前述したように，党はかつて敵視した資本家（私企業家）を今では党員として公式に取り込み，大企業経営者など社会的影響力の大きな党員に対しては，党大会の代表や全人代，政治協商会議の代表といったポストを与えている。

私企業家側も，党内に入り込むメリットを強く意識する。例えば，自ら党員となり自社内に党組織を構築した，大手アパレルメーカー紅豆集団の周海江総裁は「党と一体化することは，私企業がビジネスチャンス，人材，信頼を獲得する非常に有益な手段である」と語っている[16)]。

3.3 「裏」の党員メリット

しかし，党員が得ている特権は「表」のメリットだけではない。「党政一体」の中国社会では，党内で出世すると，行政機関や国有企業などで要職に就くチャンスが広がる。こうして要職に就いた者の不正蓄財が後を絶たない。

2013年7月，鉄路部部長（大臣）劉志軍が6,460万元（約10億円）の収賄で執行猶予付きの死刑判決（実質的には無期懲役）を受けた。石油閥として知られ，党中央政治局常務委員（トップ9）を務めた周永康も拘束され，900億元（1.5兆円）とも報じられる巨額の不正蓄財で逮捕された[17)]。

こうした不正蓄財は，党上層部に限ったものではない。党の中央紀律委員会の発表によると，汚職で処分された党と政府の官僚は，2012年に16.1万人，2013年に18.2万人，2014年は23.3万人に上る[18)]。

しかも，紀律委への通報件数は年間180万に及んでいる[19)]。国と地方の公務員数の約700万人と比べれば，相当高い確率で汚職行為が発生していることが推察できよう。

中国メディアでは，党や政府の悪徳官僚を意味する「裸官」という言葉が盛んに使われている。すなわち，① 地位を悪用しながら，不正獲得した財産を海外に移管し，② 家族を海外に移して資産管理や永住権獲得の足場を作り，③ 本人だけが中国で職務を続け，④ 不正発覚の可能性が高まると，本人も海外へ逃亡する――というわけである。

2008年に作成された中国人民銀行（中央銀行）のレポートによると，1990年代半ばからの約10年間，海外逃亡した党や政府，国有企業の幹部は1.6万～1.8万人（年平均1,700人程度）に達する。これによって持ち出された資金は約8,000億元（13.6兆円）という[20)]。

3.4 党員特権拡大の限界

習近平政権は世論の支持を背景に，また自らの求心力の強化を狙って大規模な汚職摘発に踏み込んだ。綱紀粛正と贅沢禁止も掲げ，例えば習近平は自分の娘を留学先の米国から即座に帰還させたほか，党幹部の子弟が海外留学する場合には「学業終了から一年以内に帰国」というルールを定めた。また，習近平は「ハエ（＝小者）もトラ（＝大物）も同時に叩く」と宣言し，これまで「聖域」とされてきた最高指導部である党中央政治局の常務委員の経験者の摘発に及び，前出の石油閥・周永康の拘束に至った（図表8参照）。

ソ連と同様，中国においても党の求心力は利権にある。ただし現在の中国は，ソ連末期に党と政府が分離され，党の特権が急速に減少する状態には至っていない。ソ連のたどった道を意図的に回避しているためと思われる。しかし，習政権が展開する「ハエもトラも叩く」と

氏名	主な職位	拘束時期
李東生	公安部副部長（副大臣）	2013年2月
劉鉄男	国家エネルギー局局長	2013年5月
蒋潔敏	中国石油天然ガス集団元会長	2013年9月
周永康	党中央政治局常務委員（胡政権で序列9位）	2013年12月
徐才厚	中央軍事委員会副主席（元制服組No.2）	2014年3月
令計画	党中央書記処書記、中央統戦部長	2014年12月
郭伯雄	中央軍事委員会副主席（元制服組トップ）	2015年4月

図表8　摘発された主な中国共産党幹部[21)]

いう末端に至るまでの汚職摘発は，党員の特権を大きく削いでいる。

摘発を厳格に進めれば，特権という党の求心力の源泉を失い，同時に党の威信を傷つける。しかし逆に，摘発の手を緩めれば非党員大衆の批判を高めてしまう。習近平はこうしたジレンマに陥っている。

4．共産党の情報統制

4.1 チェルノブイリ事故で「グラスノスチ」が加速

ソ連における報道と言論は，1980年代半ばまで党の厳格な管理下にあった。党機関紙『プラウダ』，政府機関紙『イズベスチヤ』，軍機関紙『クラスナヤ・ズベズタ』など，メディアは特定の公的機関に従属した。なおかつ党が政府を通じて出版，流通，編集に補助金を支給し，党とメディアは完全に一体化していた。

この状況を劇的に変えたのが，ゴルバチョフの「グラスノスチ」（情報公開）である。1986年のチェルノブイリ原発事故で党と国家の隠蔽体質が発覚すると，グラスノスチが本格化し，ベールに包まれていた党官僚機構にメスが入りはじめた。

グラスノスチは，市民による情報アクセスを劇的に改善する。例えば，外国メディアの放送を妨害する電波（ジャミング）が解除されたり，公的機関から独立したメディアの創設も認められたりした。また党の統制が緩み，官製メディアでも自由な報道が拡大した。その結果，麻薬や売春，党幹部の汚職や浪費など，これまで存在が伏せられてきた種々の問題が明るみになり，一党独裁に対する市民の不信感が急速に強まった。自由な報道はまた，新たな政治リーダーを生む土壌となった。社会問題をとり上げて討論するテレビ番組が人気を博し，後に民主勢力のリーダーとなる人材を輩出した[22]。

ゴルバチョフのグラスノスチは当初，あくまで共産党支配とソ連邦の維持を前提とするものだった。しかし，報道の自由化は下からの民主化要求を高め，党支配を否定する改革勢力を勃興させた。

一方，これに危機感を抱いた保守派は巻き返しを図る。1990年後半から改革は後退し，再び報道の自由を制限する措置が講じられた[23]。そして1991年８月19日，党・軍・KGBの保守派がペレストロイカとグラスノスチ以前に時計の針を戻すため，クーデターに踏み切る。

これに対して，改革派のエリツィン（ロシア共和国大統領）は独立系メディアを通じて，クーデターの違法性を宣言。市民を動員して大規模なデモとストライキを展開し，保守派支配下の軍と激突した。ところが，軍の現場指揮官はメディア報道や市民・民主派議員団との交渉を通じてクーデターの本質を見抜き，軍はサボタージュに転じるようになる。軍は統制を失い，保守派のクーデターは失敗し，わずか３日で終息した。

4.2 中国のメディア事情

これに対し，中国のメディアは未だ共産党の厳しい監視を受けており，グラスノスチに相当する「上からの改革」は見られない。全てのメディアは党思想の宣伝，教育，啓蒙を推進する党宣伝部の管理下にあり，「党の喉と舌」として役割を果たし続けている。

しかしながら，グラスノスチ以前のソ連，あるいは改革開放以前の中国における古典的な情報統制が，現在の中国でそのまま維持されているわけでもない。

商業紙の出現

変化の一つは，1990年代半ばに始まる商業紙の出現である。1990年代の独立採算制の導入によって，伝統的な党機関紙のメディアグループは傘下に商業紙を置き，販売と広告を主財源とした運営を行うようになる。商業紙は党宣伝部による指導は免れないものの，商業紙としての性質上，党の指令よりも読者の関心に沿った紙面を追求しがちになる。また，党の収入源として発言力を高め，時には党の指導から逸脱するケースさえ生じている。

例えば，2011年７月の高速鉄道事故（浙江省）では，党宣伝部が各メディアに対し，政府発表や国営通信社・新華社の配信記事だけを使い，救助活動の成果などに紙面を割くよう強力に指導した。ところが実際には，商業メディアの多くが「読者受け」を優先し，独自の報道を展開していた。

また，2013年１月の『南方週末』紙の社説改ざん事件においては，党とメディアの対立が鮮明になった。『南方週末』は元々，汚職や社会不正などに斬り込む報道によって全国的に人気を呼んでいた。リベラルな文化人・知識人が支持し，同紙や系列メディアに登場して知名度を上げた論客は少なくない[24]。

この事件では，広東省の党宣伝部が同紙の社説原稿を問題視し，編集長に記事の差し替えを強制した。これを事後に知った記者らは猛反発し，ネットを通じて真相の徹底究明や広東省の党宣伝部長辞任を要求。ストライキ

やデモを伴う大きな騒動になった。最終的に広東省の党書記が仲裁に入り，編集長更迭などで決着した。しかしこの間，全国のメディアが『南方週末』への支持を表明するなど，かつてない異例の事態へと発展した。

インターネットの普及

もう一つの重要な変化は，インターネットの爆発的な普及である。2014年末時点での中国のインターネット普及率は47.9％，ネットユーザーは６億4,900万人に達する[25]。これにより市民一人ひとりが「メディア」化し，既存メディアに頼らず瞬時に情報発信をできるようになった。一方，党の検閲は後手に回り，世論を完全にコントロールすることは困難である。

また，インターネットを通じた個人による情報拡散は，商業紙報道との間で相乗効果をもたらしている。個人が微博（ウェイボー＝中国版ツイッター）を通じて流す情報を，既存メディアが追いかける構図ができ上がり，商業紙が報道できる範囲が拡大している[26]。

例えば，前出の高速鉄道事故において，商業紙が党の指導を逸脱して独自報道を展開できたのは，現場に居合わせた一般市民が微博を通じて状況を刻々と伝え，これに読者が敏感に反応していたからである。また『南方週末』の社説事件が注目されたのは，記者がネット上で改ざんの事実を暴露したためであった。このほか，検閲によって既存メディアには載せられない汚職などの情報を，ジャーナリストがつぶやきの形でネット上に公開するケースも多い。

4.3　メディア規制の強化

こうした事態に対応するため，習新政権はメディア統制の強化を急速に進めている。2013年８月９日，メディア管理の担当者を集めた党の全国思想工作会議において，習近平は規制強化への方向性を明確にし，「一部の反動的な知識分子がインターネットを使って，共産党の指導や社会主義制度，政権のデマを飛ばし，攻撃，侮辱を行っている。必ず厳しく対処すべきだ」と発言した（発言の日付から「8.19講話」と称される）。ここに用いられた「反動的知識分子」は，文化大革命期に盛んに用いられた表現であり，それ以降は党指導部が用いることのなかった表現である[27]。

それまでも中国当局は独自のフィルタリング技術を駆使し，国内外の有害サイトをブロックしている。また，当局批判につながるキーワードの検索を徹底的に遮断。全国の公安組織には数万人規模の「サイバー警察官」を配備し，ネット空間を常時監視している。また，民間から召集される100万人超の「ネット評議員」も，一般ユーザーを装って①党を称賛する②党批判者を貶める③視線を海外にそらす――などの書き込みを行い，世論の誘導を図る[28]。

習近平体制下では，ネット言論の統制は一段と厳格化した。その一つに，ネット上で影響力のあるオピニオンリーダーの摘発がある。前出の「8.19講話」から間もない2013年８月，当局は1,200万人のフォローワーを有する薛必群をはじめ，秦志暉，楊秀于を次々に拘束した。当局は彼らが社会問題や党の問題を指摘したことを問題視し，彼らを集団淫行や違法経営などの罪で逮捕した上，手錠がかけられる場面や罪を認める場面をテレビニュースで盛んに報じるなど，信用を著しく貶める「制裁」を課した。

また，2013年９月には最高人民法院（最高裁）が，ネットへのデマの書き込みに対して「騒動挑発罪」を適用するほか，中傷的な書き込み投稿が500回以上転送されるか5,000回以上閲覧されると「名誉毀損罪」を適用（最高懲役３年）する指針を公表した。

ジャーナリストと大学の管理強化

2013年10月，党中央宣伝部は全国25万人の報道編集者・記者を対象に，「マルクス主義新聞観」の研修を実施すると発表。2014年１月から記者の統一免許の更新試験が実施され，合格者にだけ新しい記者証を発行することになった[29]。

同時に，ジャーナリストを養成する大学の管理も強めている。党中央宣伝部は2014年から党職員を各大学に送り込み，メディア関連学部のトップに就任させることを決定した[30]。

これに先立つ2013年５月，当局は各大学に対して，授業でとり上げてはならない７つのテーマ（七不講）を通達した。それは，「普遍的価値」「報道の自由」「公民社会」「公民の権利」「党の歴史的誤り」「権力資産階級」「司法の独立」である。

さらに2015年１月，当局は「新しい状況下の大学の宣伝思想工作の強化推進に関する意見」を発表。これに続いて，大学の担当者が出席する座談会において，教育部部長（大臣）の袁貴仁が「西側のオリジナル教材の使用を厳しく制限し，絶対に西側の価値観念を伝播するような教材をわれわれの教室に持ち込んではならない」と発

言している[31]。

中国では，商業紙やインターネットの普及によって，一般市民の情報アクセスの環境が劇的に変化した。これに伴い，人々の社会的要求が高まり，メディア上に改革論者が現れるなど，グラスノスチ時代のソ連と似た状況がすでに相当程度創り出されている。

これに対し，中国共産党は様々な手段を講じて情報統制を強めている。経済成長の鈍化に加えて社会的矛盾が拡大し，党による統治の正当性が揺らぎかねない状況下，党がその手を緩めることは考えにくい。ソ連における「上からの改革」とは決定的に異なる点である。

しかし，統制の手法が強引であればあるほど，大衆の党に対する信頼は損なわれ，不満のエネルギーは世論の隅々まで蓄積されていく。

5．軍産の肥大化と文民統制

5.1 ソ連共産党の崩壊

第二次世界大戦後，ソ連の指導者スターリンは米国との軍拡競争に直面し，軍事最優先の経済計画を推進した。ソ連末期の1990年時点で軍事支出はGDP比12.3％に達し[32]，機械工業生産の約8割を軍需関連が占めていた[33]。

だから，軍と軍需産業にとって，既得権にメスを入れるペレストロイカが脅威となった。また，東西緊張緩和によって軍備削減が進み，加えて，ゴルバチョフが始めた各共和国への権限委譲がソ連軍の中央集権体制を弱めていた。

このため，軍はゴルバチョフに公然と反旗を翻す。1990年12月，保守系軍人代議員は同盟し，議会ではゴルバチョフに大統領不信任動議を突きつけ，各共和国の独立阻止を要求。ゴルバチョフ自身は辞任を免れたが，内相と外相が事実上更迭された[34]。1991年1月には，ソ連軍が独立機運の高まるリトアニアを武力弾圧する「血の日曜日事件」を引き起こした。

この延長線上で，1991年8月には保守派による軍事クーデターが勃発。軍，KGB，軍需産業，党内保守派の重鎮で構成されるクーデター指導部は，ゴルバチョフ大統領を軟禁した上で，「国家非常事委員会」による暫定統治を宣言した。クーデターの原案は軍需産業界のトップである，国家企業・産業・建設・通信協会のチジャコフ会長が決行の4カ月前に起草したものであった。

前述したように，クーデター自体はわずか3日間で終息したが，共産党とソ連邦の維持を前提としていたゴルバチョフの思惑を超えて，党と連邦は一気に崩壊へと向かった。

5.2 人民解放軍の特異性

米国の政治学者D．シャンボーは習政権の懸念事項として，軍に対する掌握を指摘する[35]。毛沢東や鄧小平といった指導者は，抗日戦争の英雄としての実績を政治資本として，カリスマ性を伴った支配力を誇ってきた。この毛沢東に対してさえも軍事クーデターが企てられていたこと（1971年の林彪事件）を考えると，カリスマ性を持たない世代の指導者が，軍を掌握することは容易でない。実際に，習近平政権の発足を阻止しようと，薄熙来，周永康が軍事クーデターを画策していたとも憶測される。

ソ連軍と同様，人民解放軍は国軍ではなく「党軍」である。党の中央軍事委員会の直属機関であり，政府（国務院）の下に置かれるものではない。政府内には国防部（国防省）が設けられているが，これは対外的な窓口にすぎない[36]。

党は軍への指導を貫徹するため，軍内部に党組織を張りめぐらせてきた。この組織を通じて，党は軍に忠誠を誓わせる教育や活動を，上層幹部から一般兵士に至るまで展開している。このほか，党の政治委員が軍の各階級司令官を指導する「双頭制」をとり，党による軍の統制を徹底する体勢がとられている。

しかし近年，この制度が十分に機能せず，軍に対する党の指導力が低下していると指摘される。人民解放軍は莫大な予算を得て軍の近代化を図り，技術の高度化を進めてきた。その結果，軍の任務に高い専門性が求められるようになり，軍事専門家としての司令官の存在感が高まった。対照的に政治委員の影響力は薄れ，結果的に党の軍に対する指導・統制が低下しているといわれる[37]。

実際，中国政府および党が把握していないと思われる軍の動きが頻発している。米国のロバート・ゲイツ国防長官は，2011年1月の訪中時に実施された中国の次世代ステルス戦闘機J20の試験飛行について，会談した胡錦濤（当時の党総書記・党中央軍事委員会主席）らが事態を把握していなかったと証言している。また，2013年2月，中国フリゲート艦による自衛隊の護衛艦に対するレーダー照射事件について，中国外交部（外務省）の報道官は記者会見で「報道を見て初めて事件を知った」と言明し，政府が軍の動きを把握していない実態が鮮明にな

った[38]。

さらに，南シナ海パラセル諸島海域においては，2014年春に中国軍戦闘機の米軍機への異常接近が頻発。2014年８月には海南島沖の海域で，中国軍戦闘機が米軍機への６ｍのところまで異常接近している。また，2014年９月には習近平がインドを訪問した際，中国と国境を接するインド北西部ラダック地方において，中国軍が実効支配線を越えて戦闘状態に入る事態が生じた。外交儀礼上は考えられない失態である。

建前上，軍は自らの政治的見解を持つこと，表明することが禁じられている。しかし，現実には軍が自律的に判断し，行動する事態が多発している。

5.3 「軍油複合体」の利権

2013年11月，中国の株式市場では軍需産業株が活況を呈した。同月９～12日に開催された中国共産党の全体会議（三中全会）で，軍需産業の強化が決定されたのに続き，同23日には中国の防空識別圏の設定が宣言されたからだ。この間，国防関連株全体で13％上昇し，このうち航空宇宙産業に限ると20％も値上がりしていた。そこからは，軍事的緊張が生じると莫大な利益が生じる構図が透けて見える。

中国には中国兵器工業集団（従業員約30万人）をはじめ，軍需コングロマリットが10グループ存在する[39]。中国の軍事力は世界第２位となり，兵器輸出も同３位の規模を誇る（図表９参照）。軍産が強固に結びつき，共同体として莫大な権益を確保していることは想像に難くない。

ある中国政府高官は「中国は『軍油』に乗っ取られている」とさえ発言している[40]。「軍油」とは，人民解放軍と石油産業の癒着を指す。こう考えると，東シナ海や南シナ海の領有権をめぐり，中国が周辺国と緊張関係を高めている背景には，「軍油複合体」の利権を明確に指摘することができる。つまり，軍は悲願の大洋進出を実現するために対外緊張を利用し，軍備増強を党に認めさせたいと願う[42]。一方，石油産業は海底の石油・ガス開発の推進を望んでいるからこそ，その両者の思惑が一致するのである。

単位：いずれも億米ドル

順位	国	2013年	2014年	国	2012-2014年計
1	米国	6,177	5,775	米国	266
2	中国	1,740	1,910	ロシア	228
3	ロシア	848	917	中国	48
4	サウジアラビア	629	737	フランス	46
5	フランス	635	630	英国	41
6	日本	594	590	ドイツ	33
		(constant 2011 price)			(constant 1990 price)

図表９　世界の軍事支出（左）と兵器輸出（右）の上位国[41]

軍が国家政策をけん引しているように見られる場面もある。2014年５月15日，訪米中の中国人民解放軍の参謀総長であり，党中央軍事委員会委員である房方輝がベトナムと争う海域での地下資源掘削について，「中国の管轄海域での掘削探査は完全に正当な行為だ。外からどんな妨害があっても，我々は必ず掘削作業を完成させる」と発言した。ベトナムとの争いが始まって以来，中国側による初めての声明が，政府（外交部）ではなく，軍幹部からなされた点に留意すべきである。

同様の件は，中国による南沙諸島の人工島建設をめぐっても生じている。中国による急激な人工島建設に対する諸国からの非難に対し，中国政府は気象観測や海難救助などの民生目的をしきりに主張してきた。ところが2015年月５～６月に開催されたアジア安全保障会議において，人民解放軍の孫建国副参謀総長は人工島建設が軍事目的であることを堂々と宣言したのである。

しかしながら，こうした中国軍部の強い姿勢は自らの首を絞めかねない状況を招いている。これによって，日本では集団的自衛権の行使容認論に拍車がかかり，ベトナムやフィリピンは米国を巻き込んで反発を一段と強め，マレーシアはオーストラリアとの安全保障協力を拡充した。米戦略国際問題研究所のエドワード・ルトワック上級顧問は，中国が自ら「中国包囲網」を創り出してしまう構図を指摘している[43]。

こうした中で，習近平は軍部掌握のため，大きな賭けに出た。昨年から今年にかけて，江沢民に近く，軍内に大きな影響力をもつ元制服組トップ（中央軍事委員会の元副主席）である徐才厚および郭伯雄を次々に汚職で摘発し，拘束したのである。軍の元トップ２人を拘束するのは前代未聞[44]。この２人を含め，2014年には16人，2015年は６月までに37人に上る軍幹部の摘発を行う一方で，習近平は自らに近い軍人を続々と昇進させ，軍内の権力基盤を固めている[45]。

しかし同時に，こうした措置によって軍人はもちろん，軍内に自らの勢力を置く江沢民や胡錦濤といった党長老らが不満を募らせている。

5.4 中ソ軍産の共通点・相違点

人民解放軍はソ連軍と多くの点で共通する。すなわち，「党軍」という特異な位置づけ，巨大な軍需・エネ

ルギー産業との利益共同体化，マルクス主義的戦争観（帝国主義国家の脅威の喧伝）――などである。

その一方で，ソ連末期に生じた軍産の縮小といった事態は，現在の中国で生じておらず，経済状況も当時のソ連のようには逼迫していない。

こうした中，習近平は軍幹部の「粛清」によって軍の掌握を試みている。この動きは軍内部の利権構造を壊し，軍内の政治的緊張を高めると同時に，これに連なる党長老らの不満をも強めている。この緊張や不満が更に拡大すると，ソ連の軍産がクーデターに突き進んだように，軍産が暴走する可能性も排除できない。

6．おわりに

以上考察したように，共産党の一党独裁と利権の維持には巨額のコストがかかり，効率性や合理性も犠牲にしなければならない。社会の隅々にまで張りめぐらされた党組織や，情報統制のために投じられる膨大な監視部隊，肥大化した軍産複合体などはその象徴である。

合理性から大きく逸脱した体制はいつか行き詰まらざるを得ない。かつて鄧小平の指導下で中国共産党は改革開放によってそれを乗り越えた。しかし，市場経済の導入後も一党独裁は維持しているため，同党は様々な部分や局面で行き詰まりに直面している。

本稿では，ソ連共産党一党独裁が崩壊した要因を分析した上で，現在の中国との比較考察を行った。党の特権構造や情報統制，軍産複合体などにおいて，習政権下で著しい変化が生じる中，ソ連の経験には中国共産党一党独裁の行方を占う上で興味深い示唆が含まれている。

1）ソ連共産党の党員数総人口比は，上野俊彦「ソ連共産党解体過程の分析―統計と世論調査から―」『季刊国際政治』1993年10月，18頁およびUnited Nations, http://esa.un.org/wpp/ を基に算出。

2）中共中央組織部「2014年中国共産党党内統計公報」2015年および諏訪一幸「中国共産党権力の根源―『人材的保障措置』の視点から―」菱田雅晴編著『中国共産党サバイバル戦略』2012年，三和書籍，243頁を基に作成。

3）中国共産党は入党を希望すればだれでも入党できるわけではない。入党審査では学業や業務の成績や普段の態度などが問われる。

4）「档案」は，党員か非党員かにかかわらず党に記録・保管される個人履歴。生涯に渡って個人の所属先について回るため，個人は悪い評価を記録されるのを回避するために党の意向に沿う行動をとらざるを得なくなった。

5）Martin King Whyte, *Small Groups and Political Rituals in China*, University of California Press, 1974, p. 19.

6）その他（others）に含まれるのは，株式合作（cooperative），聯営（joint owned），有限責任（limited liability），株式有限（shareholding），私営（private），香澳台資（HK, Macau, Taiwan funded），外資（foreign funded），個体（individuals）。中国国家統計局 http://www.stats.gov.cn/tjsj/ を基に作成。

7）中共中央組織部「2014年中国共産党党内統計公報」2015年。

8）中共中央組織部「2014年中国共産党党内統計公報」2015年および諏訪一幸「中国共産党権力の根源―『人材的保障措置』の視点から―」菱田雅晴編著『中国共産党サバイバル戦略』2012年，三和書籍，243頁を基に作成。

9）中共中央組織部「2014年中国共産党党内統計公報」2015年。

10）中共中央組織部「中国共産党党内統計公報」（各年版）。

11）木村英亮「ソ連共産党の崩壊 当事者の語る失敗したペレストロイカ」『二松学舎大学国際政経論集』2005年3月，135頁。

12）同上136頁。

13）「理念より利益求める党員」『朝日新聞』2009年9月29日。

14）2008～2009年に実施された北京大学の大学生，大学院生に対する政治意識調査（20代のN＝373）。個人の利益（39.0％）の内訳は，「自己実現」（18.2％），「就職活動に向けた政治資本の蓄積」（9.4％），「個人の昇進の必要」（5.6％）「政治上の保障獲得」（4.0％），「社会的地位の向上」（2.1％）。小嶋華津子「エリート層における党の存在―中国エリート層意識調査（2008～9）に基づいて」菱田雅晴編著『中国共産党のサバイバル戦略』2012年2月，三和書籍，393頁を基に作成。

15）2005～2006年に天津，重慶，上海，広州の4都市で実施された調査。文科省科学研究費助成研究「現代中国の階層変動に関する比較社会学的研究」の一部。「個体戸」は7名以下，「私営企業」は8名以上の私企業。「集団企業」は公有企業。園田茂人『不平等国家中国』2008年，中公新書，170頁を基に作成。

16）同集団は江蘇省無錫市のアパレルメーカーで従業員2万人を超す私営企業。周総裁は社内に組織された党組織のトップ（書記）を兼務し，2007年の第17回党大会，2012年の第18回党大会の代表に選出された。

17）"China seizes $14.5 billion assets from family, associates of ex-security chief", *Reuters*, Mar. 30, 2014.

18）中国党員網 http://news.12371.cn/ ほか。

19）党中央紀律委員会の発表では2007年11月～2011年6月の通報件数は約660万件。

20）中国人民銀行「わが国の腐敗分子が海外移転させた資産のルートと監察方法の研究」2008年（原題：我国腐敗分子向境外转移资产的途径及检测方法研究）。

21）中共中央紀律検査委員会 http://www.ccdi.gov.cn/ および各種報道を基に作成。

22） 内田明宏『変わるロシア・ソ連のマスメディア』1993年，インパクト出版会，121-122頁。

23） 報道の自由化を制限する具体的な動きには，ソ連テレビ・ラジオ国家委員会トップ人事に保守派起用（1990年11月），「大統領不敬罪」の法案採択（1990年５月）があり，また「放送の民主化と発展について」という大統領令（1990年７月）では「社会秩序と安定及び国家利益の保護，法と秩序の維持，発展」を強調し，改革派の台頭を念頭に，各政党，政治グループによる放送の独占を許可しないとした。

24） 『南方週末』の発行部数は約170万部。同紙を所有する南方報業伝媒集団は，ほかに『南方都市報』『南都週刊』『南方人物週刊』などを発行。しばしば登場する著名人には政治学者の賀衛方などがいる。

25） 中国互联网络信息中心「第35次中国互联网络发展状况统计报告」2015年。

26） 2011年10月の日中ジャーナリスト交流会議における参加者の発言。「報道統制は一段と強まる」『東洋経済』2011年12月24日。

27） 山田賢一「統制色強まる中国のメディア・言論政策～新政権への『期待』から『失望』へ～」『放送研究と調査』2014年，54-65頁。

28） 「ネット評議委員」は，書き込み一件につき５毛＝約８円程度の報酬が支給されることから，通称「五毛党」と呼ばれる。

29） 「25万の全報道記者は職位トレーニング，2014年には統一試験」（原題：25万新闻记者开展全员岚位培训 2014年将统一考试）『南方日報』2013年10月11日。

30） 共同通信ニュース2013年12月22日。

31） 阿古智子「習近平政権下の言論統制―国内外の『敵』にどう対峙しようとしているのか」『外交』2015年３月，97頁。

32） Stockholm International Peace Research Institute データベース。http://www.sipri.org/

33） 重田澄男『社会主義システムの挫折―東欧・ソ連崩壊の意味するもの』1994年，大月書店，47頁。

34） Zhores A. Medvedev「ソ連 自己崩壊への道」『エコノミスト』1991年９月24日。

35） David Shambaugh "Ten Questions for China's Heir Presumptive" *The New York Times* Feb.10, 2012.

36） こうした解放軍の特異な地位は，2008年の四川大地震の対応でも浮き彫りになった。国務院総理（首相）の温家宝が救助活動のために解放軍を動員しようとしたところ，軍はこれに応じず，党中央軍事委員会主席の胡錦濤の指示によってようやく動いた。

37） 塩沢英一『中国人民解放軍の実力』2012年，ちくま新書，133頁。リチャード・マグレガー『中国共産党 支配者たちの秘密の世界』2011年，草思社，190-191頁。

38） これと似た事例は，2004年11月の中国原子力潜水艦の日本領海侵入，2008年12月の中国監視船による日本領海侵入においても発生している。

39） 10の軍需コングロマリットは，中国航天科技集団，中国航天科工集団，中国航空工業集団，中国船舶重工集団，中国船舶工業集団，中国兵器工業集団，中国兵器装備集団，中国核工業集団，中国核工業建設集団，中国電子科技集団。

40） 「中国の『軍油複合体』と尖閣，南シナ海の緊張」『エネルギーフォーラム』2013年２月１日。

41） Stockholm International Peace Research Institute http://www.sipri.org/ を基に作成。

42） 海軍司令官の劉華清が，鄧小平の意を受けて1982年に定めた海軍近代化計画は，①1982～2000年に中国沿岸海域の防御態勢整備，②2000～2010年に第一列島線内への米軍侵入阻止の態勢確立，③2010～2020年に第二列島線の米軍自由使用拒否の態勢整備，④2020～2040年に米軍の西太平洋，インド洋の圧倒的優位の打破，⑤2040年以降に米軍と対等な中国海軍の建設――の５段階。

43） 『日本経済新聞』2014年６月16日。

44） 徐才厚と郭伯雄は，中国の最大軍区である瀋陽軍区と蘭州軍区の最高実力者であり，それぞれ「東北のトラ」「北西のオオカミ」の異名をもち，引退後においても影響力を行使していた。

45） 2015年７月31日には軍最高位の上将（大将）に10人を昇格させている。

最近の国際テロの動向と東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策

――イスラム国の脅威の増大と日本のテロ対策の重点――

岩　井　克　己*

要　　旨

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え，最近の国際テロの動向を分析し，的確な脅威評価を行うことは喫緊の課題である。アルカイダの最高指導者オサマ・ビン・ラディンの死亡後，世界のイスラム過激諸派において，イスラム国に同調する動きが広がっている。イスラム国を名乗る国際テロ事件が世界に拡散し始め，欧米各国では「一匹オオカミ型テロ（Lone Wolf Style Terrorism）」の事案も多発している。イスラム国によるテロの脅威が増大する中で，邦人に対するテロ事案も発生している。こうした状況において，日本のテロ対策は，国際テロの動向と「イスラム国」の戦略を見据え，外国人テロリストの侵入防止などに加え，「過激思想」の国内流入と自己過激化等による「一匹オオカミ型」テロの発生を防止することなどに取り組まなければならない。

キーワード：国際テロ，東京オリンピック・パラリンピック，テロとの戦い，アルカイダ，イスラム国

1．はじめに

1.1　テロとは何か？

テロについて論じるには，前提としてテロの定義から論ずるべきであろう。テロの定義を概観し，テロ対策についても論じたいと考える。

テロとは，政治目的を持った暴力である。あらゆる政治的権力は，最終的にはその権力基盤を暴力に依存するというのは，現実の政治の実態である。国家権力も，その秩序維持のためには，最終的には警察力や軍事力に依存している。テロの本質は，権力の奪取という政治目的のために暴力を用いることである。最大の政治的暴力とは，戦争である。プロシアの戦略家カール・フォン・クラウゼヴィッツは，「戦争とは，他の手段をもって継続する政治の延長」であり，「自国の意志を相手に強制する暴力行為」であるとした[1)]。テロも政治の延長としての暴力であるが，テロと戦争とは異なる。即ち，戦争とは，通常，戦闘員間の暴力を言うのに対し，テロは通常，被害者は戦闘員とは限らない。テロとは，一般市民を被害者とすることによって，恐怖心を最大化し，政治的圧力を加えようとする暴力である。例えば，IS（「イスラム国」：以下ISと略）[2)]の前身「イラクのアルカイダ（以下AQIと略）」の創設者アブー・ムスアブ・ザルカーウィーが「戦闘の半数は，メディアの中で起こる」と述べたとされるが[3)]，テロにおける政治宣伝という機能を同人がいかに重視していたかを端的に物語る言葉であろう。

1.2　国際テロの認識によって，異なるテロ対策

現代においてテロという概念ほど戦略的，かつ恣意的に解釈され，「テロとの戦い」をはじめとして現実の世界政治を動かしている言葉はない。

米国ブッシュ政権は，2001年の9・11米国同時多発テロを契機に，テロの定義を変更した。従前の一般的な「政治目的を持った組織犯罪」としての認識から，「戦争行為」として捉え直した。即ち，同テロにおける約3,000名に及ぶ死亡数は，第二次世界大戦の契機となった真珠湾攻撃の死亡数を上回る奇襲攻撃であるとして，軍事的な報復戦略を決意した。軍事的対策重視の新たな

＊　倉敷芸術科学大学客員教授　マイスター60企業危機管理コンサルタント

対テロ戦略を「テロとの戦い」と呼称し，2001年のアフガニスタン戦争を展開した。キューバのグァンタナモ米海軍基地に収監されたテロ容疑者は，デュープロセスの適用対象となる刑事犯ではなく，敵性戦闘員，即ち戦争捕虜として尋問された。この戦略論は，次第に大量破壊兵器の保有を狙うイラク，シリア，北朝鮮など「ならず者国家（Rogue State)」に対する「先制攻撃戦略（Preemptive Strategy）論」へと発展し，2003年のイラク戦争へと結び付いていった。

これに対し，オバマ政権は当初，「テロとの戦い」という言葉の使用を避け，前政権によるテロへの「軍事的な戦略」からの脱却を図った。即ち，アフガニスタンとイラクへの派兵規模を縮小し，両国での紛争の終息を図った。一方で，欧米各国でイスラム過激派の思想が国境を越えて侵入し，国内のイスラム系移民2世や3世が国内で自己過激化しテロを惹起する，いわゆる「自国育ち型テロ（Homegrown Terrorism)」が多発している実態を重視した。オバマ政権は，国内的には，テロを「暴力主義的過激主義（Violent Extremism)」と捉え，テロ対策をこの「過激思想との戦い」と定義し，非軍事的対策を重視した。即ち，テロリストによるネット上の政治宣伝と過激思想が国内に浸透し始めている実態を重視し，様々な通信システムを駆使したサイバーインテリジェンスによるテロ対策などを強化している。

なお，国外でのテロ対策では，オバマ政権は，シリアとイラク情勢を巡って，ISに対する空爆を開始するなど，再び軍事的な対応を迫られているが，地上軍の派遣を控えるなど限定的な対応にとどめている。

2．国際テロの新たな流れ

2.1　イラク，アフガニスタンからの米軍撤退と「アラブの春」の失敗による「力の空白」

ブッシュ政権の「テロとの戦い」戦略からの脱却を掲げて，2009年に誕生したオバマ政権は，直ちにイラクからの撤兵を開始し2011年末には完全撤退した。それに引き続き，アフガニスタンからの撤兵も徐々に進められている。

この間，2010年のチュニジアでの民衆蜂起による政権崩壊，即ち「ジャスミン革命」を発端として，一連のいわゆる「アラブの春」が始まった。2010年から2012年にかけて，民衆の民主化運動はエジプト，イエメン，リビア，シリアなどの国にも広がり，次々とアラブの独裁政権が崩壊した。「アラブの春」とは，民衆による民主化の実現を求めた運動であった。しかし，チュニジア，エジプトなどを除き独裁政権に代わりうる民主的な中央政府は形成されなかった。「アラブの春」の失敗と米軍の撤退によって，シリアやイラクなどに中央政府の統治の及ばぬ「力の空白」地域が生じた。ISは，この「力の空白」を埋める形で2014年に，「カリフ制国家」を宣言する。「アラブの春」が次々に国家の形成に失敗する中で，逆にISは国家の樹立宣言を行ったのである。

「アラブの春」とは，アラブの民主化という近代化に向けた改革運動であった。しかし，アラブ諸国の基本的な社会基盤は，伝統的なイスラム教の教えと部族によって構成される前近代的な要素を残す「部族社会」である。「アラブの春」による独裁政権の崩壊の後に残されたのは，アラブ社会に伝統的な部族主義とイスラム教の露呈した破綻国家であった。「アラブの春」は，「パンドラの箱」を開けてしまった[4)]。中央政府による統制の欠如した破綻国家においては，伝統的なイスラム主義勢力が力を増し，イスラム復興を大義として掲げるイスラム過激主義勢力が潜入する道を開いた。イスラム過激主義勢力の侵入は，当然の帰結であり，破綻国家にこそ過激派は巣食うのである。

そして，破綻国家において，人々はやがて，「混乱よりも秩序」を求め始める。ちょうど，ソ連軍の撤退後の混乱したアフガニスタンにおいて，タリバンが政権を奪取できたのは，たとえ，それが厳格なイスラム法に基づく強権的な統治による秩序であろうと，人々が「混乱よりも秩序」を求めたためである。ISの国家樹立の背景には，タリバン政権樹立と同様な社会的力学が働いていることも理解する必要がある。

2.2　イスラム過激派の拡散とAQ中枢を凌ぐISのカリスマ性

アルカイダ（以下AQと略）のテロ活動は，9・11米国同時多発テロ事件のようなAQ中枢そのものによる大規模なテロの形態から，世界各地でAQ中枢に連携し，刺激を受けたイスラム過激諸派によるテロの形態へと波及した。そして，現在は，新たなテロの形態，いわゆる「一匹オオカミ型テロ」などが欧米諸国において増加しているのである。2011年に米国がAQの最高指導者オサマ・ビン・ラディンの殺害に成功したことは，AQ中枢の影響力の低下を決定的なものにした。最高指導者オサマ・ビン・ラディンの後継にエジプトのテロ組織「ジハ

ード団」出身のアイマン・アル・ザワヒリが就任した。同人は一流の理論家でAQ中枢においてNo. 2の地位を占めて来たが，オサマ・ビン・ラディンに匹敵するカリスマ性を持ち得ず，これまでAQ中枢がイスラム過激派運動のシンボルとして示してきた影響力を低下させた。

ISは，ザルカーウィーを指導者とするイラクにおける武装闘争組織「タウヒードとジハード団」として1999年に発足した。2004年には，ザルカーウィーがAQのオサマ・ビン・ラディンに忠誠を誓い，イラクのアルカイダ（AQI：正式名称「二つの大河の地のジハードの基地団」）となる。その後2006年には，「イラク・イスラム国」の組織名を名乗っていたが，2011年，民主化運動が内戦化したシリアに侵入し，2013年にシリア地域も含んだ「イラクとシャームのイスラム国」に組織名を変更した。2014年には，遂に，カリフ制の復活とカリフ制国家「イスラム国」（IS）の樹立を宣言した。この過程で，ISは，シリアでの戦闘においてAQの最高指導者たるザワヒリの指示に従わず，AQ系の「ヌスラ戦線」と対立し，AQ中枢からの独立性を強めた。

2014年のISによる「カリフ制国家」の樹立宣言は，世界のイスラム過激諸派にとって，イスラム教の復興のシンボルとなり，ジハード運動に「新たな大義」を与えた。さらに，国家樹立宣言直後，ISの最高指導者アル・バクル・アル・バグダディは，イラクのモスルの大モスク「ヌーリーモスク」においてよどみない正則をアラビア語で説法を行い[5]，自らのカリフとしての正当性を強調した。同人は，説法における雄弁さによって，そのカリスマ性を強く印象付けた[6]。同人は，バクダッド大学でイスラム神学の学位を取っており，同人の語るイスラム教の解釈には重みがある。正規の教育を通じて神学を学んだ指導者は，スンニー派神学者アブドラ・アッザム以来である[7]。なお，アッザムは，ソ連のアフガニスタン侵攻に対抗するためにAQの前身となった「アラブ・アフガン奉仕局（マフタブ・アル・ヒダマイト）」を創設した人物である。

イスラム教における「ジハード」の概念は，自己との精神的な戦いを意味する「大ジハード」と異教徒や敵との物理的な戦いを意味する「小ジハード」に分かれる。更に「小ジハード」は，イスラム共同体（「ウンマ」）全員の義務である「防御的ジハード」と最高指導者カリフのみ命ずることのできる「攻撃的ジハード」の二つに分類される。バクダディのカリフ宣言は，教義上において，「攻撃的ジハード」という大権を授権したことを意味しており，今後の世界的なイスラム過激派運動に非常に大きな影響力を持つことに留意する必要がある。

この結果，世界のイスラム過激派において，ISを支持し忠誠を誓う動きが広がり，現在，リビア，シナイ半島，アフガニスタン，インドネシア，北アフリカなど15か国29組織にまで達したとされる[8]。今後，更に世代交代によって，若い指導層がAQ側を離れて，IS側になびく可能性が強まるとの指摘も存在する[9]。

2.3　AQとISとの戦略上の相違点

AQとは，1996年のオサマ・ビン・ラディンの対米ジハード宣言を大きな契機として，ジハード団，イスラム集団など様々なイスラム過激派が連合体として1998年に「ユダヤ・十字軍に対するジハードのための世界イスラム戦線」を形成したものである。AQは，戦略論として，この対米ジハード宣言以来，主な敵を「遠い敵」，即ち米国とその同盟国に置く。AQ中枢に連携する組織が世界各地に分散して，テロを実行してきた。

また，AQ中枢に最も近いとされる「アラビア半島のアルカイダ（以下AQAPと略）」のオンライン英字機関誌「INSPIRE」は，爆弾の製造方法などテロ手法を開示して，テロを教唆扇動している。機関誌のタイトルそのものが，テロの教唆を意味する（図表1参照）。

これに対し，ISは，既述のようにイラクにおいて，オサマ・ビン・ラディンに忠誠を誓ったAQIを前身として，組織拡大を図って来た。AQIは，次第に新政権やシーア派も主な攻撃対象とし，スンニー派とシーア派との宗派間の離反を狙った。即ち，同じイスラム教徒であるシーア派や世俗主義者を背教者とみなし（「タクフィール」），テロ対象とし，実質的に「近い敵」の戦略に移行した。現在，ISは，イラクとシリアにおいて戦闘を展開しているが，「カリフ制国家」の領土の拡大を目指し，サウジアラビアの二大聖地メッカとメジナの占領をも狙っているといわれる。また，ISは，アラブ，北アフリカ，中央アジア，南アジア，南ヨーロッパを14地域

	AQ	IS
戦略	「遠い敵」論	「近い敵」論
宣言	対米ジハード宣言	「カリフ制」宣言
組織	分散型	領土型
機関誌	INSPIRE（AQAP）	DABIQ
機関誌の内容	テロ手法の開示と教唆	終末論と最終戦争の強調

図表1　AQとISとの比較

に分け，かつてのウマイヤ朝をも上回る広大な地域を領土と主張している[10]。これらの地域では，ISの“飛び地”として「州」を名乗るイスラム過激派組織が出現している。即ち，アフガニスタンとパキスタンに跨る「ホラサン州」，リビアにおける「トリポリ州」，「バルカ州」，「フェザン州」，サウジアラビアにおける「ハラマン州」，「ナジュド州」，エジプトにおける「シナイ州」，イエメンにおける「サヌア州」，アルジェリアにおける「ジャザール州」，ナイジェリアの「西アフリカ州」である。

ISのオンライン英字機関誌の名称「DABIQ」は，聖書における善と悪との最終戦争が行われ，神の審判が下されるとされる地域，シリアの地名Dabiqを意味している。神の審判が下るシリアの地における戦いは，イスラム教徒にとって，譲ることのできない絶対的な意味を持っている。この地理的な要素は，領土型の戦略をとるISにとって，地政学上の大きな意味を持つことを見逃してはならない[11]。

2.4 イスラム過激派運動の発展段階論

AQの最高指導者ザワヒリがISを批判し，シリアにおいてAQ系の「ヌスラ戦線」とISとが戦闘を交えたことなどを根拠に，両者を対立的にとらえる論調が多く見られる。しかし，ISとAQとは，イスラム復興運動の歴史的流れにおいて，本質的に対立的なものなのか？ISとは，AQをはじめとするイスラム過激派運動が，カリフと領土を持った新たな発展的形態であり，AQとISの両者を対立的にとらえるべきではないと考えられる。AQとISとの連続性こそ，重視すべき点である。イスラム復興運動全体から見れば，カリフ制国家の復活こそ彼らの究極の目標であり，ISがこれを達成したと自称できる段階に達したことこそ重視すべきである。事実，「AQとは，ISを建設するために設立された基地（アルカイダ）であった」との意見もイスラム過激派内に存在する[12]。また，「ISは段階的にAQ中枢の後継者となっていった」との指摘も存在する[13]。即ち，AQの活動がISとして結実したとの評価である。

また，テロ対策の観点からは，世界のイスラム過激派の活動家にとって，テロ活動の士気を高める上で，ISとAQは，相補的役割，あるいは，相乗的な効果を及ぼしていることにこそ注目すべきである。例えば，2015年1月に発生したフランスでのシャルリー・エブド社襲撃事件では，AQAPが犯行声明を出したが，ISの伸長に刺激された結果であるとも指摘されている[14]。

7段階	記述内容	現実の出来事
2000～03年	目覚め	9・11テロ「タウヒードとジハード団」結成
2003～06年	開眼	イラクで宗派間の内戦化
2007～10年	立ち上がり	テロ頻発，治安の乱れ
2010～13年	復活と権力奪取と変革	アラブの春
2013～16年	国家の宣言	2014年カリフ制国家樹立宣言
2016～20年	全面対決	ISと有志連合との戦闘
2020年	最終勝利	東京オリンピック・パラリンピック

図表2　ザルカウィ（AQI）のカリフ制国家再興構想

発展段階論の根拠には，イスラム過激派による戦略論として，「AQI」の指導者ザルカーウィーのものとされるカリフ制国家再興構想がある（図表2参照）。これは，2005年，ヨルダン人ジャーナリストであるフアード・フセインが，ロンドンのアラビア語紙「クドゥス・アラビー」に掲載したものであり，当時非常に注目された。ザルカーウィーは，当時，戦略目標として，カリフ制国家の樹立を掲げ，2000年から2020年に至る七つの発展段階戦略を想定したとされる。この構想は，現実の動きとも呼応している。即ち，2001年のAQによる9・11テロなどを「目覚め」として，2003年以降のイラクの内戦化，2010年からの「アラブの春」の失敗，2014年のカリフ宣言など，まさに池口恵東京大学教授も指摘されているとおり，現実の動きとの同期性を示している[15]。なお，この構想における「最終勝利」の年である2020年は，くしくも東京オリンピック・パラリンピックの開催年である。

2.5 スーリーの理論とISの欧米への脅威

ISとはAQを筆頭とするイスラム過激派運動の新たな発展段階であると考える理論的論拠として，AQ幹部のアブー・ムスアブ・アル・スーリーの組織戦略論がある（図表3参照）。

スーリーは，2004年に「グローバル・イスラム抵抗への呼びかけ」という論文をネット上に公開し，グローバ

理論上の組織形態	現実の活動例
「個別ジハード」	欧米での「一匹オオカミ型テロ」
「開放された戦線」	シリア・イラクなどでの戦闘

図表3　スーリー（AQ）の組織戦略論

ル・ジハード運動の新しい形態を提唱した。即ち，各国の治安機関や情報機関によるテロ対策から逃れ，追及を分散させるために，テロの実行組織を個人単位にまで最小化し，「個別ジハード」を世界各地に拡散していくことを主張した。これが，現在の「一匹オオカミ型」テロの理論的な基礎をなしている[16]。

その一方で，スーリーは，イスラム諸国において中央政府の崩壊などによって，イスラム過激派が結集し易くなった地域を「開放された戦線」と呼んだ。即ち，世俗政権崩壊後の無政府状態を，イスラム過激派の地域的な活動拠点としていくとの戦略も提示している[17]。これは，国家樹立宣言を行い，領土拡張を目指す現在のISの「近い敵」戦略そのものである。

但し，このISの戦略も，2014年8月に米国など有志連合国による空爆が開始されて以降，変化し始めていることに注目すべきである。例えば，ISの広報官アブー・ムハマンド・アドナニー・シャーミーは，2014年9月，声明を発表し，欧米で活動するジハード主義者個人に対し，ISと敵対する有志連合国の国民を“あらゆる手段”を用いて殺害するよう扇動した[18]。これは，米国をはじめとする有志連合国による空爆の開始に対抗し，域外でのテロの実行を呼びかけたものであり，スーリーの「個別ジハード」戦略そのものである。同時に，これは，ISの出身母体であるAQの「遠い敵」戦略の復活を意味する。このテロの呼びかけに呼応するかのように，カナダでは，2014年10月，有志連合への参加表明の直後に，連邦議会乱射事件が発生した。また，オーストラリアでは，2014年9月に同国軍の中東派遣を公表した直後に，シドニーで一般人の誘拐殺人テロを計画したとしてIS支持者が逮捕された。2014年以降，ISが犯行声明を発したテロ事件がイスラム諸国のみならず，欧米各国でも多発している。

有志連合国等による空爆が開始され，イラクとシリアにおけるISの軍事的な戦いが不利になればなるほど，ISは正規軍の戦いから，“弱者の戦術”といわれるテロに比重を移していく可能性があり，ISに呼応した有志連合国などに対するテロの多発が懸念される。事実，2015年9月以降，シリアにおける空爆を開始したロシアとフランスに対して，ISは，同年10月にロシア航空機爆破テロ事件を，同年11月にはパリ同時多発テロ事件を相次いで惹起した。

3．日本に対する国際テロの潜在的脅威

3.1　邦人に対する主なテロ事件

最近の海外における邦人に対する主なテロ事件は，図表4のとおりである。2001年以降，テロの犯行主体は，アルカイダそのものを始め，インドネシアの「ジャマーイスラミア（以下JIと略）」，イラクのAQI，パキスタンの「ラシュラレ・タイバ（以下LeTと略）」，アルジェリアの「イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ（以下AQIMと略）」から派生した「血判旅団」など，AQと連携するイスラム過激派が中心であったが[19]，2015年に入り，ISによるテロ事件が増加する傾向が見られる。

発生年	犯行主体	事件名	邦人死亡数
2001年	AQ	9・11米国同時多発テロ事件	24人死亡
2002年	JI	第一次バリ島テロ事件	2人死亡
2003年		在イラク日本大使館車両襲撃事件	2人死亡
2004年	AQI	イラク邦人誘拐殺害事件	1人死亡
2005年	JI	第二次バリ島テロ事件	1人死亡
2008年	LeT	ムンバイ同時多発テロ事件	1人死亡
2013年	AQIM系「血判旅団」	アルジェリア・イナメナステロ事件	10人死亡
2015年	IS	シリア邦人誘拐殺害テロ事件	2人死亡
	IS	チュニジア国立博物館襲撃事件	3人死亡
	IS	バングラデシュ邦人殺害事件	1人死亡

図表4　最近の邦人に対する主なテロ事件

3.2　AQによるテロ警告からISによるテロ警告へ

AQの最高指導者オサマ・ビン・ラディンらは，日本のイラク復興支援の一環である自衛隊のイラク派遣などに対し，2003年以降，繰り返し声明を発出し，日本に対するテロ攻撃に言及し，海外で邦人へのテロを実行してきた[20]。また，日本は，国内においても，常にAQのテロの脅威にさらされて来た。例えば，ボスニア・ヘルツェゴビアにおいてテロ活動に従事したアルジェリア系フランス人リオネル・デュモンは，1999年から2003年にかけて，日本に出入国を繰り返していた。また，1987年に日本に滞在した経験を持ち，9・11米国同時多発テロの

計画に関与したAQ幹部のハリド・シェイク・モハメドが，在日米国大使館や在日米軍基地などへの攻撃を検討したと供述していることなども明らかとなっている。

これに対し，ISは，2015年1月に，日本によるシリア難民への人道支援の表明などを批判しつつ，邦人2人を人質として日本政府へ身代金を要求した後，両名を殺害した。さらに，2015年2月には，ISのオンライン英字機関誌「DABIQ」7号において，更なる日本と日本人へのテロ攻撃を示唆するなど脅迫を加えた[21]。同年9月には，同機関誌「DABIQ」11号において，日本を含めた62か国・組織を「新たな十字軍連合」と非難し，日本の在インドネシア，マレーシア，ボスニアの外交使節に攻撃を加えるよう呼びかけた。また，2015年以降，ISが犯行声明を発したテロ事件において，邦人が相次いで巻き込まれて殺害されており，ISによる日本へのテロの脅威は高まっている。

但し，ISによる人権の抑圧などの結果発生した難民問題に対し，日本政府が人道的な支援活動を展開するのは，当然の国際的責務である。ISからの脅迫に対して，日本が国家として毅然と対応することは，日本の「国家としての覚悟」を示すものである。

4．東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際テロ対策

4.1　日本で想定されるテロのシナリオ

防衛大学の宮坂直史教授は，日本において発生する可能性のあるテロの形態を次の五つのシナリオにまとめている[22]（図表5参照）。

以下のシナリオのうち，最も警戒しなくてはならない形態の一つは，最近欧米で多発している「一匹オオカミ型テロ」である。最近では，比較的入手し易い銃器や刃物を用いて個人的にテロを実行するため，事前に情報が把握しにくく，今後，特に，テロ対策として重要性が増している。

形態	関連するテロ対策など
外国人テロリストの侵入	国際的な情報収集と水際作戦など
イスラム系移民などの自己過激化と自国育ち型テロ	イスラム系コミュニティーの把握など
日本人の海外渡航と帰国後のテロ活動	渡航歴やビザ発給厳格化など
渡航歴のない日本人の自己過激化による国内テロ	イスラム系以外の過激派や右翼の把握も
コーラン破損など事件の発生と大事件への発展	2001年富山コーラン破損事件など

図表5　日本で想定される国際テロのシナリオ[23]

また，国際紛争地などへ海外渡航した日本人が現地で過激化し，テロの実戦経験を積み，日本に帰国後，テロを惹起する可能性を未然に防止することに努めなければならない。米国国家情報官室によると，現在，ISには，欧米諸国出身者を含め外国人戦闘員が2万5,000人以上存在するとされる[24]。AQによる国際テロは，アフガニスタンでのソ連との戦いに外国から参戦した義勇兵たちが，その後帰国し母国でテロを実行することによって，世界的に拡散した。

ISの外国人戦闘員も母国へ帰国後，テロを実行する可能性は高い。ISは，常時，オンライン機関誌などにおいて，外国人戦闘員の徴募を図っている。即ち，現代の「無明時代（イスラムの教えが実現する前の時代）」において，自らの信仰を実現するためには，ISに移住（「ヒジュラ」）し，イスラム国家建設のためジハードを実践することが，イスラム教徒の使命であると繰り返し強調している。カリフは，イスラム教義上，「カリフ制国家への移住」を要求する権利をも有するとされており，今後とも，イスラム信徒がISに流入する可能性は高い。

2014年には，シリアへ渡航しようとした日本人学生の事案が発生し，刑法93条「私戦準備・陰謀罪」の容疑で家宅捜索が行われた。今後，こうした動向を封じ込めるためにも，日本においても新たに立法化を図り，テロ組織の定義を行い，その活動を規制していくことを検討していかなければならないと指摘されている[25]。因みに，オーストラリアでは，2015年10月に連邦議会で「外国人戦闘員法」が可決され，最高10年の禁固刑が規定された。

4.2　オリンピックへの脅威と日本への脅威

来る東京オリンピック・パラリンピックに対するテロの脅威は，日本へのテロの脅威に留まるものではない。リスク・アセスメントにおいて，両者へのテロの脅威は，全く別物として検討していくべきである。例えば，オリンピックにおけるテロとして最も有名な1972年のミュンヘン・オリンピックテロ事件がある。実行犯のパレスチナゲリラ「黒い九月」は，イスラエルの選手ら11人を人質に取り殺害したが，オリンピックの開催国ドイツ

そのものを狙っていたわけではない。同様に，来る東京オリンピック・パラリンピックでは，参加国すべて，即ち，米国やロシアなど，国際テロ組織によって最大の標的とされている国々への国際テロの脅威をも考慮した広範なテロ対策を構築していかなくてはならない。

オリンピックなどの巨大イベントの警備は，多数人が集合し，会場も開放的なことなどから，元々，テロ対策が非常に困難である特性を持つ。2013年のボストン・マラソンでのテロ事件などの例に見られるように，欧米においては，いわゆる「自国育ち」の「一匹オオカミ型テロ」が多発しており，テロの事前把握をより困難にしている。加えて，2012年のロンドン・オリンピック以来，開催に必要な電力その他のインフラが高度にネットワーク化されたため，サイバーテロの脅威にもさらされる結果となっている[26]。

オリンピックに対する国際テロ事件には，既に述べたミュンヘン大会テロ事件以外にも，1988年のソウル大会の1年前に北朝鮮が大韓航空事件を惹起し妨害を図った事案や，1996年のアトランタ大会で爆破テロ事件が発生した事案や，2013年のソチ冬季大会の直前にヴォルゴグラードなどでテロ事件が発生した事案などがある。他の大会がほぼ平穏無事に成功裏に終了したのは，いずれも開催国の治安機関，情報機関，軍などの功績に依っていることを忘れてはならない。

これほど世界の注目を集め，最大の政治宣伝の効果が期待できる国際的なイベントは他になく，常にテロリストにとって格好の標的であることを肝に銘ずる必要があろう。例えば，ISは，2014年のサッカー・ワールドカップ開催前夜を狙って，「これが我々のサッカー」と題して，IS戦闘員が敵対するイラク政府の警察幹部を斬首し，その頭部でサッカーに興ずる様子をツイッターに投稿した[27]。ISによる残虐非道な行為も，「カリフ制国家の再興」という大義の中では，敵を威嚇すると同時に，味方を鼓舞する手段ともなっている。また，2015年11月のパリ同時多発テロ事件では，パリのサッカースタジアムにおける仏独友好試合がテロの標的となった。世界的なイベントにおけるテロは，世界のマスメディアが報道し，世界の人々がSNSで注目するというテロリストにとって絶好の機会であることに留意すべきである。

4.3 「大会開催基本計画」等におけるテロ対策

日本政府は，既に，2001年の米国同時多発テロや2003年のAQの最高指導者オサマ・ビン・ラディンらによる攻撃声明を受けて，2004年に「テロの未然防止に関する行動計画」を作成し，今後速やかに講ずるべき未然防止策として，次の6項目を示し，重点的に改善策を講じてきた。即ち，①テロリストを入国させないための対策の強化　②テロリストを自由に活動させないための対策の強化　③テロに使用される恐れのある物質の管理の強化　④テロ資金を封じるための対策の強化　⑤重要施設等の安全を高めるための対策の強化　⑥テロリスト等に関する情報収集能力の強化等である[28]。

2015年2月には，「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会」は，「大会開催基本計画」を決定し，日本政府の関係官庁も，同計画の推進等準備に向けた工程表を作成するなどして，テロ対策における具体的な作業を進めている[29]。

例えば，①未然防止のための水際対策・情報収集分析機能の強化（法務省・公安調査庁），②競技会場等におけるセキュリティの確保（警察庁等），③警戒監視，被害拡大防止対策等（防衛省等）など，既に，水際対策や会場警備などをはじめ，関係官庁による万全の準備体制が敷かれつつある。この中では，警察など治安関係官庁や民間警備会社などを含めて5万名を超える警備人員が動員される予定となっている。また，こうした人的警備のみならず，顔認証技術やドローンなどハイテクを用いた警備体制も計画されている。

なお，こうした国際的大規模行事におけるテロ対策では，開催国のみの対応では限界があり，国際的な連携に向け，特に，テロリストに関する情報の国際的な交換や事前の危険情報の共有などが重要となる。

5．最　後　に

世界における主なテロとその対策の歴史を振り返れば，当初は，テロを実行し背後で支援する国家に対する国際的な制裁が中心であった。例えば，1988年のソウルオリンピックの妨害を狙って発生した1987年の北朝鮮による大韓航空爆破事件などでは，米国によって北朝鮮へのテロ支援国家（State Sponsors of Terrorism）の指定がなされ，経済制裁などが課された。その後，米国ではテロ組織そのものを外国テロ組織（FTO：Foreign Terrorist Organizations）として指定する制度が導入され，日本赤軍なども指定された。

現在では，西側諸国でのテロは，既述のように「自国育ち型」で，しかも，「一匹オオカミ型テロ」が主流と

なっている。この結果，国際テロ対策として，テロ組織の動向のみならず，テロリスト個人の動向の監視にも比重が置かれている。特に，自国内のイスラム系２世や３世が，ネットなどで過激思想に染まり，テロリストに変貌していく過程，即ち，「自己過激化（Self Radicalization）」を防がなくてはならない。米国では，ネット上におけるこうした過激思想の流れを追及していくために，新たなサイバー上のシステムを開発し，テロの未然防止に努めている。

同時に，単にテロを事件として取り締まるだけでなく，若者に過激思想が浸透するのを防ぐためには，若者を取り巻く社会的な環境の整備，即ち，失業対策を強化し，孤立化を防ぐ仕組みも必要である。2015年２月には，オバマ大統領は世界の約60か国から要人を招いて「暴力的過激主義対策（CVE：Countering Violent Extremism）サミット」を開催し，非軍事的な分野でも，テロ対策を強めていく方針を示している[30]。

テロとは「思想を持った犯罪」であり，「テロとの闘い」とは，「過激思想との闘い」である。テロ対策の根本は，「思想との闘い」である。この視点を欠いたテロ対策は，根本的な“病理学的な治療”ではなく，単なる“対症療法”に留まってしまう危険性を帯びる。

「テロとの闘い」とは，先ず，我々の心の中における「テロに対する無関心と恐怖心」，それに対峙する「テロの解決に立ち向かおうとする良心と理性」，この「二つの心の闘い」から始まる。いかなる国家も個人も，人権を踏みにじるテロを撲滅する責務から逃れられない。テロとは，人権に対する犯罪であり，テロを撲滅することは，あらゆる国家，あらゆる個人の当然の責務である。テロが発生している状況を無視するのか，テロによる脅しに屈するのか，あるいは，逆にテロの問題とその解決に立ち向かうのか，今，正に，我々の倫理的な姿勢が問われていることを，最後に強調して終わりたい。

1) カール・フォン・クラウゼヴィッツ　日本クラウゼヴィッツ学会訳（2001）『戦争論』芙蓉書房，22-44頁。
2) 日本政府は「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」と表記。
3) アブドルバーリ・アトワーン　春日雄宇訳（2015）『イスラム国』集英社インターナショナル，318頁。
4) 国枝昌樹（2015）『イスラム国の正体』朝日新書，220頁。
5) 国枝昌樹（2015）『イスラム国の正体』朝日新書，35頁。
6) 保坂修司（2014）「『イスラーム国』とアルカイーダ」吉岡明子・山尾大編『「イスラーム国」の脅威とイラク』岩波書店，219-223頁。
7) ロレッタ・ナポリオーニ　村井章子訳（2015）『イスラム国　テロリストが国家をつくる時』文芸春秋，57頁。
8) 米国のテロ情報分析会社「インテルセンター」の調査（2015）。
9) 高橋和夫（2015）『イスラム国の野望』幻冬舎，136-137頁
10) 国枝昌樹（2015）『イスラム国の正体』朝日新書，104-105頁。
11) ロレッタ・ナポリオーニ　村井章子訳（2015）『イスラム国　テロリストが国家をつくる時』文芸春秋，133-134頁。
12) アブドルバーリ・アトワーン　春日雄宇訳（2015）『イスラーム国』集英社インターナショナル，94頁。
13) アブドルバーリ・アトワーン　春日雄宇訳（2015）『イスラーム国』集英社インターナショナル，371頁。
14) 『日本経済新聞』2015年１月11日朝刊。
15) 池口　恵（2015）『イスラーム国の衝撃』文芸春秋社，77-85頁。
16) 池口　恵（2013年）「一匹狼（ローン・ウルフ）型ジハードの思想・理論的背景」『警察学論集』第66巻第12号。
17) 池口　恵（2015）『イスラーム国の衝撃』文芸春秋社，53-57頁。
18) アブドルバーリ・アトワーン　春日雄宇訳（2015）『イスラーム国』集英社インターナショナル，56頁。
19) 公安調査庁（2015）『国際テロリズム要覧』
20) 公安調査庁（2006）『国際テロリズム要覧』。
21) 『DABIQ』ウェブサイト。http://media.clarionproject.org/files/islamic-state/islamic-state-dabiq-magazine-issue-7-from-hypocrisy-to-apostasy.pdf（2015年10月２日閲覧）
22) 宮坂直史（2015）「日本に対するテロの脅威」『インテリジェンスレポート』2015年４月号。
23) 上記宮坂論文を元に著者が作成。
24) 『CNN.co.jp』ウェブサイト。http://www.cnn.co.jp/world/35067513.html（2015年10月17日閲覧）
25) 宮坂直史（2015）「日本に対するテロの脅威」『インテリジェンスレポート』2015年４月号。
26) 『BBC　NEWS』ウェブサイト。http://www.bbc.co.uk/news/uk-23195283（2015年10月17日閲覧）。
27) 『Mirror』ウェブサイト。http://www.mirror.co.uk/news/world-news/police-chich-beheaded-jihadist-rebels-3690513（2015年10月17日閲覧）
28) 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（2004）『テロの未然防止に関する行動計画』。
29) 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（2015年）「大会開催基本計画の推進等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項にかかる工程表」。
30) 『東京新聞』2015年２月20日朝刊。

災害時の拠点施設の危機管理方策と機能継続マネジメント

――建築設備系統に基づく建築空間の分類手法に関する研究――

古　嶋　裕　貴*
増　田　幸　宏**

要　旨

近年，災害に負けない組織作りのため，事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の重要性がますます高まっている。しかしながら，業務の基盤となる建物の機能継続をマネジメントするための項目が現状では必ずしも十分ではない。そこで本論文では，災害時に建物の重要機能を維持するための「機能継続マネジメント」の考え方を提案し，「機能継続マネジメント」を支援するためのツールの開発について報告を行った。設備系統による室（空間）の機能継続に関わる状況が一元把握できる系統分類図を提案し，ケーススタディにおいて，その有効性を確認した。建物管理の現場における発災時の迅速で的確な意思決定とオペレーションを実現するため，本ツールが活用されることが望まれる。

キーワード：事業継続，機能継続マネジメント，建築設備，ライフライン，クライシスマネジメント

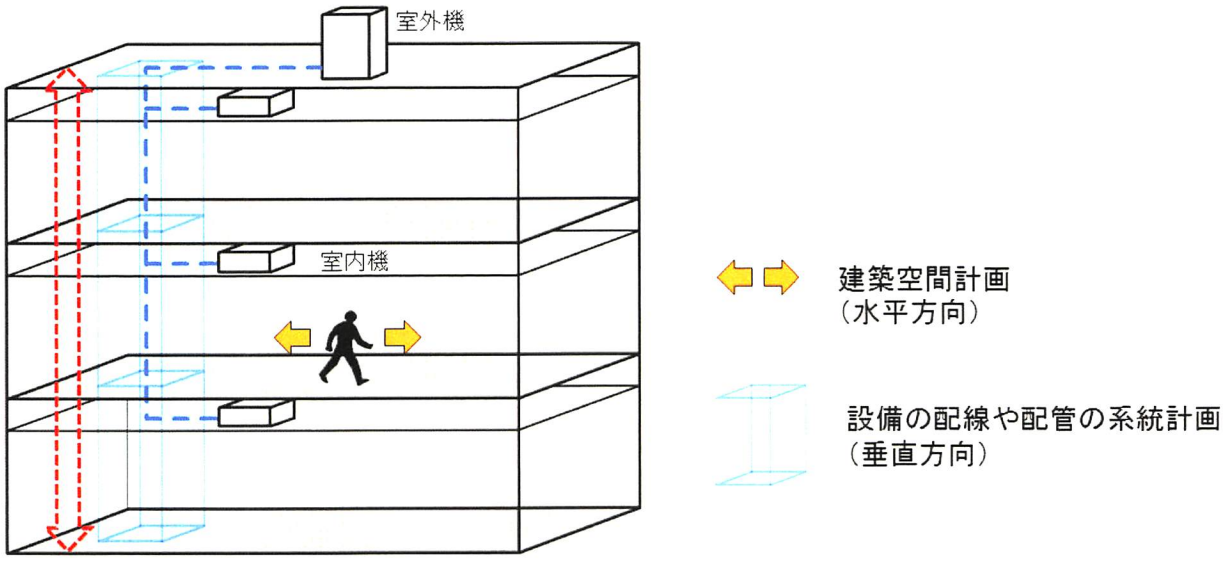
1．建物の機能継続マネジメントの重要性

近年，災害などによって生じる経済的損失への対策として，事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の重要性が高まっている。BCMとは，企業や行政において，非常時の重要業務の中断を回避し，被害の影響を最小化することを目的としたマネジメントの考え方である[1)]。事業継続マネジメントの一環として，各企業や自治体では事業継続計画が策定されることになるが，業務の基盤となる建物の機能継続をマネジメントするための項目が現状では必ずしも十分ではない。

ここで，建物の「機能継続マネジメント」とは，何らかの原因により建物の機能低下が生じる際，建物の担う重要機能を維持するため措置を講じたり，ある機能不全に対する代替策を検討・実行する等，事業継続に与える影響を小さくするための建物に関する管理行為のことである。「機能継続マネジメント」は，BCMを構成する重要な項目の1つとして位置づけることができるが，災害時だけでなく，改修により室や設備が使用できない場合など，建物が機能低下する事態全般に適用できる考え方である[2)]。

建物の機能を維持する上で欠かせない要素の1つに建築設備がある。そして，施設管理者は，機能継続マネジメントを実行する際，どの建築設備が健全に機能できるのかを各室（空間）ごとに把握し，その把握内容に沿った対策を実行する必要がある。建築設備に関連する情報は，設備の種類や系統ごとに図面管理されているため，非常時において，多種類にわたる設備の状況を把握し，機能継続のための判断を室（空間）ごとに，一元的に行うことは通常困難である。また，設備系統は複雑に入り組んでいることがあり，同一フロアでも，同機能の設備系統が複数存在し，隣り合う室（空間）で設備系統が異なる場合がある。設備系統は垂直方向でゾーニングされるのに対して，建物の空間計画はフロア（水平方向）でゾーニングされる（図表1）ため，両者の関係性を紐解き，災害時に対応できるように準備をしておく必要がある。現状では，各室がどの設備系統に支えられ，災害時の機能障害の際に影響を受けるのかを把握するには手間と時間を要し，非常時においては，機能継続の判断が遅れるといった問題が発生することが危惧される。非常時

＊　国立大学法人　豊橋技術科学大学大学院　工学研究科
＊＊　芝浦工業大学・システム理工学部・准教授・博士（工学）



図表１　建築計画と設備計画のゾーニングの違い

においても機能維持のための適切で臨機応変な対応・判断を迅速に行えるよう，建物機能を担う情報を事前に整理しておくことが有意義である[3)]。

そこで，本研究では，建物の重要機能を維持するための「機能継続マネジメント」を支援するためのツールの開発について報告するものである。設備系統による室（空間）の機能継続に関わる状況が一元把握できる設備系統分類図を提案し，ケーススタディにおいて，その有効性を確認することを目的とする。本提案手法を用いることによって，災害時に代替室の検討や応急措置の優先順位の判断など，現場の建物管理者の判断をサポートし，建物の機能低下幅や機能低下時間を小さくするための機能継続マネジメントを迅速に行うことができる。

2．建築空間の分類手法の提案

建築空間の分類手法についての説明を行う。はじめに，建物の機能継続に関する情報は多種多様に存在するため，一元集約をすることで徒に情報が増えてしまい，求める情報を読み取ることが困難になってしまうといった問題が考えられる。そこで，本研究では範例として「対象オフィスの室内環境を整えるための最低限の建築設備について情報を扱う。」という目標を定め，空調設備，給排水設備，電気設備についての検討を行う。こうした目標設定の水準は，組織の定める事業継続計画（BCP）と密接に関わるものである。また，病院，データセンター，住宅等，建物用途によって異なるため，その都度その方針を定めて，関係者で共有することが必要となる。

以上の方針を踏まえた上で，本提案手法では，

(1)　どの室（空間）にどの系統が通っているかの把握

(2)　把握した室（空間）と系統の関係の可視化

の２点を主眼におき，既存の設備情報を系統単位ではなく，室（空間）単位で再整理する。この点が，本手法のオリジナルな着眼点である。

(1)は既存の設備図面から情報を読み取り，一覧表にすることで，各室（空間）にどの設備系統が通っているかを一元的に把握することができる。前述したように，現在用いられている建築図面から設備系統を読み取り理解することは，時間のかかる作業であり，緊急時において対応を行うことは困難である。そこで，提案手法のように，あらかじめ室と系統の関係を一覧化しておくことで，非常時等の場面において，迅速な判断と作業を行う事ができる。一覧化した表自体は，縦軸に各室の名称，横軸に設備の種類・系統を記載したシンプルなものである。各フロア分用意することで，建物全体の系統把握を行うことができる。ここでは，各整備による室（空間）へのサービスの状況を空間単位で再整理することに意義がある。

(2)では図面表記する上での表現方法を設備系統ごとに設定し，各室（空間）に通っている設備系統の可視化を行う。(1)の設備系統と室（空間）の一覧表に加えて，建物が受ける影響の範囲を把握するには，建物の概形図を活用することが有効である。そこで，(1)の一覧表に

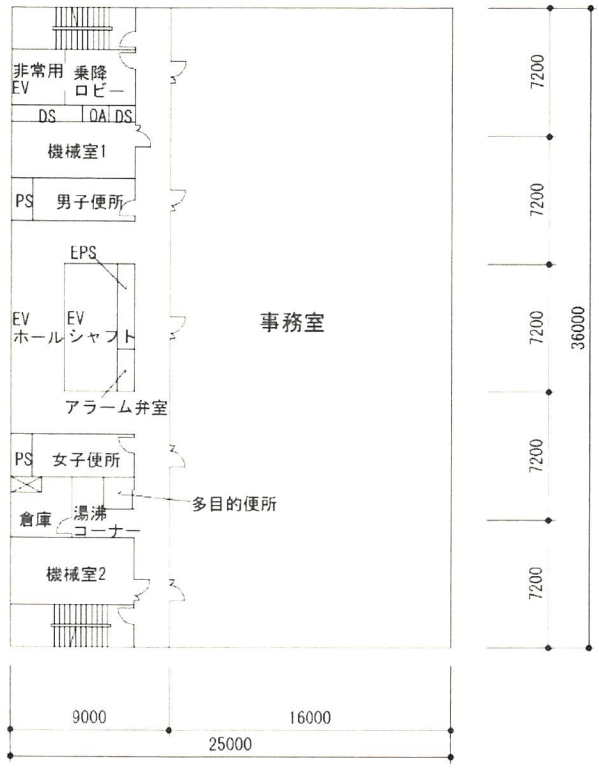
基づいて建物の概形図上（平面・立面・投影図）の室（空間）に各系統を表現する系統分類図を作製することで，ある系統が機能不全になった際の建物への影響を判断把握しやすいようにする。なお，本論文においては，各系統の表現はハッチングと線種によって区別する。

3．モデル建物を用いた提案手法の適用例

提案手法の適用にはモデルビルを用いる（モデルビル概要は図表２，図表３に示す）[4]。資料[4]を参考に一部排水系統を付加したモデルである。

用途	オフィスビル
構造	鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下1階、地上9階建て
建築面積	1500㎡
延べ床面積	10000㎡
各階主要室	9階　食堂、厨房
	2～8階　事務室
	1階　事務室、エントランスホール
	地階　機械室、中央監視室
空調設備	中央熱源方式空冷ヒートポンプ
	個別分散式ビル用マルチエアコン
給水設備	増圧直送方式
	高置水槽方式
	高置増圧方式
排水設備	汚水・雑排水の合流式
電源設備	キュービクル式

図表２　モデルビル概要[4]



図表３　モデルビル基準階（３～８階）平面図[4]

3F	空調設備								給排水設備								電気設備							
	冷媒管1			冷媒管2			全熱交換		上水1	上水2	上水3	雑用水1	雑用水2	排水										
	系統1	系統2	系統3	系統4	系統5	系統6	系統7		ﾎﾟﾝﾌﾟ直送	高置ﾎﾟﾝﾌﾟ	高置落下	高置ﾎﾟﾝﾌﾟ	高置落下	系統1	系統2		電灯1	電灯2	電灯3	低圧動力1	低圧動力2	低圧動力3	低圧動力4	低圧動力5	低圧動力6	低圧動力7
北側	●																●			●		○	○			○
事務室 南側					●												●			●			○	○		○
ﾍﾘﾒｰﾀｰ				●													●			●			○	○		○
機械室1	○	○															●			●		●	○			○
男子便所									●				●	●			●			●						○
EVホール		●															●			●		○	○			○
女子便所									●				●		●		●			●						○
多目的便所									●				●		●		●			●						○
湯沸コーナー									●						●		●			●						○
倉庫																	●			●						
機械室2				○	○												●			●			○	●		○

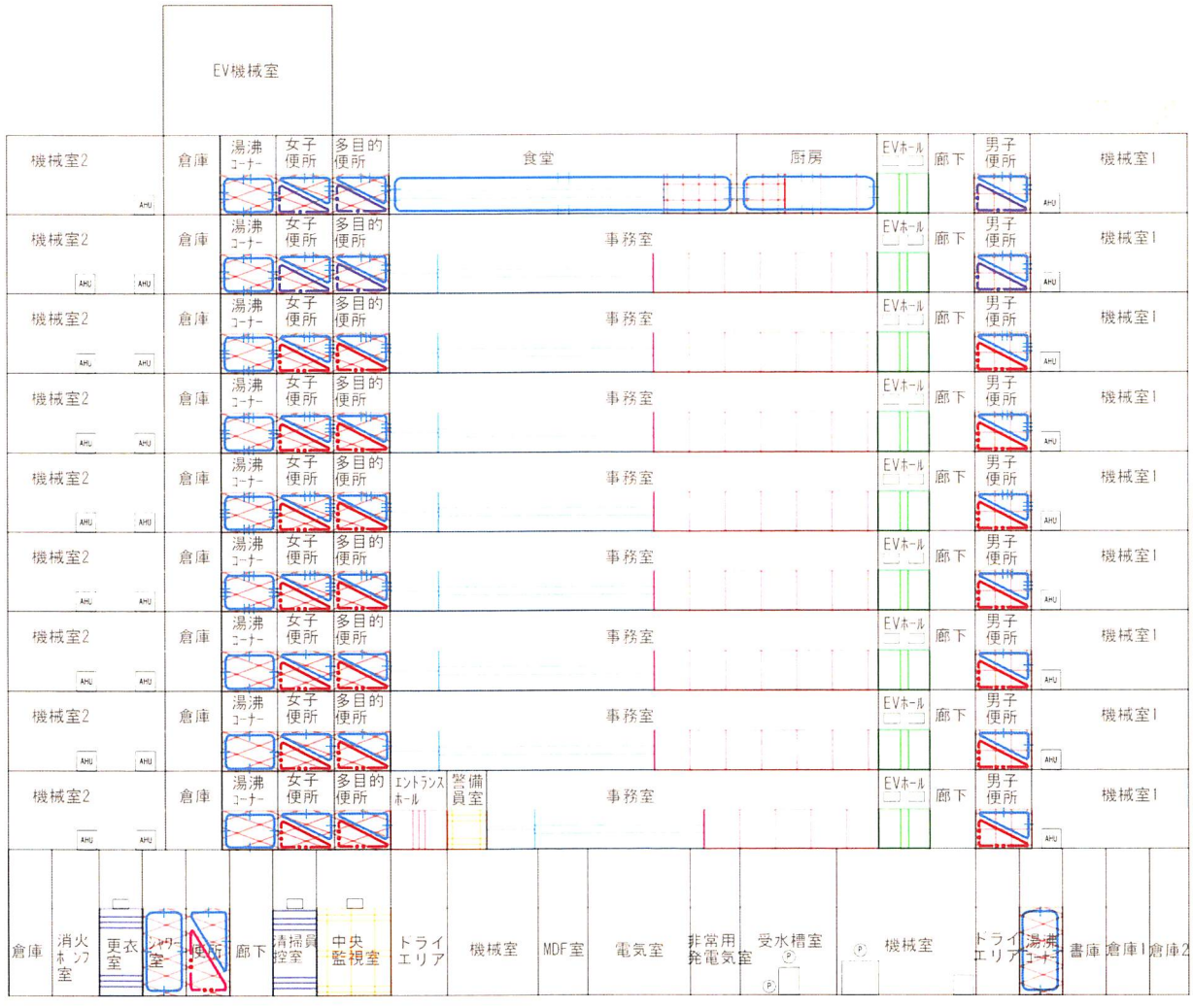
●：室に直接配置され機能維持に影響　○：室の機能維持に影響

図表４　室（空間）と系統の関係一覧表（３階）

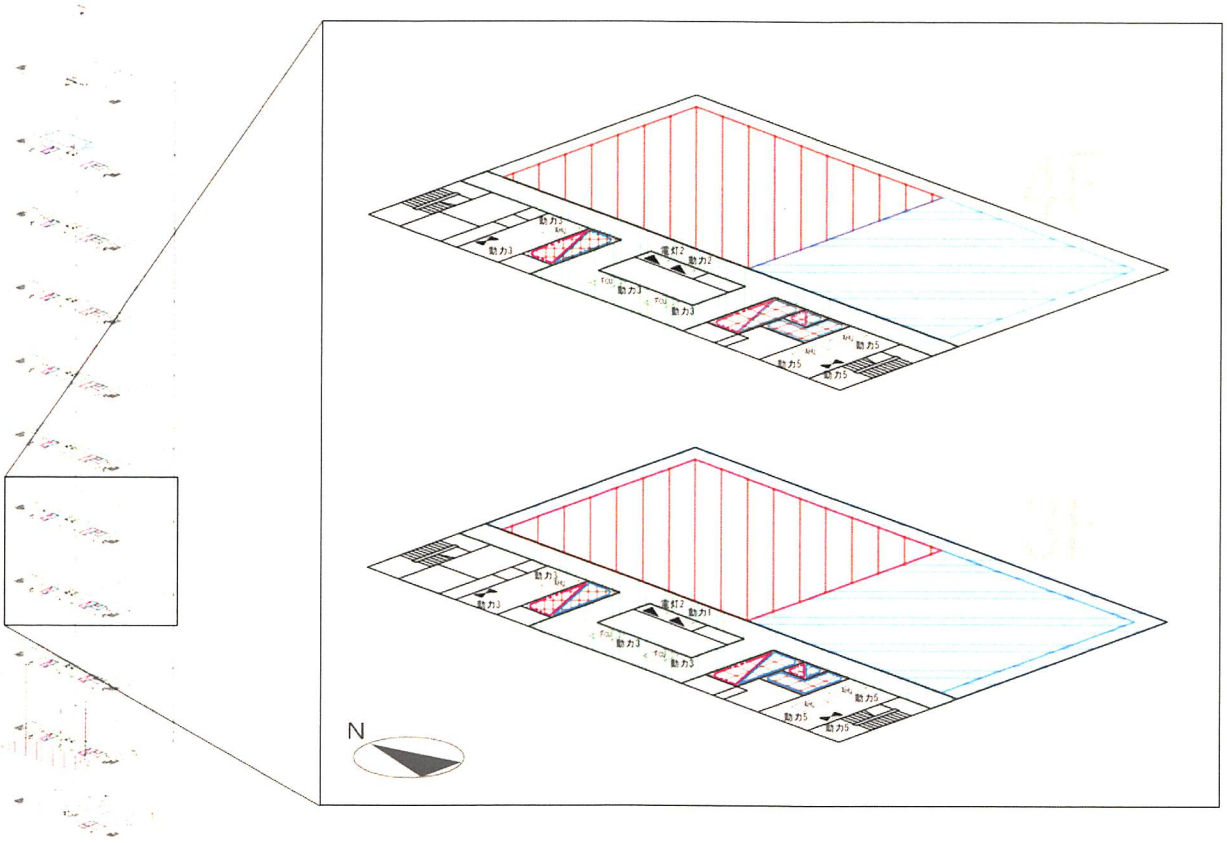
3F	空調設備							給排水設備							電気設備									
	冷媒管1			冷媒管2			全熱交換	上水1	上水2	上水3	雑用水1	雑用水2	排水		電灯	電灯	電灯	低圧動力	低圧動力	低圧動力	低圧動力	低圧動力	低圧動力	低圧動力
	系統1	系統2	系統3	系統4	系統5	系統6	系統7	ポンプ直送	高置ポンプ	高置落下	高置ポンプ	高置落下	系統1	系統2	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
北側	●														●			●		○	○			○
事務室 南側					●										●			●			○	○		○
ペリメーター				●											●			●			○	○		○
機械室1	○	○													●			●		●	○			○
男子便所								●				●	●		●			●						○
EVホール		●													●			●		○	○			○
女子便所								●				●		●	●			●						○
多目的便所								●				●		●	●			●						○
湯沸コーナー								●						●	●			●						○
倉庫															●			●						
機械室2				○	○										●			●			○	●		○

●：室に直接配置され機能維持に影響　○：室の機能維持に影響

図表５　地震後の室（空間）と設備系統の関係一覧表（３階）



図表６　モデルビルにおける系統分類図（立面方向）



図表７　設備系統分類図（投影図　全体）

まず，既存の設備系統図やダクトの配置図から情報を読み取り，各系統に空調系統１，上水系統１といった，図面で可視化する上でのナンバリングと色の設定，室（空間）の関係を一覧化する作業を行う。それにより得られる設備系統一覧表（図表４）は，その建物（フロア）において，どの部屋（空間）がどの設備系統によって機能しているのかを，一元的に把握することができる。次に，系統一覧表の情報を系統分類図として図面化すると図表６，図表７のように表現できる。今回の系統分類図で各設備，各系統をどの表現とするかの凡例は図表４，図表５のとおりである。各設備系統で設定したハッチングや線種が図面に表示され，各室（空間）がどの設備系統の影響によって機能しているのかを可視化することができる。一元的に把握するために取りまとめた複数の設備系統の情報を，建物の概形図に落とし込むことで，建築設備の専門知識がない人でも，建物・建築設備の機能が今どのような状況にあるのかを把握しやすいものとなる。なお，図表４，図表５の一覧表には２種類の丸印があるが，●（赤丸）は配管など対象階に直接配置され機能維持に影響する設備系統，○（白丸）は屋上室外機の電源など，対象階以外の階に配置されているが対象階の機能維持に影響を与えている設備系統として区別を行っている。

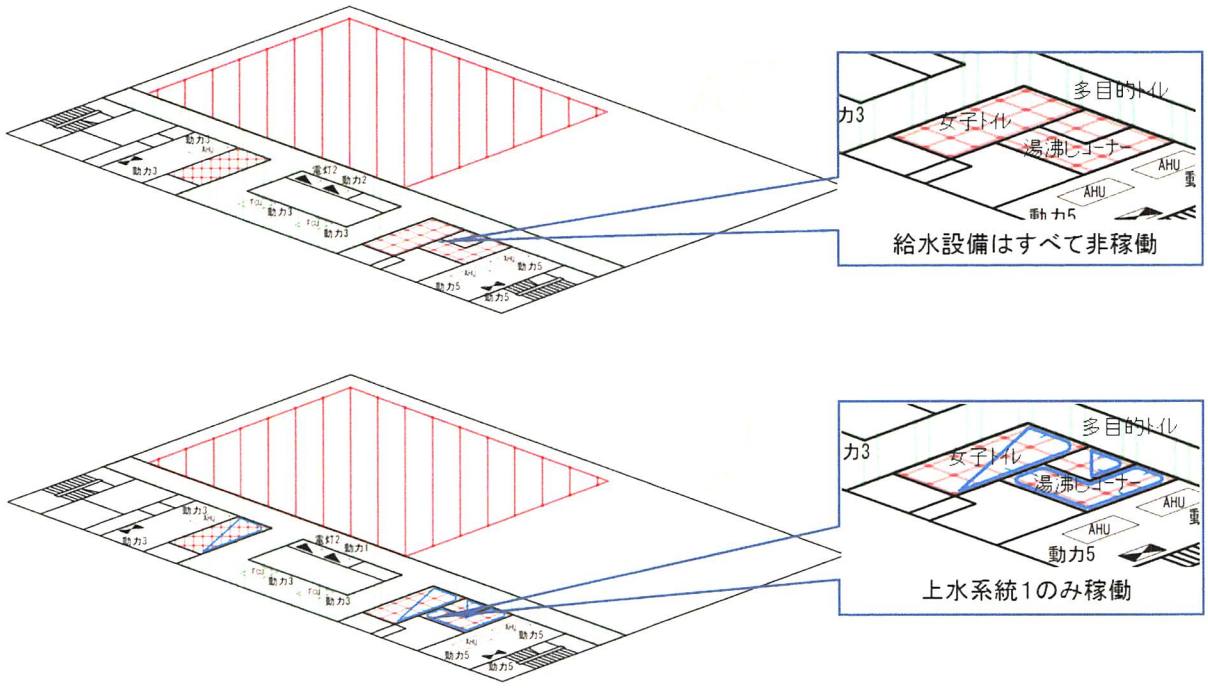
４．提案手法の評価・考察

4.1　災害時における機能継続マネジメントのケーススタディ

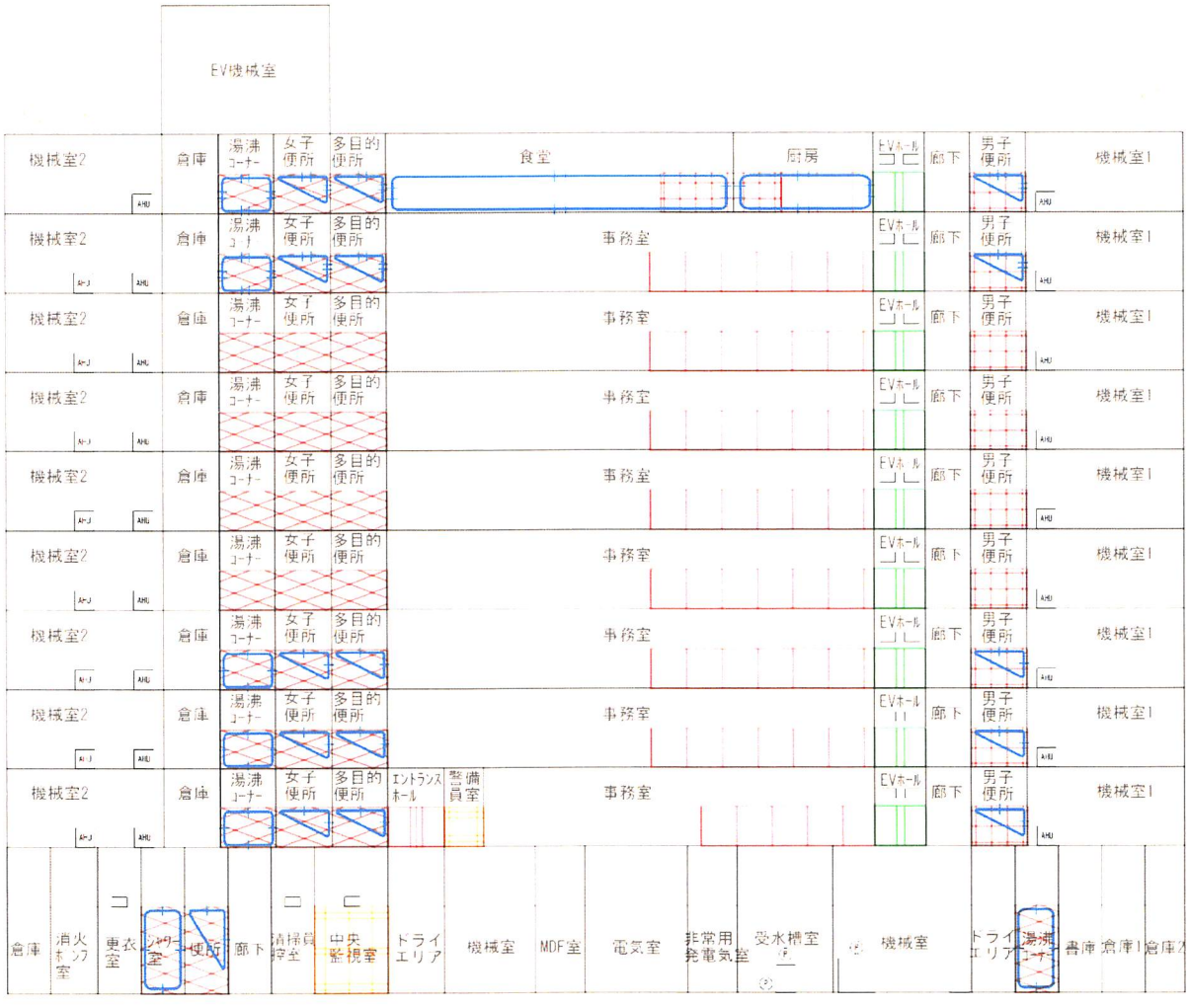
提案手法の検証のため，下記の被害を想定する。

> Case：地震災害における配管の損傷
> 地震発生後，１～９階南側の空調設備が機能せず，中層階（４～７階）の給水設備（上水），雑用水は全フロアで供給されなくなったと建物管理者に報告があった。

上記の被害では，図表５の塗りつぶしの部分で被害が考えられ，該当する設備系統が配置されている室（空間）は，設備機能（サービスレベル）の低下が生じていると考えられる。そこで，建物管理者が，系統一覧表で得た



図表８　地震後のモデルビル系統分類図（投影図３F，４F）



図表９　地震後のモデルビル系統分類図（立面方向）

情報を系統分類図に反映させることで，図表８，図表９のような情報が得られる。設備系統分類図上では，地震被害によって機能低下した設備系統は色が表示されておらず，色がついている室（空間）は設備機能が健全であることを表しており，この情報を基にして，室（空間）の機能代替判断を行うことが可能となる。今回のケースでの機能維持判断としては，図表８，図表９の空調設備の状態から，事務室の空調機能は全階が機械室１の空調機（地震後も機能する冷媒管１で稼働）に依存することになり，室内の空調機能が十分に機能しないことが予測される。９Ｆの厨房と食堂に関しては，機能している空調範囲と室面積の比から，室全体の空調はほとんど期待できないといえる。室内環境を良好な状態に保つには，適度な換気など，空調機能低下に合わせた対応が必要となる。給水設備系統の状態からは，Ｂ１～３Ｆと８～９Ｆでは，上水は供給されているが，雑用水の供給が停止していることが読み取れる。つまり，トイレの便器に流れる水が供給されないので，上水が供給されているフロアで水の汲み置きをしておき，必要最小限に使用の制限をした上で，汲み置きの水でトイレの水を流すよう，利用者へ通知を行うことが望ましい。また，４～７Ｆの中層階においては，給水設備は上水・雑用水ともに機能していないため，建物滞在者がトイレを利用する際には，３Ｆから下のフロア，もしくは８Ｆから上のフロアまで誘導しなければならないということが判断可能である。

従来，設備被害を把握するためには，系統図や配管などを，電気，給排水といった設備の種類ごとに確認しなければならなかった。しかし，本提案手法を用いることで，設備機能の可否の把握が容易かつ一元的に行え，迅速な情報収集，対応の検討が行えるようになるなど，機能継続マネジメントを支援することが可能となる。

4.2　災害時以外での本提案手法の活用

本提案手法は，建物の形態（オフィスビル・商業ビル・ホテルなど）や規模に関わらず，建物の機能を災害時に維持・継続するために活用可能である。また本提案手法は，災害時以外にも活用することが可能である。１章でも述べたように，機能継続マネジメントは，BCMを構成する重要な項目という位置づけができるが，建物が機能低下する事態全般に適用できる考え方である。具体的には，建物の改修工事等の影響を適切に把握することが可能となる。本手法を用いて改修工事による設備機能の停止の影響を受ける室（空間）を事前に把握することで，代替機能の検討を綿密かつ容易に行うことができる。また，こうした各室（空間）機能の継続・代替のし易さに関する一連の情報は，建物ごとの固有のパラメータであり，今後BCP対応型建物の評価指標のひとつとして活用ができると考えている。

5．ま　と　め

本論文では，災害時に建物の重要機能を維持するための「機能継続マネジメント」の考え方を提案し，「機能継続マネジメント」を支援するためのツールの開発について報告を行った。設備系統による室（空間）の機能継続に関わる状況が一元把握できる系統分類図を提案し，ケーススタディにおいて，その有効性を確認した。建物管理の現場における発災時の迅速で的確な意思決定とオペレーションを実現するため，本ツールが活用されることが望まれる。

1)　川上義明「事業継続計画（BCP）に関する基礎的考察（Ⅰ）」福岡大学商学論叢57(3/4),183-206, 2013-03
2)　「信頼される建築物・社会基盤の構築とその危機管理」東京理科大学 総合研究機関　危機管理・安全科学技術研究部門　第９回シンポジウム，pp. 71-93, pp. 145-178, 2013-03
3)　増田幸宏「重要業務継続を目的とした建物管理システムの開発～建物のレジリエンスを高めるための基礎的研究～」日本建築学会環境系論文集，第79巻，第700号，535-544，2014年６月
4)　国土交通省　国土技術政策総合研究所「低炭素建築物認定基準（平成24年12月公布）等関係技術資料」国総研資料702号，pp. 185-235, 2012, 02

渡航者の感染症対策：予防から緊急時の対応まで

安　藤　裕　一*

要　　旨

日本企業の海外への進出は毎年増加しているが，欧米などの先進国への進出は減少し，新興国を含む開発途上国への進出が顕著に増加している。これに伴い，渡航先で流行する感染症に罹患するリスクは決して無視できないものとなっている。特に感染症の多くは，衛生状態の良くない開発途上国において罹患するリスクが高く，加えて衛生面など医療水準の適切な医療機関へのアクセスが可能であるかという点も問題となる。本稿では，渡航者を感染症から守るために必要と考えられる予防方法ならびに，実際に感染した場合の対処方法の考え方について概説した。感染症のリスクは時代とともに変遷してきているが，依然として軽視できないという現状を認識した上で，個人，企業，自治体それぞれのレベルで，適切な対策を講じることが求められる。

キーワード：新興感染症，再興感染症，開発途上国，医療リスク，医療水準

1．はじめに

感染症の新しいニュースが日本のメディアで報道される都度，国外に事業を展開する日本のグローバル企業の海外事業担当者は不安にならざるを得ない。特に新たに発見された感染症は，ヒトに及ぼす影響が未知であり，また治療薬も未開発であるため，より警戒が必要となる。多くの予防接種や抗生物質が開発されたことにより，世界の感染症は制圧されたかのような印象を与えた時代もあったが，実は世界に広がる感染症の脅威は依然として強く存在する[1)]。航空機が栄え，国際化社会といわれる今日，地球上を人類が移動することを容易にしたと同時に，感染症も国境を越えて世界に広がりやすくなっている現状に対し，どのように対応することで感染症によるリスクを軽減することができるか概説する。

2．世界で発生している注意が必要な主たる感染症

過去20年間で日本のメディアで取り上げられた主たるものとして，1997年のH5N1インフルエンザ（鳥インフルエンザ），2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS），2006年の新型インフルエンザ（A/H1N1），2012年の中東呼吸器症候群（MERS），2014年のエボラウイルス病，2014年の東京でのデング熱流行，2015年の韓国での中東呼吸器症候群（MERS）の流行が挙げられる。世界保健機関（WHO）は「新しく認知され局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」を「新興感染症」と定義しており[2)]，上記で示したものを含めこれまでに30種類もの新興感染症が出現しているといわれている（図表１）。これらの新興感染症のほとんどが，有効なワクチンが開発されておらず，また治療の多くは対症療法となり病原体に直接作用する治療薬は開発されていない。さらに「再興感染症」すなわち「かつて存在した感染症で公衆衛生上ほとんど問題とならないようになっていたが，近年再び増加してきたもの，あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症」であるコレラ，ペスト，結核，マラリアといった疾患の脅威も忘れてはならない。

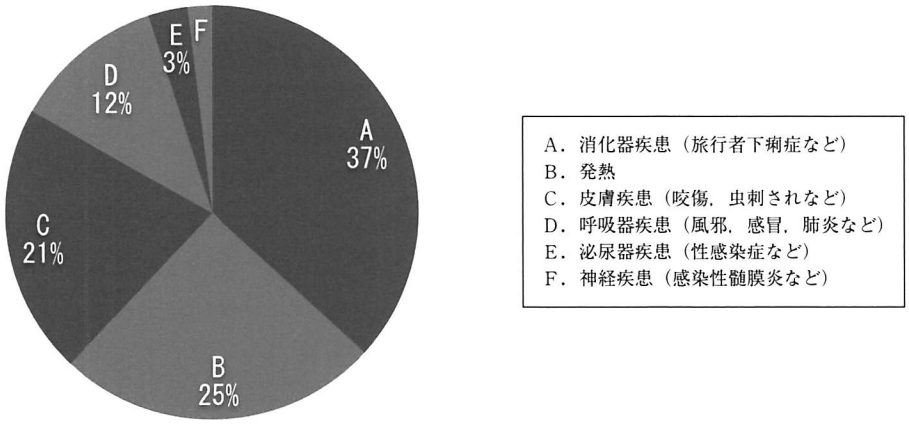
ところで渡航者が感染する頻度の最も高い疾患は，旅行者下痢症で代表される急性胃腸炎である（図表２）[3)]。従って感染する頻度を考えた場合に，渡航者が第一に気

＊　インターナショナルSOSジャパン株式会社メディカルデパートメント

疾　患　名	分布地域	病原体	感染経路	症　状	対　策
ウエストナイル熱	アフリカ，欧州，北米，アジア	ウイルス	蚊，鳥	感冒様症状，発疹，頭痛，脳炎	蚊対策
エボラウイルス病（エボラ出血熱）	アフリカ中央部	ウイルス	動物，ヒト	感冒様症状，嘔吐，下痢，発疹，出血	野生動物や患者の体液に触れない
クリプトスポリジウム症	世界	原虫	家畜	下痢，腹痛，倦怠感食欲低下	家畜に触れない
クリミア・コンゴ出血熱	アフリカ，中央アジア	ウイルス	ダニ，動物，ヒト	感冒様症状，発疹，出血	動物や患者の体液に触れない，ダニ対策
後天性免疫不全症候群（HIV）	世界	ウイルス	ヒト	感冒様症状，発疹，リンパ節腫脹	体液，血液の接触を避ける
重症急性呼吸器症候群（SARS）	中国	ウイルス	ヒト（飛沫，接触）	感冒様症状，呼吸困難，下痢	患者／接触者の検知と隔離
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	中国，日本，韓国	ウイルス	ダニ	発熱，嘔吐，下痢，意識障害，出血	ダニ対策
腸管出血性大腸菌感染症	欧州，北米，豪州，日本ほか	大腸菌	食物	腹痛，水様便，血便	食品の加熱，手洗い
鳥インフルエンザ（H7N9）	中国	ウイルス	家禽	感冒様症状，呼吸困難	家禽に触れない，家禽市場を避ける
日本紅斑熱	日本	リケッチア	ダニ	発熱，頭痛，倦怠感，発疹	ダニ対策
ニパウイルス感染症	インド，マレーシア	ウイルス	コウモリ，豚	発熱，頭痛，めまい，嘔吐	コウモリ，豚と接触しない
多剤耐性感染症（＊1）	世界	細菌	院内感染	発熱，各臓器の感染による症状	（＊2）
マールブルグ病	アフリカ中東南部	ウイルス	（不明）ヒト，サル	感冒様症状，発疹，下痢，出血	動物や患者と接触しない
ラッサ熱	西アフリカ	ウイルス	マストミス，ヒト	感冒様症状，心窩部痛，後胸部痛	マストミスや患者に触れない

＊1　バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症など，　＊2　病院側の対策が主となる

図表１　代表的な新興感染症とその特徴



参考文献　Robert Steffen ら（2008）Health Risks Among Travelers — Need for Regular Updates, Journal of Travel Medicine. 15 (3) pp. 145-146. より改編）

図表２　渡航者が罹患しやすい感染症の臓器別分類

をつけるべき感染症は，食事や水を通して感染する旅行者下痢症である。亜熱帯もしくは熱帯に滞在する場合には，マラリアやデング熱など，蚊を媒介とする疾患に気をつけるべきであろう。またインフルエンザは日本でも季節性に流行する決して珍しい疾患ではなく，多くの場合致命的とはなりにくいものの，家庭や職場，学校で流行しやすいという特徴があり，注意すべき感染症といえる。

一方，発症する頻度は必ずしも高くないものの，罹患すると後遺症を残したり，致命的となりかねない疾患に対しても注意が必要である。感染するとほぼ100％が死亡すると言われる狂犬病のほか，黄熱病，日本脳炎，細菌性髄膜炎，エボラウイルス病などはこの類になる[4]。またマラリアに対しては，防蚊対策とともに抗マラリア薬の予防内服が有効であるため，流行地に渡航する際は是非考慮すべきである。

各疾患の特徴は，国立感染症研究所のウエブサイトなどに詳しく記載があるので参考にしていただきたい[5]。

3．感染症が与える影響について

感染症を発症した場合は，発熱，倦怠感といった症状に加え，例えば下痢，発疹，咳，頭痛，出血など疾患ごとに特有な症状がみられる。これらの症状のため，患者本人はつらい思いをし，仕事を休む必要があるかもしれない。入院が必要となる場合もあろうが，地域によっては信頼できる医療水準の医療機関へのアクセスが問題となる[6]。デング熱などにより輸血が必要となった際に，安全な血液を確保できるかということが懸念される状況も起こりうる。またインフルエンザなどヒトからヒトへ感染する疾患の場合は，他人へ感染することを予防するために，出社を控え回復するまで隔離が推奨される疾患もある。

患者をサポートする家族あるいは職場の同僚には，精神的並びに体力的な負担が強いられる。インフルエンザのように日本でも珍しくない疾患でさえも，職場内で流行する事態が発生したら，時として他事業所からの応援などを含め，事業計画の変更が必要となる。

感染力が高くなった疾患（例えば新型インフルエンザ）が流行すると，対応可能な病院が満床となり，病院を含めた各種のインフラストラクチャーの機能が低下しうることまで考慮する必要がある。日本人渡航者が退避のために殺到して帰国するような状況になれば，日本国では感染症が国内で流行しないように検疫所での体制の強化が必要となり，さらに国内の医療機関の患者受け入れの準備ならびに自治体の対応が迫られる。

このように，感染症は，単に患者個人を苦しめるだけではなく，時として継続して事業を運営することを困難にしたり，さらに地域社会を脅かすリスクも備えている。

4．感染症に対する対策

では，海外に出向く渡航者は感染症に対していかなる対策をとるべきであるか，個人での対応と事業主としての対応に分類した上で以下に記す（図表3）。

［個人でとるべく予防策］
1．流行している病気の特徴を知り，感染のリスクを遮断する
　a．飲料水，食事，虫　などに対する心得や対策
　b．予防接種あるいは予防薬で，予防できる疾患は，これらによる予防策を実施
2．早期診断早期治療を開始する
［事業所としてとるべく予防策］
1．情報の入手提供：
　a．渡航先の情報を提供し，予防接種など，予防方法を社員に奨励
　b．現地の医療機関の情報の入手，ならびに転院が必要な場合の移動手段の確認
2．対応マニュアルの策定

図表3　渡航者の感染症対策

個人でとるべく対策は，予防ならびに早期診断早期治療が基本となる。まず渡航先でどのような感染症に気をつけるべきであるかを確認した上で，それらの病気に罹患する原因を避けること[7]，また，予防接種や予防薬を服用することが有効な疾患もある[8]。この他，個人で行えうる代表的な対策は，食品，ならびに蚊及びマラリアに対する注意となる。

渡航者が罹患する確率が高い最たる感染症は，前述のとおり旅行者下痢症である。本症の原因微生物は，細菌のほか，ウイルスや寄生虫などあるが，衛生状態の悪い国での経口感染が主たる原因であるため[9]，第一の対策はリスクの高い飲食物を避けることとなる。具体的には，氷，サラダやカットフルーツ（汚染された水で洗ってあったり，汚染された包丁で切っている可能性がある），ならびにコーヒーに入れるミルクや作り置きの薬

味は汚染菌の繁殖の温床となる，といったことを理解した上で，密封してあるボトルの飲料を飲み，加熱調理してある食事を食べるようにしたい。また，発症した際には，抗菌薬，止痢薬，経口補水液を持参し自己治療を行うことも一つの対策となる[10]。特に信頼できる医療機関へのアクセスが困難な地域へ渡航する場合は考慮すべきであろう。

マラリアやデング熱など，蚊を媒介する感染症は，旅行者下痢症の次に頻度が高い疾患群となる。従って，防蚊対策が有効となる。具体的には，長ズボン長袖を着用し肌の露出を避ける，虫除け剤（N-diethyl-m-toluamide（DEETと呼ばれる）を含むものが一般的）の塗布，殺虫剤の使用，エアコンや蚊帳の使用，蚊が活発に活動する夕方から夜間の外出を控える，といった方法がとられる[11]。

またマラリアの流行地域に渡航する際は，抗マラリア薬の予防内服が有用である。日本国内ではメフロキン（商品名メファキン），アトバゴン・プログアニル配合剤（商品名マラロン），ドキシサイクリン（商品名ビブラマイシン）が入手可能である。マラリアのリスクがある地域で予防内服をとらない場合は，高熱が出た際には速やかに医療機関を受診することが望ましい[12]。しかし，医療機関へのアクセスが困難な地域へ渡航する場合などでは，抗マラリア薬を持参した上で，発熱時に自己判断でこれを内服する「スタンバイ治療」も選択肢となりうる[12]。渡航前に，トラベルクリニックを受診し，医師とよく相談することを薦める。

予防接種も感染症によっては有効な対策である。黄熱ワクチンは，国際保健規則に基づき，黄熱流行地域への渡航者は，国や地域ごとに接種が推奨もしくは義務付けされている[13]。このほかのワクチンで予防しうる感染症については，どのワクチンを接種するかは，ワクチン接種歴，渡航先で感染するリスク，渡航先での生活様式，罹患した際の影響（致死率，家族らへの感染のリスク）といったことを考慮したうえで，個別に予防接種計画を立てる必要が有るが，複数回の接種を必要とするワクチンもあるため，遅くとも出国する１ヶ月前にはトラベルクリニックに相談に行くことが推奨される[14]。

体調を崩した際には，「様子を見る」のではなく，速やかに信用できる医療機関を受診することにより，早期診断早期治療を開始する。この判断の遅れは，治療が遅れるだけではなく，信頼できる医療機関がある地域へ移動するチャンスを失する場合もある[15]。

事業所あるいは雇用者側としてとるべく主たる対策は，地域の情報の入手ならびに提供，ならびに感染症が流行した際の対策マニュアルの策定となる。地域の情報には，渡航先でどのような疾患が流行しているか，現地で信頼できる水準の医療機関はどこか，あるいは，どのように移動をしたら信頼できる水準の医療機関へアクセスができるか，といった情報も必要である。事業を行う地域の環境を調査した上で，予防策をとることが必要な場合もある[16]。また，対策マニュアルには，社員や社員の家族が発症した際の指針，また地域で疾患が流行するようになり，渡航者への感染が危惧される際に，企業としてどのような方針で対応するかという内容も必要となる。状況によっては，日本あるいは安全な地域に一時避難をすることが良い場合もあるが[17]，どのような人を優先して避難させるかということも含め，事前に検討されていることが望まれる。感染症の状況が管理者に速やかに報告され管理者が速やかに判断を下すこと，つまり緊急時の連絡体系及び指揮体系も重要である。そして対策マニュアルは都度見直しを行い，実情に即したものにする姿勢が大切である。なお渡航者が費用を心配せずに医療機関を受診できるようにするために，海外旅行保険の購入を考慮する。海外旅行保険は渡航中に発生した思わぬ病気や事故に対する治療費や帰国にかかる費用の担保となりうる[18]。

5．おわりに

渡航者の感染症のリスク並びにその予防策について，事業継続の観点も含め概説した。海外で流行する感染症は個人への影響にとどまらず，時として現地事業所，さらには日本側にも影響を及ぼすことがあることを認識した上で，社員を守り事業の安定化のために必要な対策を構築することを推奨する。

なお本稿は，2015年５月に開催された「日本危機管理学会　第24回年次大会（2015年度）」の公開シンポジウム「感染症の危機管理」において筆者が行った報告を，その後論文にまとめたものである。シンポジウムにご登壇いただいた濱田篤郎先生（東京医科大学病院渡航者医療センター），鈴木英孝先生（アマゾンジャパン株式会社）ならびに参加いただいた関係者皆様に，深く感謝と御礼の言葉を申し上げる。

1) World Health Organization, (1995) *Communicable disease prevention and control: new, emerging and re-emerging infectious diseases: report by the Director-General.* World Health Organization.
2) World Health Organization, http://www.who.int/topics/emerging_diseases/en/（取得日2015年10月1日）
3) Mark J. Sotir, Regina C. LaRocque, (2015) Travel Epidemiology, http://wwwnc.cdc.gov/travel/yellowbook/2016/introduction/travel-epidemiology#4495（取得日2015年10月1日）
4) Robert Steffen and Bradley A. Connor, (2006) *Vaccines in Travel Health: From Risk Assessment to Priorities,* Journal of Travel Medicine 12(1) pp. 26-35.
5) 国立感染症研究所感染症情報　http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases.html（取得日2015年10月1日）
6) 安藤裕一，(2013年)「海外の医療リスク：特に開発途上国でのリスクの考え方について」『危機管理研究』第21号，30-36頁。
7) 旅行者下痢症を予防するため，食べ物や飲料水に気をつける，狂犬病を避けるために動物にむやみに近寄らない，マラリアやデング熱を避けるために，長袖長ズボンを着用しさらに蚊除けスプレーをしようする，などの行動が感染のリスクを低下しうる。
8) 予防接種が有効な疾患の代表的なものに，A型肝炎，B型肝炎，インフルエンザ，破傷風，狂犬病，日本脳炎，黄熱病，腸チフス，ポリオなどがある。またマラリアは治療薬を予防的に内服することで感染を予防しうる。
9) Robert Steffen, Isis Amitirigala, and Margot Mutsch, (2008) *Health Risks Among Travelers — Need for Regular Updates,* Journal of Travel Medicine. 15 (3) pp. 145-146.
10) 国立国際医療研究センター，国際感染症センター編，(2015)「旅行者下痢症の対策」『グローバル感染症マニュアル』南江堂，207頁。
11) 国立国際医療研究センター，国際感染症センター編，(2015)「防蚊対策」『グローバル感染症マニュアル』南江堂，202頁。
12) 国立国際医療研究センター，国際感染症センター編，(2015)「マラリア予防内服」『グローバル感染症マニュアル』南江堂，199-201頁。
13) World Health Organization, (2013) *Vaccines and vaccination against yellow fever,* WHO Position Paper-June 2013. Weekly Epidemiological Record 27: pp. 269-284.
14) 国立国際医療研究センター，国際感染症センター編，(2015)「渡航者へのワクチン接種」『グローバル感染症マニュアル』南江堂，158-162頁。
15) 例えばデング熱を発症して血小板数が減少し，いわゆる「デング出血熱」という出血の症状が見られた際に，輸血用血液のスクリーニングが標準的になされていない地域で輸血を受けることは，ウイルス性肝炎，後天性免疫不全症候群（HIV），マラリアなどの疾患に感染するリスクを伴う。
16) マラリアが流行している地域で事業を行う場合には，水たまりを減らしたり殺虫剤を用い蚊の繁殖を抑える，建物にエアコンならびに網戸や蚊帳を設置，蚊除けスプレーを十分に準備，などの予防策をとることで，感染するリスクを低下させることができる。
17) インフルエンザあるいはエボラウイルス病など感染症が地域で猛威をふるうと，医療機関は正常に機能しなくなるため，特に乳幼児，高齢者，慢性疾患を有す人などは，早めに国外に退避した方が良い場合もある。
18) 集中治療室に入ることになれば国によっては一日あたり50万円以上かかる場合がある。なお歯科疾患，既往疾患など免責となる場合もある。

〔研究ノート〕

危機管理の基本と人材育成

飯塚康之*

要　旨

イベントに於けるリスクマネジメントは，まず危機から逃れること。次に避難の際に「人間が人間を押しつぶす」ような群衆パニックを防ぐことである。この二次災害さえ防げれば，イベントとしての危機管理はある程度達成できる。

今回注目した自治体などの防災マニュアルは，危機から逃れ，避難誘導までは共通ながら，その先が数多くある。自然災害を想定しているので危機のエリアが広く，災害の種類によって避難先も多様である。「まず命を守る」という目的の為には，様々なノウハウが有効である。ただ危機管理のノウハウは専門家の知識というよりも，万人にとって必要な知識である。防災訓練の場を，官民協力により知識の共有化を図ることで，具体的に活用していきたい。

キーワード：危機管理，人材育成，防災訓練，実用知

1．はじめに

これまでイベント・リスクマネジメントに取り組み，イベントにまつわるトラブルや危機の対処法と関連法規の概説を行ってきた。

リスクマネジメントに「安全管理」と「危機管理」があるとして，その安全管理に於いては法令を遵守し，届け出などを確実に行えば，それなりの準備は完成する。しかし，実際のイベント現場を想定してみると，どのように安全管理を行おうとも，トラブルは発生する。「想定外」は起こり，常に新たな危機に直面する。想定外のトラブルは厄介である。何の準備も為されていないので，その場の人員とノウハウで対処する以外に方法がない。

まずは「避難」である。火災や倒壊などの危険から，安全な場所へ避難誘導をしなくてはならない。この際には，人々は恐怖心に襲われているので，我先に逃げようとする。その恐怖心をコントロールできないとパニック状態が起こり，人が人を押しつぶすような二次災害が発生してしまう。「起こってしまった」事態への対処に於いてもっとも重要なのは，二次災害の防止である。

日本の建物は，消防法と建築基準法によって厳しく規制されているので，その規制内容を知っていれば避難誘導にも役に立つ。

しかし，これらはあくまでもその時点での法律である。想定外の地震や津波といったような，災害時には基本となる前提が崩れており，とにかく逃げるしかない。2011年３月11日の東日本大震災を経験し，「逃げることが，生きること」という意識は共有された。

そして本年2015年９月10日，関東・東北地域を台風による大雨が襲い，鬼怒川が決壊するなどの「想定外」が現実化した。濁流の中，孤立した民家など，大津波さながらの光景が再来した。９月１日「防災の日」の直後に災害に見舞われたのである。

大災害の度に直面する問題は「100年に一度しか起こらない事のために，そんなに多くの費用は注ぎ込めない」という現実である。そして多くの河川は堤防強化などに莫大な予算が投下され，強化が進んでいたにも関わらず，それを超える巨大災害が起こったわけである。

ハードウェアの強化によって「安全管理」を徹底して，災害を防ぐことには限界がある。同時にソフトウェアとしての「危機管理」意識を準備することが重要である。言葉は悪いが「起こってしまった事に対する，その

＊　東京富士大学・経営学部・イベントプロデュース学科准教授

場しのぎのノウハウ」が命を救う。自然災害は突如として起こるが，長期間は続かない。２～３日生き延びれば何とかなる。仮設避難住宅や災害復旧はそのあとの問題である。

２．研究の背景

そんな折，自治体の防災課との協働作業の案件が持ち上がった。イベント・リスクマネジメントと自治体防災との共通課題が提起された。突如起こるトラブル（災害）に対処し，瞬時に多数の人間を避難誘導しなくてはならない，という大前提が共通している。



行政施策に於いて「その場しのぎ」という言葉は馴染まないが，災害時の救急・救命では致し方ない。避難場所の指定や食料備蓄は平時にやっておけるが，災害直後の最優先課題は「命あってのものだね」となる。

他方，イベント・リスクマネジメントの側では，博覧会のような長期間開催のものを除けば，事前に避難訓練や危機管理講習をやっている余裕はない。自治体の防災訓練のような場に参加し，起こってしまった危機への対処法を共有し，具体的な訓練に参加することに大きな意味がある，と考える。

３．研究の方法

『パニック・コントロール』の論文に於いては，東京大学工学部の畑村氏の「失敗学」と西成氏の「渋滞学」に大いなる啓発を受けている。このふたりの視点は，イベント・リスクマネジメントに直接繋がる部分と，それらを知的体系として構築するための示唆に富んでいる。やはり研究手法の科学化は重要である。特に西成氏の「セル・マトン法」は科学的なモデルというものの厳密さと，遊び心を教えてくれる。単に現象面が似ているだけでなく，その時間経過と様態の変化が現実を反映しているかどうか，に科学性の成否が懸かっているからである。

また消防法と建築基準法とともに，防災マニュアルの検証を行った。危機が発生した場合，「損害を最低限に抑える」ことと，「二次災害を防ぐ」ことに主眼が置かれている。

最近の防災マニュアルの変化と留意点から，トラブル発生後の対処法の進化を探る。

４．研究の結果

日本はこれまで「安全管理さえやっておけば，危機は起こらない」という発想でやってきた。しかし2011年３月11日の東日本大震災で，脆くも崩れた。どんな災害にも対処しうる安全対策などない。ただ想定外の状況は常態化しない。災害の瞬間を乗り切れれば，何とかなる。「パニック・コントロール」の発想と同じである。要点は，被害の最小化と，二次災害の防止である。

イベントは常設展示場を除けば期間と場所を限定して開催されるので，すべてが仮設である。よってスプリンクラーのような常設物で対処できず，消火器やバケツで消火するしかない。トイレも仮設である。このような条件のもと，短期間に膨大な人数が集中する。

これは自治体の防災課と目的が合致する。彼らの防災訓練の第一義は「避難」である。火災なり津波なりを一時的に避けることが命を守る。避難場所にそのまま住まなければならない訳ではない。家を失った人々の仮設住宅の建設などは，もっと後の話になる。そこで「パニック・コントロール」のようなノウハウと，自治体の防災訓練との摺り合わせの話が出てきた。それに災害はいつ起こるか分からない。起こるか起こらないかも分からないことに，そんなに費用はかけられない。コストパフォーマンスの問題になる。そして完全に防災する必要はない，減災できれば良いのである。完全に防災しようと思ったら，ダブルスタンバイするしかなく，途轍もない予算が必要になり，現実の問題としては不可能である。「その場しのぎ」で命が救えるなら，それに越したことはない。

以下に，防災マニュアルやハンドブックから読み取れ

る特徴を列記する。

A. 防災マニュアルのノウハウ

1.「いっとき集合場所」

最近の防災マニュアルは「一時集合場所」ではなく「いっとき集合場所」という表記に統一されている。まずは目の前の危険から逃れる，そして集合場所も危険なら，さらに別の場所に避難する。「いっとき」という表記は「その場しのぎ」の重要性を意味している。大規模火災や大津波の場合，身近な集合場所が安全とは限らない。

それと同時に「不用意に動かず，安全な場所にとどまる」ことも呼びかけている。2011年3月11日の大震災時に帰宅困難者が大きな問題となった。大規模災害時に全員が帰宅を始めたら，大渋滞が起こってしまう。ただ家族の安否が確認できないことには現場待機もできないので，災害用伝言ダイヤル[1)]「171」などの利用を勧めている。

2.「徒歩帰宅支援対象道路」

東京都の防災マニュアルでは「徒歩帰宅支援対象道路」が指定されている。

① 第一京浜
② 第二京浜
③ 中原街道
④ 玉川通り
⑤ 甲州街道
⑥ 青梅街道，新青梅街道
⑦ 川越街道
⑧ 中山道
⑨ 北本通り
⑩ 日光街道
⑪ 水戸街道
⑫ 蔵前橋通り
⑬ 井の頭通り
⑭ 五日市街道
⑮ 環状7号線
⑯ 環状8号線

この幹線道路から半径2キロ以内には帰宅支援ステーションなどを配置し，各種支援を準備している。コンビニなども都と協定を結び，飲食物の提供や休憩スペースの提供を想定している。また，消防車や救急車などの緊急車両の運行を確保するために，環状7号線の内側へは通行禁止となる。

帰宅支援ステーションには，コンビニエンスストア，ファーストフード店，ファミリーレストラン，居酒屋チェーン，カラオケルームなど1万6,000か所以上が参加し，全都立高校および東京武道館と一部の郵便局が指定されている。（東京都では，午後6時に大地震が発生した場合，自宅までの距離が20キロを超えると，「翌朝までの徒歩帰宅は困難」と想定している。）

3. 自助と共助

突然に起こる災害に対しては，まずは「自らが助かる為の努力」をするしかない。怪我をしないことが最優先で，自宅の場合は家具の転倒が恐ろしい。阪神・淡路大震災のデータによれば，災害時の負傷者の原因の半数は家具類の転倒や落下によるものである。これらは平時の転倒防止金具の設置などで防ぐことができる。

次は初期消火であるが，目安は天井に燃え移るか否かである。床や壁の場合は消火が可能であるが，天井が燃え始めたら逃げるしかない。また，火と同様に危険なのは煙である。一酸化炭素などの有毒ガスを含むので，吸い込むと中毒などにより命を落とす危険性がある。

火災時には，

① 濡らしたタオルやハンカチなどで，口と鼻を覆う。（無い場合は，ネクタイや衣類で代用）
② できるだけ姿勢を低くする。
③ 階段では這ったまま，後ろ向きに降りる。
④ 短い距離なら，息を止めて一気に走り抜ける。（濡らしたシーツを体全体に巻きつけると効果的）
⑤ 視界が悪い時は，壁伝いに避難する。

ことが生死を左右する。

出火が無い場合は，ガスの元栓を閉めてから避難する。ここまでが自助である。

避難する際は隣近所に声を掛け合い，高齢者，乳幼児，障害者などの災害弱者を共に助けることを呼び掛けている。自宅を出たあとは避難所など，常に集団行動となり「共助」の意識が無いとトラブルの原因となってしまう。しかしストレスは人間に大きなダメージを与えるので，メンタルケアなどについては積極的に相談するように指導している。大規模災害から2～3日は公的支援も間に合わないので，自助・共助で生き残ることが最優先となる。

4．大災害時の知恵

従来のマニュアルも風邪などの感染症予防や，エコノミークラス症候群[2]予防，一酸化炭素中毒予防（車中避難の場合）などが説明されていたが，本年2015年９月に配布された『東京防災』では応急処置のノウハウが多数示されている。

「もしもマニュアル」という項目では，心肺蘇生法から止血，応急手当まで図解で紹介しており，代用品の利用も積極的に薦めている。簡易おむつの作り方から簡易ランタン・簡易コンロまで，その場にあるモノを如何に活用するかが，イラストを中心に事細かに説明されている。まさに「その場しのぎの知恵」のオンパレードである。

5．日常備蓄

大規模災害時には公的支援が開始されるまでに一定の時間がかかってしまう。その為，自宅に数日から一週間程度の備蓄が必要になる。東日本大震災の時など，コンビニもスーパーもその日の内に食料品・飲料が棚から無くなってしまった。

従来の災害用備蓄は乾パンやヘッドライトなど普段使わない物を用意する特別な準備と考えられていた。管理や継続が難しくて諦めた人も多い。そこで日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」が重視されるようになった。

食品は缶詰やレトルト食品，ドライフーズや栄養補助食品，調味料など非常食３日分を含む数日分を備蓄しておく。飲料水は大人１人当たり，１日３リットルが目安。少なくても７日分以上の用意が必要。

また，被災地の避難生活を経験した方が重宝したというアイテムは以下の通りである。

・水
・簡易トイレ
・充電式などのラジオ
・カセットコンロ・ガスボンベ
・懐中電灯
・ビニール袋
・常備薬
・乾電池
・食品包装用ラップ

避難所に持ち込める量としても，この程度が限界であろう。

6．ハザード・マップ

各自治体とも，「いっとき集合場所」や「広域避難所」などの他に，危険個所を知らせるハザード・マップを公開するようになっている。火災や水害，がけ崩れの危険個所などが示されている。

新住民の多い都市部や，新興住宅地には貴重な判断材料となる。これらのマップ類は自助の為に役立つが，共助の為にこそ活用したい。町内会単位での助け合いが基本になるが，年配者が高齢者を助けるのでは限界がある。地域内の中学校・高校・大学などとの連携を図りたい。地図作成時に生徒や学生の手を借り，アンケート集計のような形で担当エリアの独居老人などを知り，避難誘導の役割を果たしてもらうのである。防災訓練などを通じて，地域の絆の再構築と強化を図る。

B. パニック・コントロールのノウハウ

1．出口の問題

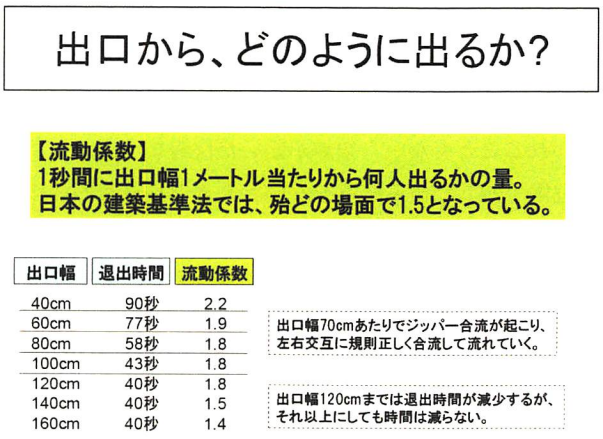
イベントはコンサート会場などの閉ざされた場所で開催されることも多い。コンサート会場などは，消防法によっても建築基準法によっても厳しく規制されている。大人数を収容する閉鎖空間のドアは，内開きは許されず，全てが外開きを義務付けられ，緊急避難の際に，群衆の流れに逆らわずに開くように定められている。（飯塚2014）

ここで注目すべきは「流動係数」という概念である。「１秒間に出口幅１メートルから何人出るか」を数値化している。日本の建築基準法では，殆どの場面で1.5となっている。東京大学工学部の西成氏が面白い実験結果を伝えている。

「ここではドイツのドゥイスブルク大学で行われた興味深い実験結果を紹介しよう。出口の幅を40センチメートルから160センチメートルまで変化させ，80人の学生がどのように部屋から退出するかを調べたものだ。実験では，全員が出口の前にあらかじめ近寄った状態からスタートし，とくにお互いに競争せずに歩いて出口から出てもらった。（中略）これによれば，40センチメートルの狭いときが90秒と最も時間がかかり，幅が広くなると流れが良くなって，120センチメートルの幅まで退出時間が減少する。しかし，それ以上広くなっても退出時間は約40秒のままでほぼ一定になっている。これは，出口幅がある程度以上広くなれば，人々はそこをボトルネックと感じなくなり，とくに出口で流れは絞られずに通常歩行のまま通過しようとしている様子を表している。」

（西成活裕『クルマの渋滞，アリの行列』2007）

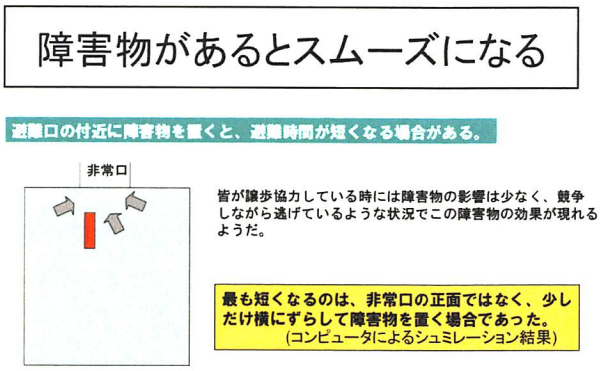
図 1



この実験結果からすれば，出口幅120センチメートルのドアが最も効率的な出口ということになる。

また出口に於いては，コンピュータ・シュミレーションに拠れば，出口手前に障害物があった方が流れがスムーズになるという報告もある。パニック時にあっては我先に脱出しようと焦るので，出口前にアーチ現象が起こってしまい，互いの体が邪魔し合って，誰一人出られないという現象も起こり得る。

図 2



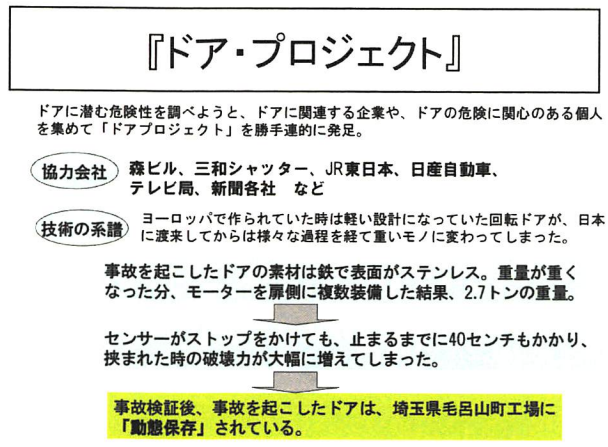
東京大学工学部の畑村洋太郎氏が，失敗学の中で「ドア・プロジェクト」なるものを紹介している。

2004年３月26日，六本木ヒルズの回転ドア事故が起こり，男児（６）が自動回転ドアに挟まれ死亡した。彼はドアに潜む危険性を調べようと，ドアに関連する企業や，ドアの危険に関心のある個人を集めて「ドアプロジェクト」を勝手連的に発足した。

そこには，森ビル，三和シャッター，JR東日本，日産自動車，テレビ局，新聞各社などが協力企業として参加した。様々な検証がなされ，原因究明と事故の背景にある技術史の系譜までが解き明かされた。

そして，事故検証後，事故を起こしたドアは，埼玉県毛呂山町工場に「動態保存」されている。このような取り組みは，緊急時の出口からの脱出にも大いに役立つはずである。

図 3

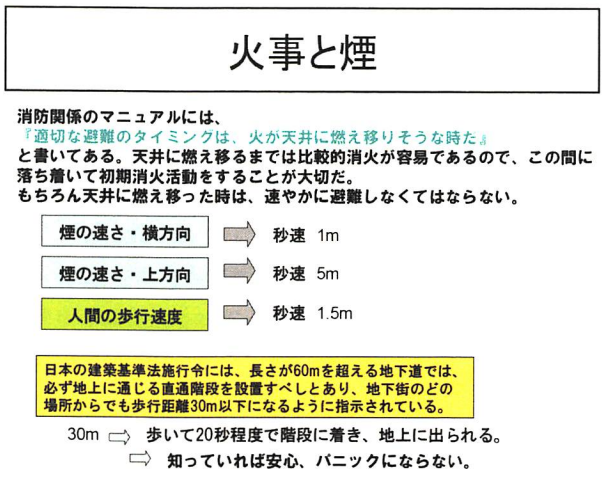


2．歩行速度と階段

出口の後に待ち受けているのが，通路と階段である。

通路にあっては，消防法の指導による火災時のマニュアルとリンクしている。消防関係のマニュアルには，『適切な避難のタイミングは，火が天井に燃え移りそうな時だ』と書いてある。天井に燃え移るまでは比較的消火が容易であるので，この間に落ち着いて初期消火活動をすることが大切だ。もちろん天井に燃え移った時は，速やかに避難しなくてはならない。

図 4



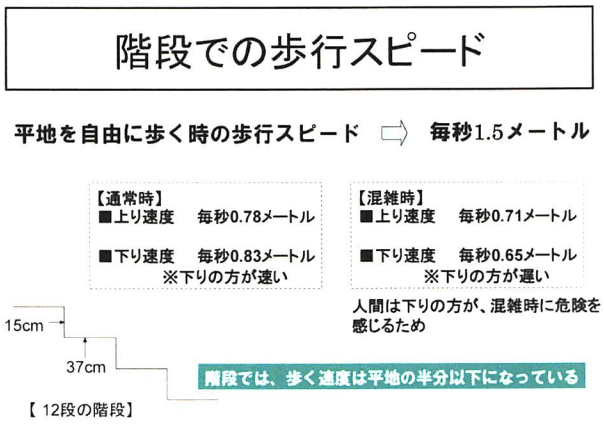
人間の歩行速度と煙の速度

消防法の想定では，人間の歩行速度は秒速1.5メートルとなっている。時速４キロでは緊急時の目安にはならない。秒速1.5メートルなら容易に想像できる。この容易さがパニック時には重要となる。

階段では事情が異なる。階段では，歩く速度は平地の半分以下になっている。特に「下り」時は，転落の危険を察知することにより，身構えて慎重になるので速度が遅くなる。この時に，後ろから押されると悲劇が起こる。階段の存在を知らない人間が焦って前の人を押すことがドミノ倒しのように階段まで伝わると，「群衆なだれ」が発生してしまう。

避難誘導時に，階段の存在を知らせ，その速度が平地の半分以下であることを知っておくことが重要となる。

図５



階段での歩行速度

火災や地震などの災害時，人間は本能として「まず，自分だけが助かろう」とするので，個体にとっての目先の利害だけで動いてしまう。それが集団としての避難行動にとっては致命的に有害な場合が多くある。

パニック時，人間は本能的に走ってしまう。それは当然であり，避難スピードを速めることにもなる。ただ一定スピードを超えると確実に二次災害を引き起こす。走る人に「走らないでください」と言っても止めることはできない。「走ると，遅くなります」と確信を持って叫べることが重要である。人間の歩行速度は秒速1.5メートル。この速度を体感として知っておき，それが避難時に，最も確実に脱出できる速度であることを科学的なデータを元に理解・確信していることが，イベント運営スタッフには必須の要件となる。

３．地下街と建築基準法

地下は人間にとって，不自然な状態である。本来，人間はそのような所で暮らすようにはできておらず，災害時には必ずと言ってよいほどパニックが起こる。

しかし現在の過密化した社会に於いては，地下街はとても便利である。まず雨に濡れないし，太陽の日差しに焼かれることもない。空調が効いた快適な空間で，車道を危険を犯して渡る必要もない。大きな鉄道駅の前には必ずある。

そして，そんな便利な場所には多くの人が集まり，通過していく。当然様々な商売が行われ，イベント・スペースとしても有効である。

その地下街を建築基準法は厳しく規制している。いったん火災でも起こったら，多数の死者が発生する危険性に満ちている。静岡駅前の地下街でガス爆発が起きてから，地下街の規制は格段に厳しくなった。「60メートル以上の地下街は，どの地点からも30メートル以内に，地上に脱出する階段を設置しなくてはならない。」と明記されている。

逆に言えば，地下街で火災や地震に遭遇した場合，日本の地下街は30メートル行けば，必ず出口があるのである。それを知っていれば，パニックに陥った群衆に，明確な指示ができる。少なくとも，群衆どうしがお互いに妨害し合う悲劇は軽減できる。

４．パニック・コントロール

どんなに用意周到に準備したところで，トラブルも災害も発生する。火災はともかくとして，地震など誰もコントロールできない。そんな事は不可能である。

パニック・コントロールという言葉を使うに当たっては，「制御不能に見える事件・事故に対して，何とか可能な限り対処しよう」という思いを込めている。パニックは確かにコントロールできないが，起こってしまった事に対処し，二次災害を可能な限り減らしていく努力が求められている。

そのためには事前教育が重要になる。科学的なデータに裏付けられた，徹底した「実用知」の世界である。

５．研究の考察

1995年阪神・淡路大震災，2011年東日本大震災を経て，自治体の防災マニュアルも格段の進歩を遂げてきた。未曾有の大災害を経験することにより，「この程度

の準備をしておけば」というような楽観論が許されなくなっている。災害は確実に起こるので，起こったらまず何をするのか？　身近なモノを如何に利用するのか？　その時その場にいる人とどのように協力するのか？　有効性のあるノウハウが数多く提供されるようになった。災害体験者の意見も反映されている。

片やイベント・リスクマネジメントから生まれたパニック・コントロールの発想からは，危機発生の瞬間をいかにやり過ごすかの実用知が提供されている。火災や倒壊などの直接危機からの避難に加え，避難途中に人が人を押しつぶす「群衆なだれ」を防ぐことに主眼がある。

しかし，個別のイベントにおいてパニック・コントロールの教育や訓練を施すのは困難である。イベントに限らず，民間の通常業務の中で専門の危機管理要員を置くことは大企業といえども簡単ではない。

そこで自治体の防災訓練のような場において，危機管理のノウハウを共有し，実地訓練も行う官民協力体制を構築したい。危機管理のノウハウは誰にとっても有用で，誰もが知ってこそ現場で役に立つ。町内会や職場単位での避難などは，実際にやってみないと良く分からない。それができるのは自治体主催の防災訓練であろう。大災害が頻発する現在，市民の側も積極的に参加・協力する意識形成が進んでいると思われる。危機管理の人材育成は社会全体で取り組むべきである。

6．今後の課題

本年2015年９月10日，関東・東北豪雨により堤防が決壊し鬼怒川などの氾濫が起きた。決壊場所である常総市では濁流に飲まれて多くの人が被災した。常総市の市役所は，自家発電設備を持っていたが，水没により全電源喪失に陥った。2011年の福島第一原発と同じ構図である。

自家発電装置は重量があり大きい為に，１階か地下１階に設置されることが多い。燃料タンクも必要なので消防法による規制も厳しい。水没も避けられる２階以上に設置することは困難であろう。しかし電源喪失は市役所などから全ての機能を奪ってしまう。危機管理センターの役割を果たせない。

日本中の殆どの自治体庁舎が同様であろう。構造上も，防災上も２階以上には設置されていないはずである。

そこで，せめて分電盤や配電盤を上階に設置し，自家発電装置の部屋と，燃料タンクを完全防水にできないものだろうか。それらの状況調査と，防水技術の検証を行ってみたい。

1)　NTTの提供する災害用伝言ダイヤル。災害時には一般の電話がつながりにくくなるので，家族などが互いに伝言を残し，伝言を確認できる伝言板のようなサービス。
　伝言を吹き込む時は「171→１→自分の電話番号→伝言を入れる（30秒以内）」
　伝言を聞く時は「171→２→自分の電話番号→伝言を聞く（30秒以内）」

2)　エコノミークラス症候群とは，長時間足を動かさないでいることで足の静脈に血栓ができ，歩き出した後などに血栓の一部が血流に運ばれて肺や脳の血管を塞いでしまう病気。肺塞栓や脳卒中を発症する恐れもある。避難所などでの生活においては，なるべく体を動かすように指導している。

参考文献

飯塚康之「危機管理研究　第22号」日本危機管理学会　2014年
伊東豊雄「あの日からの建築」集英社　2012年
大脇賢次「イラストでわかる　消防法」ナツメ社　2012年
小村智宏「未来への経済論」弘文堂　2007年
高木任之「イラストレーション消防法　建築物」学芸出版社　2008年
高木任之「建築基準法を読みこなすコツ」学芸出版社　2008年
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社「リスクマネジメントがよ～くわかる本」秀和システム　2012年
西成活裕「渋滞学」新潮選書　2006年
西成活裕「クルマの渋滞　アリの行列」技術評論社　2007年
西成活裕「無駄学」新潮選書　2008年
西成活裕「よくわかる渋滞学」ナツメ社　2009年
西成活裕「渋滞の先頭は何をしているのか？」宝島社　2009年
野下文生「道路交通法解説　13-2訂版」東京法令出版　2006年
畑村洋太郎「失敗学のすすめ」講談社　2000年
畑村洋太郎「失敗学　事件簿」小学館　2007年
畑村洋太郎・吉川良三「危機の経営」講談社　2009年
畑村洋太郎「危険学のすすめ　ドアプロジェクトに学ぶ」講談社　2006年
畑村洋太郎「危険学」ナツメ社　2011年
原田泉・山内康英「ネット社会の自由と安全保障」NTT出版　2005年
山下　享「現代のトイレ事情　災害・イベント編」東京法令出版　2000年
山田信亮「図解雑学　消防法」ナツメ社　2011年
「北区防災ハンドブック　保存版」東京都北区
「東京防災」東京都総務局総合防災部防災管理課　2015年

『危機管理研究』執筆要綱（概要版）

日本危機管理学会 編集委員会

（2013年 3 月27日 改訂）

以下は「執筆要綱」の概要になります。学会ウェブで必ず「詳細版」をご確認の上，ご執筆頂きますようお願い致します。

1．投稿論文の要件

1.1 投稿論文は本学会の大会，研究会，研究部会で，日本語，もしくは英語で報告した未発表のもの（日本語論文，もしくは英語論文）を基本とし，本学会の会員が執筆したものとする。（連名で投稿する場合，少なくとも執筆者の一人が学会員であればよい）

1.2 査読を通過した投稿論文は，査読結果にもとづき，以下のいずれかとして学会誌へ掲載する。

一般論文：本学会が検討課題とする研究分野を，理論的または実証・実践的に分析し，かつ新規性が認められるもの

学会報告：本学会が検討課題とする研究分野の主要課題を扱った資料的価値の高いもの

1.3 投稿論文の提出期限等は編集委員会の指示に従う（後述 5 を参照）。

1.4 「抜き刷り」を希望する場合，執筆者が印刷会社に直接申し込むとともに実費を負担する（後述 5 を参照）。

1.5 投稿論文は編集委員会の査読を受けなければならない。（「招待論文」は編集委員会の方針により，個別に執筆を依頼するものとする）

2．執 筆 要 綱

2.1 原稿作成ソフト

投稿論文は MS-Word で作成する。

2.2 字数

字数は，図表を含め12,000～25,800字（図表も文字スペースとして換算する）とする。なお，学会誌のページ数で12頁（学会誌の 1 頁＝2,150字：43行×25字× 2 段。最大：25,800字相当を超える場合，1 頁あたり5,000円を執筆者が負担する）

〈論文構成例〉：12頁（25,800字：執筆規定で最大の紙幅）
- 1 頁（タイトル，著者名，所属，要旨（日本語），キーワード（日本語），Abstract（英語），Keywords（英語））→2,150字
- 10頁（本文，注，引用文献）→21,500字
- 1 頁（図表）→2,150字相当

2.3 図表

図もしくは表は，図 1，図 2…表 1，表 2…と表記せず「図表 1，図表 2…」とする。各図表の下には，「図表番号」を記載し，一文字分空けて「図表タイトル」を続けて記載する。

2.4 フォント，句読点，口調

字体は自由とするが，字の大きさは使用箇所に応じて以下とする。

- 「論文タイトル」，「所属・氏名」：12ポイント
- 「要旨」という文字と「要旨本文」：11ポイント（Abstract も同様）
- 「キーワード」という文字と「キーワード」：11ポイント（Keywords も同様）
- 「小見出し」（節）：11ポイント （「項」：10.5ポイント）

・「本文」：10.5ポイント

・「注および引用文献」という文字と「注および引用文献」：10ポイント

ただし英数文字は「半角」を使用のこと。句点は「。」，読点は「,」，口調は「である」調のこと。

2.5　その他

年号は原則として「西暦」を使用のこと。

3．原稿の構成

「タイトル」（日本語および英語）→「所属・氏名」（日本語および英語）→「要旨」（日本語：500字以内）→「キーワード」（日本語：5～6個）→「Abstract」（英語：300字以内）→「Keywords」（英語：5～6個）→「本文」の順に記載。本文の構成は「1．はじめに」，「節」（2，3…），「項」（1.1，1.2…），「おわりに」，「注および引用文献」とする。特に「注および引用文献」は明確にすること。論文は「一段組」で作成し，一行は40文字で作成すること。

4．原稿中での引用，注，転載

4.1　引用

原稿中で書籍等から引用をおこなう際は，引用箇所を本文と明確に区別するとともに，引用箇所ごとに出典を明示すること。例）引用箇所を「　」でとじる，など。

4.2　引用文献の明記，注の明記

引用文献，注には1)，2)，…，を通し番号として使用する。本文で引用文献を説明する語，もしくは注を作成する語の右肩に，MS-Wordの文末脚注作成機能を利用して通し番号を付して，原稿の最後に文末脚注として，それらの番号，および引用文献（または注）を明示すること。

＊日本語文献の場合，「著者名，（発行年）『書名』出版社，引用頁＋。」の順で記載する。

（外国文献の場合は，上の順で「,」を「,」（カンマ），書名は『　』で閉じず，イタリックッス体とする）

＊日本語文献から単数ページを引用する場合　→○頁。例）1頁。

（外国文献の場合　→p.○．例）p. 1.）

＊日本語文献から複数ページを引用する場合　→○－△頁。例）1-10頁。

（外国文献の場合　→pp.○－（半角英数ハイフン）△．例）pp. 123-128.）

とする。

4.3　転載

著書等から図表，写真などを原稿へ転載する場合，発行元と著者から転載許諾を得ること。特殊な資料，カタログ，ポスターなども同様の扱いとする。

5．提出形態，締切日，抜き刷り，その他

提出形態，締切日，抜き刷り，その他については，別途，個別にご連絡申し上げます。

以　上

A Study on the China's Land Reclamation in the South China Sea

Hajime KURAMOCHI

Abstract

In recent years China has done a Land Reclamation Activities such as aggressively in the South China Sea (SCS). For this action, not only the South China Sea littoral states but many states attract serious interest and strong concerns about the deterioration of the situation. But China has continued to such activities without hesitation to these pressures, it is already push forward on an artificial island construction, such as performing the construction of the runway. In order to derive the answers, this paper discussed mainly from a legal point of view and the strategic and geopolitical point of view. As a result, artificial island that was born by China's activities in SCS, on the international law, not to admit any new rights, it became clear that it is a legal act without meaning to. However, from the strategic point of view, SCS is a sea area that becomes the basis for the historical and traditional maritime strategy that strategic boundary and "nine-dotted (dash) line" of China, also becomes clear that here presence ensured at not negotiable, it is China not only the side surface of the maritime strategy, were found to also be supported from the geopolitical perspective. In other words, China does not have a legal point of view about SCS but have a strategic and geopolitical point of view. Because we infer that it is not possible to break the hard stance of China in the future, Japan also continues to involve this issue.

Keywords : South China Sea, China, UNCLOS, Land Reclamation, Geopolitics

Status of one-party rule of the Chinese Communist Party
— experience of Soviet Union as a reference —

Tetsuya NAKANO
Naoto TAKESHIGE

Abstract

An outstanding change has occurred in the ruling methods in China under the regime of Xi Jinping, including a large scale anti-corruption drive and information/speech control. Taking the Soviet Union as an example, the main factors that led to the downfall of the Communist Party can be listed as 1) the collapse of the privilege structure for the party members ; 2) the liberalization of the press/speech ; and 3) the reckless driving of the military–industrial complex. In contemporary China, although a privilege structure for the party has been maintained, Xi's large scale anti-corruption drive may disrupt its function. As a result, the centripetal force of the party may be weakened. In addition, the spread of new media raises difficulties in the party's control of information. Therefore, Xi has escalated his clampdown on free speech while people's distrust and dissatisfaction with the party continues to spread. With regard to the military, the Chinese Communist Party has firmly maintained a system for controlling the People's Liberation Army. However, as the influence of the military–industrial complex is strong, Xi is trying to control the military by purging key persons, and this may cause a new struggle. Although the current situation in China is not necessarily the same as in the last years of the Soviet Union, considering the current drastic changes, attention should be paid to all of the above points.

Keywords : The Chinese Communist Party, One-party rule, Soviet Union, Privilege, Information control, Military–industrial complex

Recent Movements of the International Terrorism and Counter Measures for Tokyo Olympic and Paralympic Games
— Increasing Threats of the International Terrorism by Islamic State and Points of Japanese Countering Policy —

Katsumi IWAI

Abstract

It is an urgent matter to analyze the recent movements of the international terrorism and make appropriate assessments confronting the Olympic and Paralympic Games in Tokyo in 2020. After the death of supreme commander Osama Bin Laden, it becomes common for Islamic radical groups in the world to align themselves with the Islamic State. The international terrorist attacks under the name of the Islamic State have been spreading. Lone Wolf Style terrorist attacks have been increasing. Terrorist attacks which targeted Japanese also occurred in the circumstance of increasing threats by the Islamic State. Japan should establish its countering terrorism policy on a look at the trends of the international terrorism and the strategy by the Islamic State. We should take the counter measures to prevent alien terrorists from invading Japanese territory, as well as restricting the influx of the Islamic extremism and the Self Radicalization in order to defend Japan against the Lone Wolf Style attacks.

Keywords : International Terrorism, Olympic and Paralympic Games in Tokyo, Countering Terrorism, Al Qaeda, Islamic State

Crisis Management Tools for Building Continuity Management of Important Buildings
— Integrated Information Management Method of Building Spaces and Equipment —

Hirotaka KOJIMA
Yukihiro MASUDA

Abstract

Resilience of buildings will be improved by revising the methods of building management. This paper discusses the development of integrated information management method of building spaces and equipment. In the early stages after a disaster, it is important to judge what has happened, what are the actual conditions, whether important operation spaces can be used, what are the causes of malfunctions, what to do to achieve continuity of function and early restoration of function. This report presents a methodology of crisis management tools for facility management of important buildings to support the process of building continuity management for the building manager.

Keywords: Business Continuity, Building Continuity Management, Building Equipment, Lifeline, Crisis Management

Risk Management for Infectious Diseases on Overseas Travelers
— How Should We Prevent and How Should We React? —

Yuichi ANDO

Abstract

The number of Japanese enterprises expanding their business overseas increases every year, and this advancement is more notable in developing countries. This trend will naturally provoke a greater prevalence of infectious diseases among travelers when abroad and overseas residents because the risk of infection is higher in developing countries. In addition, access to medical facilities which provide medical care at an international standard would be an issue in these countries. This article outlines the idea of how to protect travelers and overseas residents from infectious diseases and how things should be handled in case employees are infected. Although the risk of infectious disease alters with time, we must understand that some infectious diseases continue to be an undeniable risk to the individual's wellbeing, the local community, as well as a company's operating performance. Therefore, taking appropriate precautions and countermeasures should be a serious consideration at all levels including the individual, the government, and the enterprise.

Keywords : Emerging Infectious Disease, Re-emerging Infectious Diseases, Developing Countries, Medical Risks, Medical Standard.

The Basical Knowledgement and Personal Education of Risk Management

Yasuyuki IIZUKA

Abstract

At first, the risk management of events is escape. Second, stop the crowd panic. When you control the crowd panic, the risk management of events is complete.

The government risk management book of natural disaster is like this, but next step is various. Because of assumption of natural disaster, the crisis area is wide-ranged. As the kind of disaster, the way of escape is different. The various kind of know-how is effective to life guarding. The knowledgement of risk management is necessary for everyone, not for specialist. I would like to use the disaster drill, under the cooperation of private sector and public sector.

Keywords : Risk Management, Personal Education, The Training against Natural Disaster Practical Knowledge, Panic Control

編集後記

おかげ様で第24号は危機管理研究に関する多様な論文が6篇投稿されました。中国共産党の展望をソ連の共産党崩壊との比較で論じた論文，南シナ海における中国の人口島の埋め立てに関する論文と中国に関する2つの論文が寄せられています。また，東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え，最近の国際テロの動向を分析・脅威評価を行いその対策を論じた論文，イベントの危機管理と自然災害の危機管理の共通性に着目し危機管理の人材養成を社会全体で取り組むべきことを論じた論文，災害時の拠点施設の「機能継続マネジメント」を支援するためのツールの開発を試みた論文，渡航者の感染症のリスク及びその予防・緊急時対応を論じた論文，様々な立場から危機管理の在り方が論じられた。6つの論文どれもが充実した内容でリスク社会への大きな展望を提示し，学問的にも危機管理研究に貢献するものとして意義のある内容になったと考えます。

最後に第24号を刊行するにあたり，執筆者をはじめとしてご尽力いただいた皆様，特に編集委員としてよくマネジメントして頂いた増田氏に深く感謝申し上げます。

〔編集委員長　酒井　明（千葉科学大学）〕

2016 年 3 月 15 日発行

日本危機管理学会誌

危機管理研究 第24号

危機管理のための総合雑誌

編集委員長　酒井　明
発行・編集　日本危機管理学会
Crisis & Risk Management Society of Japan

日本危機管理学会　事務局
〒105-8524　東京都港区虎ノ門1-15-16　笹川平和財団ビル6F
笹川平和財団海洋政策研究所内
info@crmsj.org

印 刷 所　㈱千秋社

©2016　Printed in Japan　ISSN 0919_245X

Crisis & Risk Management Review

No. 24 March 2016

CONTENTS

A Study on the China's Land Reclamation in the South China Sea ····· Hajime, Kuramochi 1

Status of one-party rule of the Chinese Communist Party : experience of Soviet Union as a reference ····· Tetsuya, Nakano Naoto, Takeshige 13

Recent Movements of the International Terrorism and Counter Measures for Tokyo Olympic and Paralympic Games : Increasing Threats of the International Terrorism and Points of Japanese Countering Policy ····· Katsumi, Iwai 23

Crisis Management Tools for Building Continuity Management of Important Buildings : Integrated Information Management Method of Building Spaces and Equipment ····· Hirotaka, Kojima Yukihiro, Masuda 31

Risk Management for Infectious Diseases on Overseas Travelers : How Should We Prevent and How Should We React? ····· Yuichi, Ando 39

The Basical Knowledgement and Personal Education of Risk Management ····· Yasuyuki, Iizuka 45

Published by

Crisis & Risk Management Society of Japan